官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府　令〕
○企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府五）　二
〔省　令〕
○外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令（財務二）　四
○幼稚園設置基準の一部を改正する省令（文部科学三）　四
○著作権法施行規則の一部を改正する省令（同四）　五
○森林法施行規則の一部を改正する省令（農林水産八）　五
○経済産業省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律施行規則（経済産業三）　五
○海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業・国土交通一）　五
○国土交通省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（国土交通一一）　六
○環境影響評価法施行規則及び廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令（環境二）　六
〔法規的告示〕
○労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理等に関する告示（厚生労働四四）　六
○森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件の一部を改正する件（農林水産二〇八）　七
○商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の記章を指定した件（経済産業一〇）　七
○商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたイタリア共和国の監督用又は証明用の印章又は記号を指定した件（同一一）　七
○商標法第四条第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたモンゴル国の記章を指定した件（同一二）　七
○商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたセルビア共和国の監督用又は証明用の印章又は記号を指定した件（同一三）　七
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州連合諸機関翻訳センターの標章を指定した件（同一四）　八
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された合同核研究所の標章を指定した件（同一五）　八
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された国際民間防衛機関の標章を指定した件（同一六）　八
○海洋再生可能エネルギー発電設備又はその維持管理の方法の基準に関し必要な事項を定める告示及び公募対象施設等又はその維持管理の方法の基準に関し必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（国土交通二九七）　八
〔官庁報告〕
産　業
日本産業規格（経済産業省）　八
〔公　告〕
諸　事　項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　八
裁判所
破産、免責、再生関係　八
特殊法人等
料金の額及び徴収期間の変更（中日本高速道路株式会社・首都高速道路株式会社）、税理士証票無効・登録抹消関係　三三
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　三三
会社その他
会社決算公告　三四
三九

府　令

○内閣府令第五号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五条第一項（同条第五項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）及び同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項及び第三項（これらの規定を同条第五項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）及び同法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条の五第一項（同条第三項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）及び同法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年二月二十日

内閣総理大臣　高市　早苗

企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第一条　企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（届出書提出期限の特例）	（届出書提出期限の特例）
第三条　法第四条第四項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の募集又は売出しを行う場合とする。	**第三条**　［同上］
［一～四　略］	［一～四　同上］
五　会社法（平成十七年法律第八十六号）第二百七十七条に規定する新株予約権無償割当てに係る新株予約権証券であつて、取引所金融商品市場（法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）において売買を行うこととなるもの	五　会社法（平成十七年法律第八十六号）第二百七十七条に規定する新株予約権無償割当てに係る新株予約権証券であつて、取引所金融商品市場（法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。第十四条の十四の二第一項第一号及び第十九条第二項第二号の二において同じ。）において売買を行うこととなるもの
（有価証券届出書等の記載の特例）	（有価証券届出書等の記載の特例）
第九条　法第五条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書並びに法第十三条第二項ただし書及び第二十三条の十二第七項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。	**第九条**　［同上］
一　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券、有価証券信託受益証券のうち受託有価証券が株券であるもの又は預託証券で株券を表示するもの（第五号及び第十九条の九において「株券等」という。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合　次に掲げる事項	一　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券、有価証券信託受益証券のうち受託有価証券が株券であるもの又は預託証券で株券を表示するもの（第五号において「株券等」という。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合　次に掲げる事項
［イ～ヘ　略］	［イ～ヘ　同上］
［二～十　略］	［二～十　同上］
（サステナビリティ情報の記載方法）	［条を加える。］
第十九条の九　法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券の発行者（金融庁長官が指定する取引所金融商品市場に上場されている株券等の発行者に限る。）であつて、平均時価総額が一兆円以上である者は、有価証券届出書又は法第二十四条第一項の規定による有価証券報告書（以下この条において「有価証券届出書等」という。）の記載事項のうちサステナビリティ関連記載事項については、一般に公正妥当と認められるサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準に従つて、これを記載しなければならない。当該サステナビリティ関連記載事項を訂正する場合における訂正届出書又は訂正報告書についても、同様とする。	

2　前項に規定する者以外の者は、有価証券届出書等（同項後段の規定による訂正届出書又は訂正報告書を含む。）の記載事項のうちサステナビリティ関連記載事項については、一般に公正妥当と認められるサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準に従つて、これを記載することができる。

3　第一項の「平均時価総額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一　有価証券届出書等を提出しようとする日が上場日（第一項に規定する発行者の発行する株券等が、法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券に該当することとなつた日をいう。次号において同じ。）以後五事業年度（有価証券届出書等を提出しようとする日の属する事業年度の直前事業年度（以下この項において「直前事業年度」という。）を除く。）の末日を経過している場合　直前事業年度の前事業年度の末日及び当該前事業年度の開始の日前四年以内に開始した事業年度の全ての末日における株券等の時価総額（取引所金融商品市場（法第二条第三十二項に規定する特定取引所金融商品市場を除く。）における時価総額をいう。同号において同じ。）の合計を五で除して得た額

二　前号に掲げる場合以外の場合　上場日以後に経過した事業年度（直前事業年度を除く。）の全ての末日における株券等の時価総額の合計を当該経過した事業年度の全ての末日の数で除して得た額

4　第一項及び第二項の「サステナビリティ関連記載事項」とは、次に掲げる事項をいう。

一　有価証券届出書等の記載事項のうち「サステナビリティに関する考え方及び取組」の項目に記載すべき事項（この府令の様式に定めるものに限り、当該事項の全部又は一部を他の項目において記載する場合を含む。）

二　前号に掲げる事項を訂正する場合における訂正届出書又は訂正報告書のうち当該事項を訂正する部分

5　サステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準についての調査研究及び作成を業として行う団体であつて次に掲げる要件の全てを満たすものが作成及び公表を行つたサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準のうち、公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、一般に公正妥当なサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準として認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるもの（次項において「サステナビリティ開示基準」という。）は、第一項に規定する一般に公正妥当と認められるサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準に該当するものとする。

一　利害関係を有する者から独立した民間の団体であること。

二　特定の者に偏ることなく多数の者から継続的に資金の提供を受けていること。

三　高い専門的見地からサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準を作成する能力を有する者による合議制の機関（以下この項において「基準委員会」という。）を設けていること。

四　基準委員会が公正かつ誠実に業務を行うものであること。

五　基準委員会がサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準について上場会社等（法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券の発行者をいう。以下この号において同じ。）を取り巻く経営環境及び上場会社等の実務の変化への適確な対応並びに国際的な整合性の確保の観点から継続して検討を加えるものであること。

６　外国の者である場合における第一項又は第二項の規定の適用については、金融庁長官が認める場合には、次に掲げる外国の基準を第一項に規定する一般に公正妥当と認められるサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準とみなすことができる。

一　サステナビリティ開示基準と整合的な基準

二　国際サステナビリティ開示基準（国際財務報告基準財団により公表されるサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準をいう。）及びこれと整合的な基準

第二号様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	＿＿財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【会社名】(2)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【英訳名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】(3)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(4)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）金額】(5)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【安定操作に関する事項】(6)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】(7)	名称 （所在地）

第一部　［略］

第二部【企業情報】

第１【企業の概況】

［１～４　略］

［削る。］

第２【事業の状況】

１【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】(29)

２【サステナビリティに関する考え方及び取組】(30)

［３～６　略］

第３　［略］

第４【提出会社の状況】

［１～４　略］

第二号様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	＿＿財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【会社名】(2)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【英訳名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】(3)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(4)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）金額】(5)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【安定操作に関する事項】(6)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】(7)	名称 （所在地）

第一部　［同左］

第二部　［同左］

第１　［同左］

［１～４　同左］

５【従業員の状況】(29)

第２　［同左］

１【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】(30)

２【サステナビリティに関する考え方及び取組】(30－２)

［３～６　同左］

第３　［同左］

第４　［同左］

［１～４　同左］

5【従業員の状況等】	［加える。］
⑴【人材戦略に関する基本方針等】(58－２)	
⑵【従業員の状況】(58－３)	
［第５～第７　略］	［第５～第７　同左］
［第三部・第四部　略］	［第三部・第四部　同左］
(記載上の注意)	(記載上の注意)
⑴　一般的事項	⑴　［同左］
［ａ～ｊ　略］	［ａ～ｊ　同左］
ｋ　「第二部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」まで及び「第４　提出会社の状況」の「５　従業員の状況等」に将来に関する事項を記載する場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、将来に関する事項が含まれる箇所を特定した上で、一定程度、集約して記載することができる。 (a)　将来に関する事項が含まれる旨及び当該事項は届出書提出日現在において判断したものである旨 (b)　将来に関する事項に係る記載内容が事後的に異なるものとなる可能性がある場合には、その旨及びその要因 (c)　将来に関する事項を記載するに当たり前提とされた事実及び仮定並びに推論過程 (d)　情報の入手経路の確認を含む将来に関する事項の適切性を検討し、評価するための社内の手続（将来に関する事項の開示に対し責任を有する機関又は個人について、その名称又は役職名及び役割を含む。）	ｋ　「第二部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」までに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。
［⑵～㉔　略］	［⑵～㉔　同左］
㉕　主要な経営指標等の推移	㉕　［同左］
［ａ～ｃ　略］	［ａ～ｃ　同左］
ｄ　「第４　提出会社の状況」の「５　従業員の状況等」の「⑵　従業員の状況」において、連結会社及び提出会社における臨時従業員の平均雇用人員を記載している場合には、ａ(q)及びｂ(u)に掲げる従業員数の記載に併せて、臨時従業員の平均雇用人員を外書きとして記載すること。	ｄ　「５　従業員の状況」において、連結会社及び提出会社における臨時従業員の平均雇用人員を記載している場合には、ａ(q)及びｂ(u)に掲げる従業員数の記載に併せて、臨時従業員の平均雇用人員を外書きとして記載すること。
［ｅ～ｇ　略］	［ｅ～ｇ　同左］
ｈ　提出会社が第19条の９第１項に規定する取引所金融商品市場に上場されている株券等（第９条第１号に規定する株券等をいう。ｈにおいて同じ。）の発行者である場合には、最近６事業年度の各事業年度の末日における株券等の時価総額（第19条の９第３項第１号に規定する時価総額をいう。）及び平均時価総額（同項に規定する平均時価総額をいう。）を注記すること。	［加える。］
［㉖～㉘　略］	［㉖～㉘　同左］
［削る。］	㉙　従業員の状況 ａ　最近日現在の連結会社における従業員数（就業人員数をいう。以下㉙において同じ。）をセグメント情報に関連付けて記載すること。 　また、提出会社の最近日現在の従業員について、その数、平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与（賞与を含む。）を記載するとともに、従業員数をセグメント情報に関連付けて記載すること。

b　連結会社又は提出会社において、臨時従業員が相当数以上ある場合には、最近日までの１年間におけるその平均雇用人員を外書きで示すこと。ただし、当該臨時従業員の総数が従業員数の100分の10未満であるときは、記載を省略することができる。

c　最近日までの１年間において、連結会社又は提出会社の従業員の人員に著しい増減があった場合にはその事情を、労働組合との間に特記すべき事項等があった場合にはその旨を簡潔に記載すること。

d　最近事業年度の提出会社及びその連結子会社それぞれにおける管理職に占める女性労働者の割合（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（平成27年厚生労働省令第162号。ｅ及びｆにおいて「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令」という。）第19条第１項第１号ホに掲げる事項をいう。以下ｄにおいて同じ。）を記載すること。ただし、提出会社及びその連結子会社が、最近事業年度における管理職に占める女性労働者の割合について、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。ｅ及びｆにおいて「女性活躍推進法」という。）の規定による公表をしない場合は、記載を省略することができる。

e　最近事業年度の提出会社及びその連結子会社それぞれにおける男性労働者の育児休業取得率（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第１項第２号ハに掲げる事項のうち男性に係るものであって同条第２項の規定により公表しなければならないもの又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成３年労働省令第25号。(b)において「育児・介護休業法施行規則」という。）第71条の６各号に掲げるいずれかの割合をいう。）を記載すること。ただし、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合は、記載を省略することができる。

(a)　提出会社及びその連結子会社が、最近事業年度における労働者の男女別の育児休業取得率（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第１項第２号ハに掲げる事項をいう。）について、女性活躍推進法の規定による公表をしない場合

(b)　提出会社及びその連結子会社が、最近事業年度における労働者の育児休業の取得の状況（育児・介護休業法施行規則第71条の６各号に掲げるいずれかの割合をいう。）について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）の規定による公表をしない場合

f　最近事業年度の提出会社及びその連結子会社それぞれにおける労働者の男女の賃金の差異（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第１項第１号リに掲げる事項であって同条第２項の規定により公表しなければならないものをいう。）を記載すること。ただし、提出会社及びその連結子会社が、最近事業年度における労働者の男女の賃金の差異（同号リに掲げる事項をいう。）について、女性活躍推進法の規定による公表をしない場合は、記載を省略することができる。

g　連結子会社のうち主要な連結子会社以外のものに係るｄからｆまでに規定する事項については、「第二部　企業情報」の「第７　提出会社の参考情報」の「２　その他の参考情報」に記載することができる。この場合においては、その箇所を参照する旨を記載すること。

⑶⓪　［同左］

a　最近日現在における連結会社（連結財務諸表を作成していない場合には提出会社。以下⑶⓪、(30―２)、⑶⑴ａ、⑶⑶ａ、⑶⑺及び⑸⑹ｄ(ｆ)において同じ。）の経営方針・経営戦略等の内容を記載すること。記載に当たっては、連結会社の経営環境（例えば、企業構造、事業を行

⑵⑼　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

a　最近日現在における連結会社（連結財務諸表を作成していない場合には提出会社。以下⑵⑼、⑶⓪ｂ及びｃ、⑶⑴ａ、⑶⑶ａ、⑶⑺、⑸⑹ｄ(ｆ)並びに（58―２）において同じ。）の経営方針・経営戦略等の内容を記載すること。記載に当たっては、連結会社の経営環境（例えば、企

業構造、事業を行う市場の状況、競合他社との競争優位性、主要製品・サービスの内容、顧客基盤、販売網等）についての経営者の認識の説明を含め、㉗ａの規定により記載した事業の内容と関連付けて記載すること。また、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等がある場合には、その内容を記載すること。

ｂ　［略］

㉚　サステナビリティに関する考え方及び取組

ａ　第19条の９第１項又は第２項の規定の適用を受ける者は、冒頭に、次に掲げる事項を記載した上で、サステナビリティ開示基準（同条第５項に規定するサステナビリティ開示基準をいう。以下㉚において同じ。）により開示することとされている事項を記載すること。

(a)　サステナビリティ開示基準に準拠している旨

(b)　第19条の９第１項又は第２項のいずれの規定の適用を受けるものかの別

(c)　企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和８年内閣府令第５号）附則第２条第２項の規定の適用を受けている場合には、その旨及び最近事業年度の次の事業年度に係る半期報告書の提出期限までにサステナビリティ開示基準により開示することとされている事項を記載した訂正届出書を提出する旨

(d)　サステナビリティ開示基準に基づく経過措置（サステナビリティ開示基準で定めるところにより、当該経過措置の適用を受ける場合にはその旨を開示することとされているものに限る。）の適用を受けている場合には、その旨並びにその根拠となる規定及び内容

ｂ　ａの場合以外の場合には、最近日現在における連結会社のサステナビリティに関する考え方及び取組の状況（人的資本（人材の多様性を含む。）に係るものを除く。）について、次のとおり記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

(a)　ガバナンス（サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視し、及び管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続をいう。）及びリスク管理（サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、及び管理するための過程をいう。）について記載すること。

(b)　戦略（短期、中期及び長期にわたり連結会社の経営方針・経営戦略等に影響を与える可能性があるサステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための取組をいう。ｃ㈥において同じ。）並びに指標及び目標（サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する連結会社の実績を長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる情報をいう。ｃ(c)において同じ。）のうち、重要なものについて記載すること。

ｃ　最近日現在における連結会社の人的資本（人材の多様性を含む。）について、次のとおり記載すること。ただし、ａの規定により、サステナビリティ開示基準に従って、これと同様の記載をしているときは、この限りでない。

(a)　ｂ(a)に掲げる事項を記載すること。

う市場の状況、競合他社との競争優位性、主要製品・サービスの内容、顧客基盤、販売網等）についての経営者の認識の説明を含め、㉗ａの規定により記載した事業の内容と関連付けて記載すること。また、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等がある場合には、その内容を記載すること。

ｂ　［同左］

(30－２)　［同左］

最近日現在における連結会社のサステナビリティに関する考え方及び取組の状況について、次のとおり記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

ａ　ガバナンス（サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視し、及び管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続をいう。）及びリスク管理（サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、及び管理するための過程をいう。）について記載すること。

ｂ　戦略（短期、中期及び長期にわたり連結会社の経営方針・経営戦略等に影響を与える可能性があるサステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための取組をいう。ｃにおいて同じ。）並びに指標及び目標（サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する連結会社の実績を長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる情報をいう。ｃにおいて同じ。）のうち、重要なものについて記載すること。

ｃ　ｂの規定にかかわらず、人的資本（人材の多様性を含む。）に関する戦略並びに指標及び目標について、次のとおり記載すること。

(a)　人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針（例えば、人材の採用及び維持並びに従業員の安全及び健康に関する方針等）を戦略において記載すること。

(b)　(a)で記載した方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績を指標及び目標において記載すること。

(b)　人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針（例えば、人材の採用及び維持並びに従業員の安全及び健康に関する方針等）を戦略において記載すること。

(c)　(b)で記載した方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績を指標及び目標において記載すること。

なお、ｃにおいて記載することとされた事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

ｄ　スコープ３温室効果ガス排出（バリュー・チェーンで発生する間接的な温室効果ガス排出（第三者から購入又は取得した上で消費する電気、蒸気、温熱又は冷熱の生成から発生する間接的な温室効果ガス排出を除く。）をいう。）に関する定量情報（以下ｄにおいて「スコープ３定量情報」という。）を記載する場合にあっては、スコープ３定量情報に係る(1)ｋ(b)から(d)までに掲げる事項を記載すること。

⑶1　［略］

⑶2　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

ａ　［略］

［(a)～(d)　略］

(e)　経営成績等の状況に関して、事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとに、経営者の視点による認識及び分析・検討内容（例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析）を⑵9ａの規定により記載した経営方針・経営戦略等の内容のほか、届出書に記載した他の項目の内容と関連付けて記載すること。また、資本の財源及び資金の流動性に係る情報についても記載すること。なお、経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等がある場合には、当該経営方針・経営戦略等又は当該指標等に照らして、経営者が経営成績等をどのように分析・検討しているかを記載するなど、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

［(f)・(g)　略］

［ｂ～ｅ　略］

⑶3　重要な契約等

［ａ～ｇ　略］

ｈ　提出会社が第19条第２項第12号の４に規定する財務上の特約その他当該提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある特約が付された金銭消費貸借契約の締結若しくはこれらの特約が付された社債の発行をしている場合又は連結子会社が同項第20号に規定する財務上の特約その他当該連結会社（同項第13号に規定する当該連結会社をいう。以下ｈにおいて同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある特約が付された金銭消費貸借契約の締結若しくはこれらの特約が付された社債の発行をしている場合において、その金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高（複数の金銭消費貸借契約に同種の特約が付されている場合にあっては、各金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高を合計した額）又はその社債の期末残高（複数の社債に同種の特約が付されている場合にあっては、各社債の期末残高を合計した額）が当該連結会社に係る最近連結会計年度の末日における同項第13号に規定する連結純資産額（当該提出会社が連結財務諸表提出会社でない場合にあっては、当該提出会社の最近事業年度の末日における同項第５号に規定する純資産額）の100分の10以上

⑶1　［同左］

⑶2　［同左］

ａ　［同左］

［(a)～(d)　同左］

(e)　経営成績等の状況に関して、事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとに、経営者の視点による認識及び分析・検討内容（例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析）を⑶0ａの規定により記載した経営方針・経営戦略等の内容のほか、届出書に記載した他の項目の内容と関連付けて記載すること。また、資本の財源及び資金の流動性に係る情報についても記載すること。なお、経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等がある場合には、当該経営方針・経営戦略等又は当該指標等に照らして、経営者が経営成績等をどのように分析・検討しているかを記載するなど、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

［(f)・(g)　同左］

［ｂ～ｅ　同左］

⑶3　［同左］

［ａ～ｇ　同左］

ｈ　提出会社が第19条第２項第12号の４に規定する財務上の特約その他当該提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある特約が付された金銭消費貸借契約の締結若しくはこれらの特約が付された社債の発行をしている場合又は連結子会社が同項第20号に規定する財務上の特約その他当該連結会社（同項第13号に規定する当該連結会社をいう。以下ｈにおいて同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある特約が付された金銭消費貸借契約の締結若しくはこれらの特約が付された社債の発行をしている場合において、その金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高（複数の金銭消費貸借契約に同種の特約が付されている場合にあっては、各金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高を合計した額）又はその社債の期末残高（複数の社債に同種の特約が付されている場合にあっては、各社債の期末残高を合計した額）が当該連結会社に係る最近連結会計年度の末日における同項第13号に規定する連結純資産額（当該提出会社が連結財務諸表提出会社でない場合にあっては、当該提出会社の最近事業年度の末日における同項第５号に規定する純資産額）の100分の10以上

に相当する額であるときは、その期末残高に係る金銭消費貸借契約（提出会社が連結子会社との間又は連結子会社が提出会社若しくは他の連結子会社との間で締結しているものを除く。以下ｈにおいて同じ。）又は社債（提出会社が連結子会社に対して、又は連結子会社が提出会社若しくは他の連結子会社に対して発行しているものを除く。以下ｈにおいて同じ。）についての次に掲げる事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

［(a)・(b)　略］

［(34)～(37)　略］

(38)　株式の総数等

［ａ～ｈ　略］

ｉ　協同組織金融機関の場合には、普通出資及び優先出資に区分して記載すること（「１　株式等の状況」の「(3)　発行済株式総数、資本金等の推移」から「３　配当政策」までにおいて同じ。(58－３）ｇの規定により「５　従業員の状況等」の「(2)　従業員の状況」に(46)ａ(a)から(c)までに掲げる事項を記載する場合についても、同様とする。）。

ｊ　［略］

(39)　ストックオプション制度の内容

［ａ～ｅ　略］

ｆ　使用人等のみに対して新株予約権証券を付与する場合であって、ａからｄまでにより記載すべき事項を「５　従業員の状況等」の「(2)　従業員の状況」に記載しているときは、その旨を記載することによって、本項目におけるこれらの事項の記載を省略することができる。

［(40)～(45)　略］

(46)　役員・従業員株式所有制度の内容

ａ　提出会社の役員、使用人その他の従業員（定義府令第16条第１項第７号の２イ(1)に規定する対象従業員を含む。ｃ及び（58－３）ｇにおいて同じ。）又はこれらの者を対象とする持株会（以下(46)において「役員・従業員持株会」という。）に提出会社の株式を一定の計画に従い、継続的に取得させ、又は売り付けることを目的として、当該提出会社の株式の取得又は買い付けを行う信託その他の仕組みを利用した制度（以下(46)及び（58－３）ｇにおいて「役員・従業員株式所有制度」という。）を導入している場合には、次の(a)から(c)までに掲げる事項を具体的に記載すること。

［(a)～(c)　略］

ｂ　［略］

ｃ　使用人その他の従業員のみを対象とした役員・従業員株式所有制度を導入している場合であって、ａ(a)から(c)までに掲げる事項を「５　従業員の状況等」の「(2)　従業員の状況」に記載しているときは、その旨を記載することによって、本項目におけるこれらの事項の記載を省略することができる。

［(47)～(58)　略］

（58－２）　人材戦略に関する基本方針等

ａ　連結会社の人材戦略を連結会社の経営方針・経営戦略等に関連付けて、具体的に記載すること。

に相当する額であるときは、その期末残高に係る金銭消費貸借契約又は社債についての次に掲げる事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

［(a)・(b)　同左］

［(34)～(37)　同左］

(38)　［同左］

［ａ～ｈ　同左］

ｉ　協同組織金融機関の場合には、普通出資及び優先出資に区分して記載すること（「１　株式等の状況」の「(3)　発行済株式総数、資本金等の推移」から「３　配当政策」までにおいて同じ。）。

ｊ　［同左］

(39)　［同左］

［ａ～ｅ　同左］

［加える。］

［(40)～(45)　同左］

(46)　［同左］

ａ　提出会社の役員、使用人その他の従業員（定義府令第16条第１項第７号の２イ(1)に規定する対象従業員を含む。）又はこれらの者を対象とする持株会（以下(46)において「役員・従業員持株会」という。）に提出会社の株式を一定の計画に従い、継続的に取得させ、又は売り付けることを目的として、当該提出会社の株式の取得又は買い付けを行う信託その他の仕組みを利用した制度（以下(46)において「役員・従業員株式所有制度」という。）を導入している場合には、次の(a)から(c)までに掲げる事項を具体的に記載すること。

［(a)～(c)　同左］

ｂ　［同左］

［加える。］

［(47)～(58)　同左］

［加える。］

b　連結会社の従業員（連結会社の事業活動の特性上、臨時従業員が果たす役割が重要である場合には、臨時従業員を含む。）の給与（賞与を含む。）その他の給付の額及び内容の決定に関する方針について、具体的に記載すること。

なお、当該方針は、提出会社（提出会社が子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする会社である場合にあっては、提出会社及び最大人員会社（提出会社の連結子会社（外国の会社を除く。以下ｂにおいて同じ。）のうち最近事業年度における従業員数（就業人員数をいう。以下ｂ及び（58―３）において同じ。）が最も多い会社（当該会社の従業員数が連結会社の従業員数の過半数を超えない場合には、連結子会社のうちその次に従業員数が多い会社を含む。）をいう。(58―３) ｄにおいて同じ。)）に係るものに限ることができる。

c　ａ及びｂの規定に基づき記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

(58―３)　従業員の状況　　［加える。］

a　最近日現在の連結会社における従業員数をセグメント情報に関連付けて記載すること。

b　提出会社の最近日現在の従業員について、その数、平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与（賞与を含む。以下ｂにおいて同じ。）及び平均年間給与の対前事業年度増減率（最近事業年度における平均年間給与からその前事業年度における平均年間給与を控除した額を当該前事業年度における平均年間給与の額で除して得た割合をいう。）を記載すること。

c　提出会社の従業員数をセグメント情報に関連付けて記載すること。

d　提出会社が子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする会社である場合には、最大人員会社に係るｂに規定する事項について、会社ごとに区分して記載すること。

e　連結会社又は提出会社において、臨時従業員が相当数以上ある場合には、最近日までの１年間におけるその平均雇用人員を外書きで示すこと。ただし、当該臨時従業員の総数が従業員数の100分の10未満であるときは、記載を省略することができる。

f　最近日までの１年間において、連結会社又は提出会社の従業員の人員に著しい増減があった場合にはその事情を、労働組合との間に特記すべき事項等があった場合にはその旨を簡潔に記載すること。

g　使用人等のみに対して新株予約権証券を付与する場合には、㊴ａからｄまでに掲げる事項又はこれらの事項を「１　株式等の状況」の「(2)　新株予約権等の状況」の「①　ストックオプション制度の内容」に記載している旨を、使用人その他の従業員のみを対象とした役員・従業員株式所有制度を導入している場合には㊻ａ(a)から(c)までに掲げる事項又はこれらの事項を「１　株式等の状況」の「(7)　役員・従業員株式所有制度の内容」に記載している旨を記載すること。

h　最近事業年度の提出会社及びその連結子会社それぞれにおける管理職に占める女性労働者の割合（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（平成27年厚生労働省令第162号。ｉ及びｊにおいて「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令」という。）第19条第１項第１号ホに掲げる事項をいう。以下ｈにおいて同じ。）を記載すること。ただし、提出会社及びその連結子会社が、最近事業年度における管理職に占める女性労働者の割合について、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。ｉ及びｊにおいて「女性活躍推進法」という。）の規定による公表をしない場合は、記載を省略することができる。

ｉ　最近事業年度の提出会社及びその連結子会社それぞれにおける男性労働者の育児休業取得率（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第１項第２号ハに掲げる事項のうち男性に係るものであって同条第２項の規定により公表しなければならないもの又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成３年労働省令第25号。(b)において「育児・介護休業法施行規則」という。）第71条の６各号に掲げるいずれかの割合をいう。）を記載すること。ただし、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合は、記載を省略することができる。

(a)　提出会社及びその連結子会社が、最近事業年度における労働者の男女別の育児休業取得率（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第１項第２号ハに掲げる事項をいう。）について、女性活躍推進法の規定による公表をしない場合

(b)　提出会社及びその連結子会社が、最近事業年度における労働者の育児休業の取得の状況（育児・介護休業法施行規則第71条の６各号に掲げるいずれかの割合をいう。）について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）の規定による公表をしない場合

ｊ　最近事業年度の提出会社及びその連結子会社それぞれにおける労働者の男女の賃金の差異（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第１項第１号リに掲げる事項であって同条第２項の規定により公表しなければならないものをいう。）を記載すること。ただし、提出会社及びその連結子会社が、最近事業年度における労働者の男女の賃金の差異（同号リに掲げる事項をいう。）について、女性活躍推進法の規定による公表をしない場合は、記載を省略することができる。

ｋ　連結子会社のうち主要な連結子会社以外のものに係るｈからｊまでに規定する事項については、「第７　提出会社の参考情報」の「２　その他の参考情報」に記載することができる。この場合においては、その箇所を参照する旨を記載すること。

［(59)～(89)　略］

第二号の四様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

【提出先】　＿＿財務（支）局長

【提出日】　年　月　日

【会社名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【英訳名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【代表者の役職氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【届出の対象とした募集（売出）金額】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【縦覧に供する場所】　名称

（所在地）

［(59)～(89)　同左］

第二号の四様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

【提出先】　＿＿財務（支）局長

【提出日】　年　月　日

【会社名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【英訳名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【代表者の役職氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【届出の対象とした募集（売出）金額】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【縦覧に供する場所】　名称

（所在地）

第一部　［略］	第一部　［同左］
第二部【企業情報】	第二部　［同左］
第１【企業の概況】	第１　［同左］
［１～４　略］	［１～４　同左］
［削る。］	５【従業員の状況】
［第２・第３　略］	［第２・第３　同左］
第４【提出会社の状況】	第４　［同左］
［１～４　略］	［１～４　同左］
５【従業員の状況等】	［加える。］
⑴【人材戦略に関する基本方針等】	
⑵【従業員の状況】	
［第５～第７　略］	［第５～第７　同左］
［第三部・第四部　略］	［第三部・第四部　同左］
（記載上の注意）	（記載上の注意）
次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。	［同左］
なお、第９条第９号に掲げる場合には、本邦の金融商品取引所が株券をその売買のため上場することを承認する前における当該株券の募集又は売出しの相手方を有価証券届出書（以下この様式において「届出書」という。）の表紙に付記すること。	
［⑴～⑽　略］	［⑴～⑽　同左］
⑾　主要な経営指標等の推移	⑾　［同左］
［ａ～ｃ　略］	［ａ～ｃ　同左］
ｄ　「第４　提出会社の状況」の「５　従業員の状況等」の「⑵　従業員の状況」において、連結会社及び提出会社における臨時従業員の平均雇用人員を記載している場合には、ａ⑼及びｂ⑸に掲げる従業員数の記載に併せて、臨時従業員の平均雇用人員を外書きとして記載すること。	ｄ　「５　従業員の状況」において、連結会社及び提出会社における臨時従業員の平均雇用人員を記載している場合には、ａ⑼及びｂ⑸に掲げる従業員数の記載に併せて、臨時従業員の平均雇用人員を外書きとして記載すること。
ｅ　［略］	ｅ　［同左］
［⑿～⑳　略］	［⑿～⑳　同左］
第二号の五様式	第二号の五様式
【表紙】	【表紙】
【提出書類】　有価証券届出書	【提出書類】　有価証券届出書
【提出先】　＿＿財務（支）局長	【提出先】　＿＿財務（支）局長
【提出日】　年　月　日	【提出日】　年　月　日
【会社名】⑵　＿＿＿＿＿＿＿＿	【会社名】⑵　＿＿＿＿＿＿＿＿
【英訳名】　＿＿＿＿＿＿＿＿	【英訳名】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】⑶　＿＿＿＿＿＿＿＿	【代表者の役職氏名】⑶　＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿	【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿	【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿	【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿	【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿	【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿	【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(4)
【届出の対象とした募集（売出）金額】(5)
【安定操作に関する事項】(6)
【縦覧に供する場所】(7)　名称
（所在地）

［第一部・第二部　略］
第三部【企業情報】
第１【企業の概況】
［１～５　略］
［削る。］
６【コーポレート・ガバナンスの状況等】
(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】(31)
(2)【役員の状況】(32)
［表略］
(3)【監査の状況】(33)
(4)【役員の報酬等】(34)
７【従業員の状況等】
(1)【人材戦略に関する基本方針等】(35)
(2)【従業員の状況】(35－２)
［第２～第６　略］
［第四部～第六部　略］
（記載上の注意）
(1)　一般的事項
［ａ～ｈ　略］
ｉ　「第三部　企業情報」の「第１　企業の概況」の「７　従業員の状況等」及び「第２　事業の状況」の「１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」までに将来に関する事項を記載する場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、将来に関する事項が含まれる箇所を特定した上で、一定程度、集約して記載することができる。
(a)　将来に関する事項が含まれる旨及び当該事項は届出書提出日現在において判断したものである旨
(b)　将来に関する事項に係る記載内容が事後的に異なるものとなる可能性がある場合には、その旨及びその要因
(c)　将来に関する事項を記載するに当たり前提とされた事実及び仮定並びに推論過程
(d)　情報の入手経路の確認を含む将来に関する事項の適切性を検討し、評価するための社内の手続（将来に関する事項の開示に対し責任を有する機関又は個人について、その名称又は役職名及び役割を含む。）
［(2)～(30)　略］

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(4)
【届出の対象とした募集（売出）金額】(5)
【安定操作に関する事項】(6)
【縦覧に供する場所】(7)　名称
（所在地）

［第一部・第二部　同左］
第三部　［同左］
第１　［同左］
［１～５　同左］
６【従業員の状況】(31)
７　［同左］
(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】(32)
(2)【役員の状況】(33)
［同左］
(3)【監査の状況】(34)
(4)【役員の報酬等】(35)
［加える。］

［第２～第６　同左］
［第四部～第六部　同左］
（記載上の注意）
(1)　［同左］
［ａ～ｈ　同左］
ｉ　「第三部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」までに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。
［(2)～(30)　同左］

［削る。］

㉛～㉞　［略］

㉟　人材戦略に関する基本方針等

第二号様式記載上の注意（58―２）に準じて記載することができる。

（35―２）　従業員の状況

ａ　最近日現在の従業員について、その数、平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与（賞与を含む。以下ａにおいて同じ。）及び平均年間給与の対前事業年度増減率（最近事業年度における平均年間給与からその前事業年度における平均年間給与を控除した額を当該前事業年度における平均年間給与の額で除して得た割合をいう。）を記載すること。

また、事業部門別の従業員数を記載すること。

㉛　従業員の状況

ａ　最近日現在の従業員について、その数、平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与（賞与を含む。）を記載すること。

また、事業部門別の従業員数を記載すること。

ｂ　臨時従業員が相当数以上ある場合には、最近日までの１年間におけるその平均雇用人員を外書きで示すこと。ただし、当該臨時従業員の総数が従業員数の100分の10未満であるときは、記載を省略することができる。

ｃ　最近日までの１年間において、従業員の人員に著しい増減があった場合にはその事情を、労働組合との間に特記すべき事項等があった場合にはその旨を簡潔に記載すること。

ｄ　最近事業年度の提出会社における管理職に占める女性労働者の割合（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（平成27年厚生労働省令第162号。ｅ及びｆにおいて「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令」という。）第19条第１項第１号ホに掲げる事項をいう。以下ｄにおいて同じ。）を記載すること。ただし、提出会社が、最近事業年度における管理職に占める女性労働者の割合について、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。ｅ及びｆにおいて「女性活躍推進法」という。）の規定による公表をしない場合は、記載を省略することができる。

ｅ　最近事業年度の提出会社における男性労働者の育児休業取得率（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第１項第２号ハに掲げる事項のうち男性に係るものであって同条第２項の規定により公表しなければならないもの又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成３年労働省令第25号。(b)において「育児・介護休業法施行規則」という。）第71条の６各号に掲げるいずれかの割合をいう。）を記載すること。ただし、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合は、記載を省略することができる。

(a)　提出会社が、最近事業年度における労働者の男女別の育児休業取得率（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第１項第２号ハに掲げる事項をいう。）について、女性活躍推進法の規定による公表をしない場合

(b)　提出会社が、最近事業年度における労働者の育児休業の取得の状況（育児・介護休業法施行規則第71条の６各号に掲げるいずれかの割合をいう。）について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）の規定による公表をしない場合

ｆ　最近事業年度の提出会社における労働者の男女の賃金の差異（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第１項第１号リに掲げる事項であって同条第２項の規定により公表しなければならないものをいう。）を記載すること。ただし、提出会社が、最近事業年度における労働者の男女の賃金の差異（同号リに掲げる事項をいう。）について、女性活躍推進法の規定による公表をしない場合は、記載を省略することができる。

㉜～㉟　［同左］

［加える。］

［加える。］

b　臨時従業員が相当数以上ある場合には、最近日までの１年間におけるその平均雇用人員を外書きで示すこと。ただし、当該臨時従業員の総数が従業員数の100分の10未満であるときは、記載を省略することができる。

c　最近日までの１年間において、従業員の人員に著しい増減があった場合にはその事情を、労働組合との間に特記すべき事項等があった場合にはその旨を簡潔に記載すること。

d　使用人等のみに対して新株予約権証券を付与する場合には、㉙の規定により第二号様式記載上の注意㉟ａからｄまでに掲げる事項又はこれらの事項を「４　株式等の状況」の「(2)　新株予約権等の状況」の「①　ストックオプション制度の内容」に記載している旨を記載すること。

e　最近事業年度の提出会社における管理職に占める女性労働者の割合（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（平成27年厚生労働省令第162号。ｆ及びｇにおいて「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令」という。）第19条第１項第１号ホに掲げる事項をいう。以下ｅにおいて同じ。）を記載すること。ただし、提出会社が、最近事業年度における管理職に占める女性労働者の割合について、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。ｆ及びｇにおいて「女性活躍推進法」という。）の規定による公表をしない場合は、記載を省略することができる。

f　最近事業年度の提出会社における男性労働者の育児休業取得率（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第１項第２号ハに掲げる事項のうち男性に係るものであって同条第２項の規定により公表しなければならないもの又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成３年労働省令第25号。(b)において「育児・介護休業法施行規則」という。）第71条の６各号に掲げるいずれかの割合をいう。）を記載すること。ただし、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合は、記載を省略することができる。

(a)　提出会社が、最近事業年度における労働者の男女別の育児休業取得率（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第１項第２号ハに掲げる事項をいう。）について、女性活躍推進法の規定による公表をしない場合

(b)　提出会社が、最近事業年度における労働者の育児休業の取得の状況（育児・介護休業法施行規則第71条の６各号に掲げるいずれかの割合をいう。）について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）の規定による公表をしない場合

g　最近事業年度の提出会社における労働者の男女の賃金の差異（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第１項第１号リに掲げる事項であって同条第２項の規定により公表しなければならないものをいう。）を記載すること。ただし、提出会社が、最近事業年度における労働者の男女の賃金の差異（同号リに掲げる事項をいう。）について、女性活躍推進法の規定による公表をしない場合は、記載を省略することができる。

㊱　［略］

㊲　サステナビリティに関する考え方及び取組

第二号様式記載上の注意㉚に準じて記載することができる。この場合において、同様式記載上の注意㉚中「連結会社」とあるのは、「提出会社」と読み替えるものとする。

［㊳・㊴　略］

㊱　［同左］

㊲　［同左］

第二号様式記載上の注意（30－２）に準じて記載することができる。この場合において、同様式記載上の注意（30－２）中「連結会社」とあるのは、「提出会社」と読み替えるものとする。

［㊳・㊴　同左］

⑷⓪　重要な契約等

［ａ～ｆ　略］

ｇ　提出会社が第19条第２項第12号の４に規定する財務上の特約その他当該提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある特約が付された金銭消費貸借契約の締結又はこれらの特約が付された社債の発行をしている場合において、その金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高（複数の金銭消費貸借契約に同種の特約が付されている場合にあっては、各金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高を合計した額）又はその社債の期末残高（複数の社債に同種の特約が付されている場合にあっては、各社債の期末残高を合計した額）が当該提出会社の最近事業年度の末日における同項第５号に規定する純資産額の100分の10以上に相当する額であるときは、その期末残高に係る金銭消費貸借契約（連結子会社との間で締結しているものを除く。以下ｇにおいて同じ。）又は社債（連結子会社に対して発行しているものを除く。以下ｇにおいて同じ。）についての次に掲げる事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

［(a)・(b)　略］

［⑷⓵～⑸⑺　略］

第二号の六様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	＿＿財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【会社名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【英訳名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）金額】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【安定操作に関する事項】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

⑷⓪　［同左］

［ａ～ｆ　同左］

ｇ　提出会社が第19条第２項第12号の４に規定する財務上の特約その他当該提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある特約が付された金銭消費貸借契約の締結又はこれらの特約が付された社債の発行をしている場合において、その金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高（複数の金銭消費貸借契約に同種の特約が付されている場合にあっては、各金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高を合計した額）又はその社債の期末残高（複数の社債に同種の特約が付されている場合にあっては、各社債の期末残高を合計した額）が当該提出会社の最近事業年度の末日における同項第５号に規定する純資産額の100分の10以上に相当する額であるときは、その期末残高に係る金銭消費貸借契約又は社債についての次に掲げる事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

［(a)・(b)　同左］

［⑷⓵～⑸⑺　同左］

第二号の六様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	＿＿財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【会社名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【英訳名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）金額】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【安定操作に関する事項】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

［第一部・第二部　略］
第三部【企業情報】
第１【企業の概況】
　［１～４　略］
　［削る。］
［第２・第３　略］
第４【提出会社の状況】
　［１～４　略］
　５【従業員の状況等】
　　⑴【人材戦略に関する基本方針等】
　　⑵【従業員の状況】
［第５～第７　略］
［第四部～第六部　略］
（記載上の注意）
　　［略］
第二号の七様式
【表紙】
【提出書類】　有価証券届出書
【提出先】　＿＿財務（支）局長
【提出日】　年　月　日
【会社名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【英訳名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）金額】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】　名称
　（所在地）

［第一部・第二部　略］
第三部【企業情報】
第１【企業の概況】
　［１～４　略］
　［削る。］
［第２・第３　略］

［第一部・第二部　同左］
第三部　［同左］
第１　［同左］
　［１～４　同左］
　５【従業員の状況】
［第２・第３　同左］
第４　［同左］
　［１～４　同左］
　［加える。］

［第５～第７　同左］
［第四部～第六部　同左］
（記載上の注意）
　　［同左］
第二号の七様式
【表紙】
【提出書類】　有価証券届出書
【提出先】　＿＿財務（支）局長
【提出日】　年　月　日
【会社名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【英訳名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）金額】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】　名称
　（所在地）

［第一部・第二部　同左］
第三部　［同左］
第１　［同左］
　［１～４　同左］
　５【従業員の状況】
［第２・第３　同左］

第４【提出会社の状況】
［１～４　略］
５【従業員の状況等】
(1)【人材戦略に関する基本方針等】
(2)【従業員の状況】
［第５～第７　略］
［第四部～第六部　略］
（記載上の注意）
［略］
第三号様式
【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項
【提出先】	財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【事業年度】	第　期（自　年　月　日　至　年　月　日）
【会社名】(2)	
【英訳名】	
【代表者の役職氏名】(3)	
【本店の所在の場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【最寄りの連絡場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【縦覧に供する場所】(4)	名称 （所在地）

第一部【企業情報】
第１【企業の概況】
［１～４　略］
［削る。］
第２【事業の状況】
１【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】(9)
２【サステナビリティに関する考え方及び取組】(10)
［３～６　略］
第３　［略］
第４【提出会社の状況】
［１～４　略］
５【従業員の状況等】
(1)【人材戦略に関する基本方針等】(39―２)
(2)【従業員の状況】(39―３)
［第５～第７　略］
第二部　［略］

第４　［同左］
［１～４　同左］
［加える。］
［第５～第７　同左］
［第四部～第六部　同左］
（記載上の注意）
［同左］
第三号様式
【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項
【提出先】	財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【事業年度】	第　期（自　年　月　日　至　年　月　日）
【会社名】(2)	
【英訳名】	
【代表者の役職氏名】(3)	
【本店の所在の場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【最寄りの連絡場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【縦覧に供する場所】(4)	名称 （所在地）

第一部　［同左］
第１　［同左］
［１～４　同左］
５【従業員の状況】(9)
第２　［同左］
１【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】(10)
２【サステナビリティに関する考え方及び取組】(10―２)
［３～６　同左］
第３　［同左］
第４　［同左］
［１～４　同左］
［加える。］
［第５～第７　同左］
第二部　［同左］

（記載上の注意）

以下の規定により第二号様式の記載上の注意に準じて当該規定に係る記載をする場合には、「第一部　企業情報」の「第４　提出会社の状況」の「２　自己株式の取得等の状況」及び「４　コーポレート・ガバナンスの状況等」に係る㊱及び㊳を除き、同様式記載上の注意中「届出書提出日」、「届出書提出日の最近日」及び「最近日」とあるのは「当連結会計年度末」（連結財務諸表を作成していない場合にあっては、「当事業年度末」）と、「最近５連結会計年度」とあるのは「当連結会計年度の前４連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近２連結会計年度」及び「最近２連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近連結会計年度」及び「最近連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度」と、「最近連結会計年度末」及び「最近連結会計年度末等」とあるのは「当連結会計年度末」と、「最近５事業年度」とあるのは「当事業年度の前４事業年度及び当事業年度」と、「最近２事業年度」及び「最近２事業年度等」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」及び「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度」と、「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、「届出書に記載した」とあるのは「有価証券報告書に記載した」と読み替えるものとする。

(1)　一般的事項

［ａ～ｆ　略］

ｇ　この報告書を当該事業年度に係る定時株主総会前に提出する場合において、会社法第156条第１項の規定による株式の取得及び同法第453条の規定による剰余金の配当（㉞ｂ及びｃにおいて「剰余金の配当」という。）に関する事項が当該定時株主総会又は取締役会の決議事項になっているときは、その旨及びその概要を関連する箇所に記載すること。

ｈ　［略］

ｉ　「第一部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」まで及び「第４　提出会社の状況」の「５　従業員の状況等」に将来に関する事項を記載する場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、将来に関する事項が含まれる箇所を特定した上で、一定程度、集約して記載することができる。

(a)　将来に関する事項が含まれる旨及び当該事項は当連結会計年度末（連結財務諸表を作成していない場合にあっては、当事業年度末）現在において判断したものである旨

(b)　将来に関する事項に係る記載内容が事後的に異なるものとなる可能性がある場合には、その旨及びその要因

(c)　将来に関する事項を記載するに当たり前提とされた事実及び仮定並びに推論過程

(d)　情報の入手経路の確認を含む将来に関する事項の適切性を検討し、評価するための社内の手続（将来に関する事項の開示に対し責任を有する機関又は個人について、その名称又は役職名及び役割を含む。）

［(2)～(4)　略］

（記載上の注意）

［同左］

(1)　［同左］

［ａ～ｆ　同左］

ｇ　この報告書を当該事業年度に係る定時株主総会前に提出する場合であって、この報告書に記載した事項及びそれらの事項に関するものが当該定時株主総会又は当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項になっているときは、それぞれ該当する箇所において、その旨及びその概要を記載すること。

ｈ　［同左］

ｉ　「第一部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」までに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当連結会計年度末（連結財務諸表を作成していない場合にあっては、当事業年度末）現在において判断したものである旨を記載すること。

［(2)～(4)　同左］

⑸　主要な経営指標等の推移
　ａ　第二号様式記載上の注意㉕に準じて記載すること。この場合において、同様式記載上の注意㉕ｆ中「６事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては11事業年度）」とあるのは「当事業年度の前５事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては当事業年度の前10事業年度）」と、「５事業年度前」とあるのは「当事業年度の４事業年度前（６箇月を１事業年度とする会社にあっては当事業年度の９事業年度前）」と、同様式記載上の注意㉕ｈ中「最近６事業年度」とあるのは「当事業年度の前５事業年度及び当事業年度」と読み替えるものとする。
［ｂ・ｃ　略］
［⑹～⑻　略］
［削る。］

⑼　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
　第二号様式記載上の注意㉙に準じて記載すること。
⑽　サステナビリティに関する考え方及び取組
　第二号様式記載上の注意㉚に準じて記載すること。
［⑾～⑰　略］
⑱　株式の総数等
［ａ～ｉ　略］
ｊ　相互会社にあっては、記載を要しない（「１　株式等の状況」の「⑸　所有者別状況」から「⑻　役員・従業員株式所有制度の内容」までにおいて同じ。（39－３）により第二号様式記載上の注意（58－３）に基づき同様式記載上の注意㊻ａ㈠から㈢までに掲げる事項を「５　従業員の状況等」の「⑵　従業員の状況」に記載した場合についても同様とする。）。
［⑲～㉝　略］
㉞　配当政策
　ａ　［略］
　ｂ　当事業年度に剰余金の配当をした場合には、当該剰余金の配当についての株主総会又は取締役会の決議の年月日並びに各決議ごとの配当金の総額及び１株当たりの配当額を注記すること。
　ｃ　［略］
［㉟～㊴　略］
（39－２）　人材戦略に関する基本方針等
　第二号様式記載上の注意（58－２）に準じて記載すること。
（39－３）　従業員の状況
　第二号様式記載上の注意（58－３）に準じて記載すること。
［㊵～㊼　略］

第三号の二様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券報告書
【根拠条文】　金融商品取引法第24条第１項及び第２項
【提出先】　　財務（支）局長
【提出日】　　年　月　日
【事業年度】　第　期（自　　年　月　日　至　　年　月　日）

【会社名】⑵

⑸　［同左］
　ａ　第二号様式記載上の注意㉕に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意㉕ｆ中「６事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては11事業年度）」とあるのは「当事業年度の前５事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては当事業年度の前10事業年度）」と、「５事業年度前」とあるのは「当事業年度の４事業年度前（６箇月を１事業年度とする会社にあっては当事業年度の９事業年度前）」と読み替えるものとする。

［ｂ・ｃ　同左］
［⑹～⑻　同左］
⑼　従業員の状況
　第二号様式記載上の注意㉙に準じて記載すること。
⑽　［同左］
　第二号様式記載上の注意㉚に準じて記載すること。
（10－２）　［同左］
　第二号様式記載上の注意（30－２）に準じて記載すること。
［⑾～⑰　同左］
⑱　［同左］
［ａ～ｉ　同左］
ｊ　相互会社にあっては、記載を要しない（「１　株式等の状況」の「⑸　所有者別状況」から「⑻　役員・従業員株式所有制度の内容」までにおいて同じ。）。

［⑲～㉝　同左］
㉞　［同左］
　ａ　［同左］
　ｂ　当事業年度に会社法第453条に規定する剰余金の配当（以下ｂ及びｃにおいて「剰余金の配当」という。）をした場合には、当該剰余金の配当についての株主総会又は取締役会の決議の年月日並びに各決議ごとの配当金の総額及び１株当たりの配当額を注記すること。
　ｃ　［同左］
［㉟～㊴　同左］
［加える。］

［加える。］

［㊵～㊼　同左］

第三号の二様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券報告書
【根拠条文】　金融商品取引法第24条第１項及び第２項
【提出先】　　財務（支）局長
【提出日】　　年　月　日
【事業年度】　第　期（自　　年　月　日　至　　年　月　日）

【会社名】⑵

【英訳名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】(3)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】(4)　名称
（所在地）

第一部【企業情報】
第１【企業の概況】
［１～５　略］
［削る。］
６　【コーポレート・ガバナンスの状況等】
(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】(11)
(2)【役員の状況】(12)
［表略］
(3)【監査の状況】(13)
(4)【役員の報酬等】(14)
７【従業員の状況等】
(1)【人材戦略に関する基本方針等】(15)
(2)【従業員の状況】(15－２)
［第２～第６　略］
［第二部・第三部　略］
(記載上の注意)
以下の規定により第二号様式及び第二号の五様式の記載上の注意に準じて当該規定に係る記載をする場合には、「第一部　企業情報」の「第１　企業の概況」の「６　コーポレート・ガバナンスの状況等」に係る(12)及び(14)を除き、第二号様式及び第二号の五様式記載上の注意中「届出書提出日」、「届出書提出日の最近日」及び「最近日」とあるのは「当事業年度末」と、「最近２事業年度」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」及び「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度」と、「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、「届出書に記載した」とあるのは「有価証券報告書に記載した」と読み替えるものとする。

(1)　一般的事項
［ａ～ｅ　略］
ｆ　「第一部　企業情報」の「第１　企業の概況」の「７　従業員の状況等」及び「第２　事業の状況」の「１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」までに将来に関する事項を記載する場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、将来に関する事項が含まれる箇所を特定した上で、一定程度、集約して記載することができる。
(a)　将来に関する事項が含まれる旨及び当該事項は当事業年度末現在において判断したものである旨

【英訳名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】(3)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】(4)　名称
（所在地）

第一部　［同左］
第１　［同左］
［１～５　同左］
６【従業員の状況】(11)
７　［同左］
(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】(12)
(2)【役員の状況】(13)
［同左］
(3)【監査の状況】(14)
(4)【役員の報酬等】(15)
［加える。］

［第２～第６　同左］
［第二部・第三部　同左］
(記載上の注意)
以下の規定により第二号様式及び第二号の五様式の記載上の注意に準じて当該規定に係る記載をする場合には、「第一部　企業情報」の「第１　企業の概況」の「７　コーポレート・ガバナンスの状況等」に係る(13)及び(15)を除き、第二号様式及び第二号の五様式記載上の注意中「届出書提出日」、「届出書提出日の最近日」及び「最近日」とあるのは「当事業年度末」と、「最近２事業年度」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」及び「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」及び「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度」と、「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、「届出書に記載した」とあるのは「有価証券報告書に記載した」と読み替えるものとする。

(1)　［同左］
［ａ～ｅ　同左］
ｆ　「第一部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」までに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当事業年度末現在において判断したものである旨を記載すること。

(b)　将来に関する事項に係る記載内容が事後的に異なるものとなる可能性がある場合には、その旨及びその要因
(c)　将来に関する事項を記載するに当たり前提とされた事実及び仮定並びに推論過程
(d)　情報の入手経路の確認を含む将来に関する事項の適切性を検討し、評価するための社内の手続（将来に関する事項の開示に対し責任を有する機関又は個人について、その名称又は役職名及び役割を含む。）

［(2)～(10)　略］

［削る。］

(11)　コーポレート・ガバナンスの概要
第二号の五様式記載上の注意(31)に準じて記載すること。
(12)　［略］
(13)　監査の状況
第二号の五様式記載上の注意(33)に準じて記載すること。
(14)　［略］
(15)　人材戦略に関する基本方針等
第二号様式記載上の注意（58―２）に準じて記載することができる。
（15―２）　従業員の状況
第二号の五様式記載上の注意（35―２）に準じて記載すること。
(16)　［略］
(17)　サステナビリティに関する考え方及び取組
第二号様式記載上の注意(30)に準じて記載することができる。この場合において、同様式記載上の注意(30)中「連結会社」とあるのは、「提出会社」と読み替えるものとする。

［(18)～(45)　略］

第四号様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第３項
【提出先】	＿＿財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【事業年度】	第　期（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
【会社名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【英訳名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

［(2)～(10)　同左］

(11)　従業員の状況
第二号の五様式記載上の注意(31)に準じて記載すること。
(12)　［同左］
第二号の五様式記載上の注意(32)に準じて記載すること。
(13)　［同左］
(14)　［同左］
第二号の五様式記載上の注意(34)に準じて記載すること。
(15)　［同左］

［加える。］

［加える。］

(16)　［同左］
(17)　［同左］
第二号様式記載上の注意（30―２）に準じて記載することができる。この場合において、同様式記載上の注意（30―２）中「連結会社」とあるのは、「提出会社」と読み替えるものとする。

［(18)～(45)　同左］

第四号様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第３項
【提出先】	＿＿財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【事業年度】	第　期（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
【会社名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【英訳名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【事務連絡者氏名】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

第一部【企業情報】
第１【企業の概況】
［１～４　略］
［削る。］
［第２・第３　略］
第４【提出会社の状況】
［１～３　略］
４【従業員の状況等】
⑴【人材戦略に関する基本方針等】
⑵【従業員の状況】
［第５～第８　略］
第二部　［略］
（記載上の注意）
［略］
第四号の三様式
【表紙】
【提出書類】　半期報告書
【根拠条文】　金融商品取引法第24条の５第１項の表の第　号
【提出先】　＿財務（支）局長
【提出日】　年　月　日
【中間会計期間】　第　期中（自　年　月　日　至　年　月　日）

【会社名】⑵＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【英訳名】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】⑶＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】⑷　名称
（所在地）

【事務連絡者氏名】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

第一部　［同左］
第１　［同左］
［１～４　同左］
５【従業員の状況】
［第２・第３　同左］
第４　［同左］
［１～３　同左］
［加える。］
［第５～第８　同左］
第二部　［同左］
（記載上の注意）
［同左］
第四号の三様式
【表紙】
【提出書類】　半期報告書
【根拠条文】　金融商品取引法第24条の５第１項の表の第　号
【提出先】　＿財務（支）局長
【提出日】　年　月　日
【中間会計期間】　第　期中（自　年　月　日　至　年　月　日）

【会社名】⑵＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【英訳名】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】⑶＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】⑷　名称
（所在地）

第一部【企業情報】
第１　［略］
第２【事業の状況】
［１～３　略］
４【サステナビリティに関する考え方及び取組等に関する特記事項】（９－２）
第３　［略］
第４【経理の状況】⑱
１【中間連結財務諸表】⑲
［(1)・(2)　略］
(3)【持分変動計算書】㉒
(4)　［略］
２　［略］
第二部　［略］
（記載上の注意）
(1)　一般的事項
［ａ～ｇ　略］
ｈ　「第一部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「１　事業等のリスク」、「２　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」及び「４　サステナビリティに関する考え方及び取組等に関する特記事項」に将来に関する事項を記載する場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、将来に関する事項が含まれる箇所を特定した上で、一定程度、集約して記載することができる。
(a)　将来に関する事項が含まれる旨及び当該事項は当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合にあっては、当中間会計期間。(7)から（９－２）まで並びに⑱ｆ及びｇにおいて同じ。）の末日現在において判断したものである旨
(b)　将来に関する事項に係る記載内容が事後的に異なるものとなる可能性がある場合には、その旨及びその要因
(c)　将来に関する事項を記載するに当たり前提とされた事実及び仮定並びに推論過程
(d)　情報の入手経路の確認を含む将来に関する事項の適切性を検討し、評価するための社内の手続（将来に関する事項の開示に対し責任を有する機関又は個人について、その名称又は役職名及び役割を含む。）
［(2)～(8)　略］
(9)　重要な契約等
［ａ～ｇ　略］
ｈ　当中間連結会計期間において、提出会社又はその連結子会社が財務上の特約（第19条第２項第12号の４又は第20号に規定する財務上の特約をいう。以下ｈ及びｉにおいて同じ。）が付された金銭消費貸借契約（提出会社が連結子会社との間又は連結子会社が提出会社若しくは他の連結子会社との間で締結したものを除く。以下ｈ及びｉにおいて同じ。）の締結をした場合（既に締結している金銭消費貸借契約に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）又は財務上の特約が付された社債（提出会社が連結子会社に対して、又は連結子会社が提出会社若しくは他の連結子会社に対して発行したものを除く。以下ｈ及びｉにおいて同じ。）の発行をした場合（既に発行している社債に新たに財務上の特約が付された場合

第一部　［同左］
第１　［同左］
第２　［同左］
［１～３　同左］
［加える。］
第３　［同左］
第４　［同左］
１　［同左］
［(1)・(2)　同左］
［加える。］
(3)　［同左］
２　［同左］
第二部　［同左］
（記載上の注意）
(1)　［同左］
［ａ～ｇ　同左］
ｈ　「第一部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「１　事業等のリスク」及び「２　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合にあっては、当中間会計期間。(7)から(9)まで並びに⑱ｆ及びｇにおいて同じ。）の末日現在において判断したものである旨を記載すること。
［(2)～(8)　同左］
(9)　［同左］
［ａ～ｇ　同左］
ｈ　当中間連結会計期間において、提出会社又はその連結子会社が財務上の特約（第19条第２項第12号の４又は第20号に規定する財務上の特約をいう。以下ｈ及びｉにおいて同じ。）が付された金銭消費貸借契約の締結をした場合（既に締結している金銭消費貸借契約に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）又は財務上の特約が付された社債の発行をした場合（既に発行している社債に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）において、これらの財務上の特約が当該連結会社（同項第13号に規定する当該連結会社をいう。ｉにおいて同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のあるものであるときは、同項第12号の４又は第20号に定める事項を記載すること。

を含む。）において、これらの財務上の特約が当該連結会社（同項第13号に規定する当該連結会社をいう。ｉにおいて同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のあるものであるときは、同項第12号の４又は第20号に定める事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。	ただし、記載すべき事項の全部又は一部を半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。
ｉ　［略］	ｉ　［同左］
（９－２）　サステナビリティに関する考え方及び取組等に関する特記事項	［加える。］
前事業年度に係る有価証券報告書の「第一部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「２　サステナビリティに関する考え方及び取組」その他の項目において見積りの方法により算定した数値を記載している場合であって、当中間連結会計期間中に当該数値に係る確定値が判明し、当該数値と当該確定値との間に差異があるときは、当該差異の状況及び当該差異が生じた理由を記載することができる。 なお、この項目に記載する事項がない場合には、項目名を含め記載を要しない。	
［⑽～⑭　略］	［⑽～⑭　同左］
⑮　大株主の状況	⑮　［同左］
ａ　提出会社が当中間会計期間の末日後半期報告書の提出日までの間のいずれかの日を会社法第454条第５項の規定による中間配当に係る同法第124条第１項に規定する基準日として定めた場合にあっては、当該基準日現在の「大株主の状況」について記載すること。ただし、これにより難い場合にあっては、当中間会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載すること。	ａ　当中間会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載すること。
［ｂ～ｄ　略］	［ｂ～ｄ　同左］
⑯　議決権の状況	⑯　［同左］
ａ　提出会社が当中間会計期間の末日後半期報告書の提出日までの間のいずれかの日を会社法第454条第５項の規定による中間配当に係る同法第124条第１項に規定する基準日として定めた場合にあっては、当該基準日現在の「議決権の状況」について記載すること。ただし、これにより難い場合にあっては、当中間会計期間の末日現在の「議決権の状況」について記載すること。 なお、各欄に記載すべき株式について、二以上の種類の株式を発行している場合は、株式の種類ごとの数が分かるように記載すること。	ａ　当中間会計期間の末日現在の「議決権の状況」について記載すること。 なお、各欄に記載すべき株式について、二以上の種類の株式を発行している場合は、株式の種類ごとの数が分かるように記載すること。
［ｂ～ｈ　略］	［ｂ～ｈ　同左］
［⑰～㊲　略］	［⑰～㊲　同左］
第五号様式	第五号様式
【表紙】	【表紙】
【提出書類】　半期報告書	【提出書類】　半期報告書
【根拠条文】　金融商品取引法第24条の５第１項の表の第３号	【根拠条文】　金融商品取引法第24条の５第１項の表の第３号
【提出先】　＿＿財務（支）局長	【提出先】　＿＿財務（支）局長
【提出日】　年　月　日	【提出日】　年　月　日
【中間会計期間】　第　期中（自　年　月　日　至　年　月　日）	【中間会計期間】　第　期中（自　年　月　日　至　年　月　日）

【会社名】(2)
【英訳名】
【代表者の役職氏名】(3)
【本店の所在の場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【縦覧に供する場所】(4)　名称
（所在地）

第一部【企業情報】
第１【企業の概況】
［１～３　略］
［削る。］
第２【事業の状況】
１【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】(8)
２【事業等のリスク】(9)
３【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】(10)
４【重要な契約等】(11)
５【研究開発活動】(12)
６【サステナビリティに関する考え方及び取組等に関する特記事項】(13)
第３　［略］
第４【提出会社の状況】
［１・２　略］
３【従業員の状況】(23―２)
［第５・第６　略］
第二部　［略］
（記載上の注意）
(1)　一般的事項
［ａ～ｇ　略］
ｈ　「第一部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「３　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」まで及び「６　サステナビリティに関する考え方及び取組等に関する特記事項」に将来に関する事項を記載する場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、将来に関する事項が含まれる箇所を特定した上で、一定程度、集約して記載することができる。
(a)　将来に関する事項が含まれる旨及び当該事項は当中間連結会計期間の末日現在において判断したものである旨
(b)　将来に関する事項に係る記載内容が事後的に異なるものとなる可能性がある場合には、その旨及びその要因

【会社名】(2)
【英訳名】
【代表者の役職氏名】(3)
【本店の所在の場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【縦覧に供する場所】(4)　名称
（所在地）

第一部　［同左］
第１　［同左］
［１～３　同左］
４【従業員の状況】(8)
第２　［同左］
１【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】(9)
２【事業等のリスク】(10)
３【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】(11)
４【重要な契約等】(12)
５【研究開発活動】(13)
［加える。］
第３　［同左］
第４　［同左］
［１・２　同左］
［加える。］
［第５・第６　同左］
第二部　［同左］
（記載上の注意）
(1)　［同左］
［ａ～ｇ　同左］
ｈ　「第一部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「３　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」までに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間連結会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

(c)　将来に関する事項を記載するに当たり前提とされた事実及び仮定並びに推論過程
(d)　情報の入手経路の確認を含む将来に関する事項の適切性を検討し、評価するための社内の手続（将来に関する事項の開示に対し責任を有する機関又は個人について、その名称又は役職名及び役割を含む。）

［(2)～(4)　略］

(5)　主要な経営指標等の推移

［ａ・ｂ　略］

ｃ　「第４　提出会社の状況」の「３　従業員の状況」において、連結会社及び提出会社における臨時従業員の平均雇用人員を記載している場合には、ａ(s)及びｂ(u)に掲げる従業員数の記載に併せて、臨時従業員の平均雇用人員を外書きとして記載すること。

［(6)・(7)　略］

［削る。］

(8)　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

ａ　当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間。以下(8)、(9)、(11)から(13)まで、(14)ｂ、(15)及び(24)において同じ。）において、連結会社（中間連結財務諸表を作成していない場合には提出会社。ｂ、(9)ａ及び(10)ａ(a)において同じ。）が経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等を定めている場合における当該経営方針・経営戦略等又は当該指標等について、既に提出した有価証券報告書に記載された内容に比して重要な変更があったとき又は新たに経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等を定めた場合には、その内容及び理由を記載すること。

ｂ　［略］

(9)　事業等のリスク

ａ　当中間連結会計期間において、半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下(9)及び(10)において「経営成績等」という。）の状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスク（連結会社の経営成績等の異常な変動、特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引慣行・経営方針、重要な訴訟事件等の発生、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項をいう。）が発生した場合又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。

ｂ　［略］

［(2)～(4)　同左］

(5)　［同左］

［ａ・ｂ　同左］

ｃ　「４　従業員の状況」において、連結会社及び提出会社における臨時従業員の平均雇用人員を記載している場合には、ａ(s)及びｂ(u)に掲げる従業員数の記載に併せて、臨時従業員の平均雇用人員を外書きとして記載すること。

［(6)・(7)　同左］

(8)　従業員の状況

ａ　当中間連結会計期間の末日現在の連結会社における従業員数（就業人員数をいう。以下この様式において同じ。）をセグメント情報に関連付けて記載すること。また、提出会社の当中間会計期間の末日現在の従業員数をセグメント情報に関連付けて記載すること。

ｂ　連結会社又は提出会社において、臨時従業員が相当数以上ある場合には、当中間連結会計期間又は当中間会計期間におけるその平均雇用人員を外書きで示すこと。ただし、当該臨時従業員の総数が従業員数の100分の10未満であるときは、記載を省略することができる。

ｃ　当中間連結会計期間又は当中間会計期間において、連結会社又は提出会社の従業員の人員に著しい増減があった場合にはその事情を、労働組合との間に特記すべき事項等があった場合にはその旨を簡潔に記載すること。

(9)　［同左］

ａ　当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間。以下(9)、(10)、(12)、(13)、(14)ｂ、(15)及び(24)において同じ。）において、連結会社（中間連結財務諸表を作成していない場合には提出会社。ｂ、(10)ａ及び(11)ａ(a)において同じ。）が経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等を定めている場合における当該経営方針・経営戦略等又は当該指標等について、既に提出した有価証券報告書に記載された内容に比して重要な変更があったとき又は新たに経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等を定めた場合には、その内容及び理由を記載すること。

ｂ　［同左］

(10)　［同左］

ａ　当中間連結会計期間において、半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下(10)及び(11)において「経営成績等」という。）の状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスク（連結会社の経営成績等の異常な変動、特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引慣行・経営方針、重要な訴訟事件等の発生、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項をいう。）が発生した場合又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。

ｂ　［同左］

⑽　［略］

⑾　重要な契約等

［ａ～ｇ　略］

ｈ　当中間連結会計期間において、提出会社又はその連結子会社が財務上の特約（第19条第２項第12号の４又は第20号に規定する財務上の特約をいう。以下ｈ及びｉにおいて同じ。）が付された金銭消費貸借契約（提出会社が連結子会社との間又は連結子会社が提出会社若しくは他の連結子会社との間で締結したものを除く。以下ｈ及びｉにおいて同じ。）の締結をした場合（既に締結している金銭消費貸借契約に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）又は財務上の特約が付された社債（提出会社が連結子会社に対して、又は連結子会社が提出会社若しくは他の連結子会社に対して発行したものを除く。以下ｈ及びｉにおいて同じ。）の発行をした場合（既に発行している社債に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）において、これらの財務上の特約が当該連結会社（同項第13号に規定する当該連結会社をいう。ｉにおいて同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のあるものであるときは、同項第12号の４又は第20号に定める事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

ｉ　［略］

⑿　［略］

⒀　サステナビリティに関する考え方及び取組等に関する特記事項

前事業年度に係る有価証券報告書の「第一部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「２　サステナビリティに関する考え方及び取組」その他の項目において見積りの方法により算定した数値を記載している場合であって、当中間連結会計期間中に当該数値に係る確定値が判明し、当該数値と当該確定値との間に差異があるときは、当該差異の状況及び当該差異が生じた理由を記載することができる。

なお、この項目に記載する事項がない場合には、項目名を含め記載を要しない。

⒁　主要な設備の状況

ａ　当中間連結会計期間において、主要な設備（連結会社以外の者から賃借しているものを含む。）に重要な異動があった場合には、提出会社、国内子会社、在外子会社の別に、会社名（提出会社の場合を除く。）、事業所名、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価額（土地については、その面積も示す。）及び従業員数（就業人員数をいう。以下この様式において同じ。）を、セグメント情報に関連付けて記載すること。

中間連結財務諸表を作成していない場合には、当中間会計期間における主要な設備の異動の状況について、これに準じて記載すること。

ｂ　［略］

［⒂～⒇　略］

㉑　大株主の状況

ａ　提出会社が当中間会計期間の末日後半期報告書の提出日までの間のいずれかの日を会社法第454条第５項の規定による中間配当に係る同法第124条第１項に規定する基準日として定めた場合にあっては、当該基準日現在の「大株主の状況」について記載すること。ただし、これにより難い場合にあっては、当中間会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載すること。

［ｂ～ｅ　略］

⑾　［同左］

⑿　［同左］

［ａ～ｇ　同左］

ｈ　当中間連結会計期間において、提出会社又はその連結子会社が財務上の特約（第19条第２項第12号の４又は第20号に規定する財務上の特約をいう。以下ｈ及びｉにおいて同じ。）が付された金銭消費貸借契約の締結をした場合（既に締結している金銭消費貸借契約に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）又は財務上の特約が付された社債の発行をした場合（既に発行している社債に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）において、これらの財務上の特約が当該連結会社（同項第13号に規定する当該連結会社をいう。ｉにおいて同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のあるものであるときは、同項第12号の４又は第20号に定める事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

ｉ　［同左］

⒀　［同左］

［加える。］

⒁　［同左］

ａ　当中間連結会計期間において、主要な設備（連結会社以外の者から賃借しているものを含む。）に重要な異動があった場合には、提出会社、国内子会社、在外子会社の別に、会社名（提出会社の場合を除く。）、事業所名、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価額（土地については、その面積も示す。）及び従業員数を、セグメント情報に関連付けて記載すること。

中間連結財務諸表を作成していない場合には、当中間会計期間における主要な設備の異動の状況について、これに準じて記載すること。

ｂ　［同左］

［⒂～⒇　同左］

㉑　［同左］

ａ　当中間会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載すること。

［ｂ～ｅ　同左］

⑵2　議決権の状況

a　提出会社が当中間会計期間の末日後半期報告書の提出日までの間のいずれかの日を会社法第454条第５項の規定による中間配当に係る同法第124条第１項に規定する基準日として定めた場合にあっては、当該基準日現在の「議決権の状況」について記載すること。ただし、これにより難い場合にあっては、当中間会計期間の末日現在の「議決権の状況」について記載すること。

なお、各欄に記載すべき株式について、二以上の種類の株式を発行している場合は、株式の種類ごとの数が分かるように記載すること。

［ｂ～ｈ　略］

⑵3　［略］

（23－２）　従業員の状況

a　当中間連結会計期間の末日現在の連結会社における従業員数をセグメント情報に関連付けて記載すること。また、提出会社の当中間会計期間の末日現在の従業員数をセグメント情報に関連付けて記載すること。

b　連結会社又は提出会社において、臨時従業員が相当数以上ある場合には、当中間連結会計期間又は当中間会計期間におけるその平均雇用人員を外書きで示すこと。ただし、当該臨時従業員の総数が従業員数の100分の10未満であるときは、記載を省略することができる。

c　当中間連結会計期間又は当中間会計期間において、連結会社又は提出会社の従業員の人員に著しい増減があった場合にはその事情を、労働組合との間に特記すべき事項等があった場合にはその旨を簡潔に記載すること。

d　使用人等のみに対して新株予約権証券を付与する場合には、⑰の規定により第二号様式記載上の注意⑶9ａからｄまでに掲げる事項又はこれらの事項を「１　株式等の状況」の「⑵　新株予約権等の状況」の「①　ストックオプション制度の内容」に記載している旨を記載すること。

［⑵4～⑷7　略］

第五号の二様式

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項及び第２項
【提出先】	＿＿財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【中間会計期間】	第　期中（自　年　月　日　至　年　月　日）
【会社名】⑵	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【英訳名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】⑶	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

⑵2　［同左］

a　当中間会計期間の末日現在の「議決権の状況」について記載すること。

なお、各欄に記載すべき株式について、二以上の種類の株式を発行している場合は、株式の種類ごとの数が分かるように記載すること。

［ｂ～ｈ　同左］

⑵3　［同左］

［加える。］

［⑵4～⑷7　同左］

第五号の二様式

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項及び第２項
【提出先】	＿＿財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【中間会計期間】	第　期中（自　年　月　日　至　年　月　日）
【会社名】⑵	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【英訳名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】⑶	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【縦覧に供する場所】⑷　名称
（所在地）

第一部【企業情報】
第１　［略］
第２【事業の状況】
［１～４　略］
５【サステナビリティに関する考え方及び取組等に関する特記事項】(13－２)
［第３～第５　略］
［第二部・第三部　略］
(記載上の注意)
⑴　一般的事項
［ａ～ｄ　略］
ｅ　「第一部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」及び「５　サステナビリティに関する考え方及び取組等に関する特記事項」に将来に関する事項を記載する場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、将来に関する事項が含まれる箇所を特定した上で、一定程度、集約して記載することができる。
⑷　将来に関する事項が含まれる旨及び当該事項は当中間会計期間の末日現在において判断したものである旨
⑸　将来に関する事項に係る記載内容が事後的に異なるものとなる可能性がある場合には、その旨及びその要因
⑹　将来に関する事項を記載するに当たり前提とされた事実及び仮定並びに推論過程
⑺　情報の入手経路の確認を含む将来に関する事項の適切性を検討し、評価するための社内の手続（将来に関する事項の開示に対し責任を有する機関又は個人について、その名称又は役職名及び役割を含む。）
［⑵～⑻　略］
⑼　従業員の状況
［ａ～ｃ　略］
ｄ　使用人等のみに対して新株予約権証券を付与する場合には、⑺により第五号様式記載上の注意⑰に基づき第二号様式記載上の注意㊴ａからｄまでに掲げる事項又はこれらの事項を「３　株式等の状況」の「⑵　新株予約権等の状況」の「①　ストックオプション制度の内容」に記載している旨を記載すること。
［⑽・⑾　略］
⑿　重要な契約等
［ａ～ｇ　略］
ｈ　当中間会計期間において、提出会社が財務上の特約（第19条第２項第12号の４に規定する財務上の特約をいう。以下ｈ及びｉにおいて同じ。）が付された金銭消費貸借契約（連結子会社との間で締結したものを除く。以下ｈ及びｉにおいて同じ。）の締結をした場合（既

【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【縦覧に供する場所】⑷　名称
（所在地）

第一部　［同左］
第１　［同左］
第２　［同左］
［１～４　同左］
［加える。］
［第３～第５　同左］
［第二部・第三部　同左］
(記載上の注意)
⑴　［同左］
［ａ～ｄ　同左］
ｅ　「第一部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。
［⑵～⑻　同左］
⑼　［同左］
［ａ～ｃ　同左］
［加える。］
［⑽・⑾　同左］
⑿　［同左］
［ａ～ｇ　同左］
ｈ　当中間会計期間において、提出会社が財務上の特約（第19条第２項第12号の４に規定する財務上の特約をいう。以下ｈ及びｉにおいて同じ。）が付された金銭消費貸借契約の締結をした場合（既に締結している金銭消費貸借契約に新たに財務上の特約が付された場合を

に締結している金銭消費貸借契約に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）又は財務上の特約が付された社債（連結子会社に対して発行したものを除く。以下ｈ及びｉにおいて同じ。）の発行をした場合（既に発行している社債に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）において、これらの財務上の特約が当該提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のあるものであるときは、同号に定める事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

ｉ　［略］

⒀　［略］

（13－２）　サステナビリティに関する考え方及び取組等に関する特記事項

第五号様式記載上の注意⒀に準じて記載すること。

［⒁～㉘　略］

第七号様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【会社名】(2)	
【代表者の役職氏名】(3)	
【本店の所在の場所】	
【代理人の氏名又は名称】(4)	
【代理人の住所又は所在地】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】(5)	
【連絡場所】	
【電話番号】	
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(6)	
【届出の対象とした募集（売出）金額】(7)	
【安定操作に関する事項】(8)	
【縦覧に供する場所】(9)	名称 （所在地）

第一部　［略］

第二部【企業情報】

第１　［略］

第２【企業の概況】

［１～４　略］

［削る。］

含む。）又は財務上の特約が付された社債の発行をした場合（既に発行している社債に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）において、これらの財務上の特約が当該提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のあるものであるときは、同号に定める事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

ｉ　［同左］

⒀　［同左］

［加える。］

［⒁～㉘　同左］

第七号様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【会社名】(2)	
【代表者の役職氏名】(3)	
【本店の所在の場所】	
【代理人の氏名又は名称】(4)	
【代理人の住所又は所在地】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】(5)	
【連絡場所】	
【電話番号】	
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(6)	
【届出の対象とした募集（売出）金額】(7)	
【安定操作に関する事項】(8)	
【縦覧に供する場所】(9)	名称 （所在地）

第一部　［同左］

第二部　［同左］

第１　［同左］

第２　［同左］

［１～４　同左］

５【従業員の状況】⒁

第３【事業の状況】	第３　［同左］
１【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】㉞	１【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】㉟
２【サステナビリティに関する考え方及び取組】㉟	２【サステナビリティに関する考え方及び取組】(35－２)
［３～６　略］	［３～６　同左］
第４　［略］	第４　［同左］
第５【提出会社の状況】	第５　［同左］
［１～３　略］	［１～３　同左］
４【従業員の状況等】	［加える。］
(1)【人材戦略に関する基本方針等】(50－２)	
(2)【従業員の状況】(50－３)	
［第６～第９　略］	［第６～第９　同左］
［第三部・第四部　略］	［第三部・第四部　同左］
（記載上の注意）	（記載上の注意）
(1)　一般的事項	(1)　［同左］
［ａ～ｊ　略］	［ａ～ｊ　同左］
ｋ　「第二部　企業情報」の「第３　事業の状況」の「１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」まで及び「第５　提出会社の状況」の「４　従業員の状況等」に将来に関する事項を記載する場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、将来に関する事項が含まれる箇所を特定した上で、一定程度、集約して記載することができる。 (a)　将来に関する事項が含まれる旨及び当該事項は届出書提出日現在において判断したものである旨 (b)　将来に関する事項に係る記載内容が事後的に異なるものとなる可能性がある場合には、その旨及びその要因 (c)　将来に関する事項を記載するに当たり前提とされた事実及び仮定並びに推論過程 (d)　情報の入手経路の確認を含む将来に関する事項の適切性を検討し、評価するための社内の手続（将来に関する事項の開示に対し責任を有する機関又は個人について、その名称又は役職名及び役割を含む。）	ｋ　「第二部　企業情報」の「第３　事業の状況」の「１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」までに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。
［(2)～㉙　略］	［(2)～㉙　同左］
㉚　主要な経営指標等の推移	㉚　［同左］
ａ　最近５連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。また、提出会社の最近５事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては10事業年度）に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。 ただし、「第二部　企業情報」の「第６　経理の状況」の「１　財務書類」において最近３事業年度の財務書類を掲げた場合には、最近３連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。また、提出会社の最近３事業年度に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。 ｂ　提出会社が第19条の９第１項に規定する取引所金融商品市場に上場されている株券等（第９条第１号に規定する株券等をいう。ｂにおいて同じ。）の発行者である場合には、最近６事業年度の各事業年度の末日における株券等の時価総額（第19条の９第３項第１号に規定する時価総額をいう。）及び平均時価総額（同項に規定する平均時価総額をいう。）を注記すること。	最近５連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。また、提出会社の最近５事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては10事業年度）に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。 ただし、「第二部　企業情報」の「第６　経理の状況」の「１　財務書類」において最近３事業年度の財務書類を掲げた場合には、最近３連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。また、提出会社の最近３事業年度に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。
［㉛～㉝　略］	［㉛～㉝　同左］

［削る。］

㉞　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
　第二号様式記載上の注意㉙に準じて記載すること。
㉟　サステナビリティに関する考え方及び取組
　第二号様式記載上の注意㉚に準じて記載すること。この場合において、同様式記載上の注意㉚ａ中「サステナビリティ開示基準（同条第５項に規定するサステナビリティ開示基準をいう。」とあるのは「サステナビリティ開示基準（同条第５項に規定するサステナビリティ開示基準をいい、同条第６項の規定により一般に公正妥当と認められるサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準とみなされることとされた同項各号に掲げる基準を含む。」と、「サステナビリティ開示基準に準拠している旨」とあるのは「サステナビリティ開示基準に準拠している旨（第19条の９第６項の規定により一般に公正妥当と認められるサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準とみなされることとされた同項各号に掲げる基準にあっては、当該基準に準拠している旨及び当該基準の名称）」と読み替えるものとする。
［㊱～㊿　略］
（50－２）　人材戦略に関する基本方針等
　第二号様式記載上の注意（58－２）に準じて記載すること。
（50－３）　従業員の状況
　第二号様式記載上の注意（58－３）に準じて記載すること。
［51～68　略］

第七号の四様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【会社名】	
【代表者の役職氏名】	
【本店の所在の場所】	
【代理人の氏名又は名称】	
【代理人の住所又は所在地】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【連絡場所】	
【電話番号】	
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	
【届出の対象とした募集（売出）金額】	
【安定操作に関する事項】	
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

㉞　従業員の状況
　第二号様式記載上の注意㉙に準じて記載すること。
㉟　［同左］
　第二号様式記載上の注意㉚に準じて記載すること。
（35－２）　［同左］
　第二号様式記載上の注意（30－２）に準じて記載すること。

［㊱～㊿　同左］
［加える。］

［加える。］

［51～68　同左］

第七号の四様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【会社名】	
【代表者の役職氏名】	
【本店の所在の場所】	
【代理人の氏名又は名称】	
【代理人の住所又は所在地】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【連絡場所】	
【電話番号】	
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	
【届出の対象とした募集（売出）金額】	
【安定操作に関する事項】	
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

［第一部・第二部　略］
第三部【発行者情報】
第１　［略］
第２【企業の概況】
［１～４　略］
［削る。］
［第３・第４　略］
第５【提出会社の状況】
［１～３　略］
４【従業員の状況等】
⑴【人材戦略に関する基本方針等】
⑵【従業員の状況】
［第６～第９　略］
［第四部～第六部　略］
（記載上の注意）
［略］
第八号様式
【表紙】
【提出書類】　有価証券報告書
【根拠条文】　金融商品取引法第24条第１項
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【事業年度】　第　期（自　年　月　日　至　年　月　日）
【会社名】⑵
【代表者の役職氏名】⑶
【本店の所在の場所】
【代理人の氏名又は名称】⑷
【代理人の住所又は所在地】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】⑸
【連絡場所】
【電話番号】
【縦覧に供する場所】⑹
名称
（所在地）
第一部【企業情報】
第１　［略］
第２【企業の概況】
［１～４　略］
［削る。］

［第一部・第二部　同左］
第三部　［同左］
第１　［同左］
第２　［同左］
［１～４　同左］
５【従業員の状況】
［第３・第４　同左］
第５　［同左］
［１～３　同左］
［加える。］
［第６～第９　同左］
［第四部～第六部　同左］
（記載上の注意）
［同左］
第八号様式
【表紙】
【提出書類】　有価証券報告書
【根拠条文】　金融商品取引法第24条第１項
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【事業年度】　第　期（自　年　月　日　至　年　月　日）
【会社名】⑵
【代表者の役職氏名】⑶
【本店の所在の場所】
【代理人の氏名又は名称】⑷
【代理人の住所又は所在地】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】⑸
【連絡場所】
【電話番号】
【縦覧に供する場所】⑹
名称
（所在地）
第一部　［同左］
第１　［同左］
第２　［同左］
［１～４　同左］
５【従業員の状況】⑯

第３【事業の状況】	第３　［同左］
１【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】⑯	１【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】⑰
２【サステナビリティに関する考え方及び取組】⑰	２【サステナビリティに関する考え方及び取組】(17－２)
［３～６　略］	［３～６　同左］
第４　［略］	第４　［同左］
第５【提出会社の状況】	第５　［同左］
［１～３　略］	［１～３　同左］
４【従業員の状況等】	［加える。］
(1)【人材戦略に関する基本方針等】(33－２)	
(2)【従業員の状況】(33－３)	
［第６～第９　略］	［第６～第９　同左］
第二部　［略］	第二部　［同左］
（記載上の注意）	（記載上の注意）
以下の規定により第二号様式及び第七号様式の記載上の注意に準じて当該規定に係る記載をする場合には、第二号様式及び第七号様式記載上の注意中「届出書提出日」、「届出書提出日の最近日」及び「最近日」とあるのは「当連結会計年度末」（連結財務諸表を作成していない場合にあっては、「当事業年度末」）と、「最近５連結会計年度」とあるのは「当連結会計年度の前４連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近２連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近連結会計年度」及び「最近連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度」と、「最近連結会計年度末」とあるのは「当連結会計年度末」と、「最近５事業年度」とあるのは「当事業年度の前４事業年度及び当事業年度」と、「最近２事業年度」及び「最近２事業年度等」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」及び「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度」と、「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、「届出書に記載した」とあるのは「有価証券報告書に記載した」と読み替えるものとする。	［同左］
(1)　一般的事項	(1)　［同左］
［ａ～ｈ　略］	［ａ～ｈ　同左］
ｉ　「第一部　企業情報」の「第３　事業の状況」の「１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」まで及び「第５　提出会社の状況」の「４　従業員の状況等」に将来に関する事項を記載する場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、将来に関する事項が含まれる箇所を特定した上で、一定程度、集約して記載することができる。 (a)　将来に関する事項が含まれる旨及び当該事項は当連結会計年度末（連結財務諸表を作成していない場合にあっては、当事業年度末）現在において判断したものである旨 (b)　将来に関する事項に係る記載内容が事後的に異なるものとなる可能性がある場合には、その旨及びその要因 (c)　将来に関する事項を記載するに当たり前提とされた事実及び仮定並びに推論過程 (d)　情報の入手経路の確認を含む将来に関する事項の適切性を検討し、評価するための社内の手続（将来に関する事項の開示に対し責任を有する機関又は個人について、その名称又は役職名及び役割を含む。）	ｉ　「第一部　企業情報」の「第３　事業の状況」の「１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」までに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当連結会計年度末（連結財務諸表を作成していない場合にあっては、当事業年度末）現在において判断したものである旨を記載すること。
［(2)～(11)　略］	［(2)～(11)　同左］

⑿　主要な経営指標等の推移
　第七号様式記載上の注意㉚に準じて記載すること。この場合において、同様式記載上の注意㉚ｂ中「最近６事業年度」とあるのは、「当事業年度の前５事業年度及び当事業年度」と読み替えるものとする。
［⒀～⒂　略］
［削る。］

⒃　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
　第二号様式記載上の注意㉙に準じて記載すること。
⒄　サステナビリティに関する考え方及び取組
　第七号様式記載上の注意㉟に準じて記載すること。
［⒅～㉝　略］
（33－２）　人材戦略に関する基本方針等
　第二号様式記載上の注意（58－２）に準じて記載すること。
（33－３）　従業員の状況
　第二号様式記載上の注意（58－３）に準じて記載すること。
［㉞～㊽　略］

第九号様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第３項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【事業年度】	第　期（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
【会社名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の氏名又は名称】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の住所又は所在地】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【連絡場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

第一部【企業情報】
第１　［略］
第２【企業の概況】
　［１～４　略］
　［削る。］
［第３・第４　略］

⑿　［同左］
　第七号様式記載上の注意㉚に準じて記載すること。

［⒀～⒂　同左］
⒃　従業員の状況
　第二号様式記載上の注意㉙に準じて記載すること。
⒄　［同左］
　第二号様式記載上の注意㉚に準じて記載すること。
（17－２）　［同左］
　第二号様式記載上の注意（30－２）に準じて記載すること。
［⒅～㉝　同左］
［加える。］

［加える。］

［㉞～㊽　同左］

第九号様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第３項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【事業年度】	第　期（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
【会社名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の氏名又は名称】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の住所又は所在地】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【連絡場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

第一部　［同左］
第１　［同左］
第２　［同左］
　［１～４　同左］
　５【従業員の状況】
［第３・第４　同左］

第５【提出会社の状況】
［１～３　略］
４【従業員の状況等】
(1)【人材戦略に関する基本方針等】
(2)【従業員の状況】
［第６～第９　略］
第二部　［略］
（記載上の注意）
［略］
第九号の三様式
【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第　号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【中間会計期間】	第　期中（自　年　月　日　至　年　月　日）
【会社名】(2)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】(3)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の氏名又は名称】(4)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の住所又は所在地】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】(5)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】(6)	名称 （所在地）

第一部【企業情報】
［第１・第２　略］
第３【事業の状況】
［１～３　略］
４【サステナビリティに関する考え方及び取組等に関する特記事項】(12―２)
［第４～第６　略］
第二部　［略］

第５　［同左］
［１～３　同左］
［加える。］
［第６～第９　同左］
第二部　［同左］
（記載上の注意）
［同左］
第九号の三様式
【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第　号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【中間会計期間】	第　期中（自　年　月　日　至　年　月　日）
【会社名】(2)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】(3)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の氏名又は名称】(4)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の住所又は所在地】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】(5)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】(6)	名称 （所在地）

第一部　［同左］
［第１・第２　同左］
第３　［同左］
［１～３　同左］
［加える。］
［第４～第６　同左］
第二部　［同左］

（記載上の注意）
(1)　一般的事項
［ａ～ｈ　略］
ｉ　「第一部　企業情報」の「第３　事業の状況」の「１　事業等のリスク」、「２　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」及び「４　サステナビリティに関する考え方及び取組等に関する特記事項」に将来に関する事項を記載する場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、将来に関する事項が含まれる箇所を特定した上で、一定程度、集約して記載することができる。
(a)　将来に関する事項が含まれる旨及び当該事項は当中間会計期間の末日現在において判断したものである旨
(b)　将来に関する事項に係る記載内容が事後的に異なるものとなる可能性がある場合には、その旨及びその要因
(c)　将来に関する事項を記載するに当たり前提とされた事実及び仮定並びに推論過程
(d)　情報の入手経路の確認を含む将来に関する事項の適切性を検討し、評価するための社内の手続（将来に関する事項の開示に対し責任を有する機関又は個人について、その名称又は役職名及び役割を含む。）
［(2)～(12)　略］
(12―２)　サステナビリティに関する考え方及び取組等に関する特記事項
第四号の三様式記載上の注意（９―２）に準じて記載すること。
［(13)～(26)　略］
第十号様式
【表紙】
【提出書類】　半期報告書
【根拠条文】　金融商品取引法第24条の５第１項の表の第３号
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【中間会計期間】　第　期中（自　年　月　日　至　年　月　日）
【会社名】(2)　＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】(3)　＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の氏名又は名称】(4)　＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の住所又は所在地】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】(5)　＿＿＿＿＿＿＿＿
【連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】(6)　名称
（所在地）

（記載上の注意）
(1)　［同左］
［ａ～ｈ　同左］
ｉ　「第一部　企業情報」の「第３　事業の状況」の「１　事業等のリスク」及び「２　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。
［(2)～(12)　同左］
［加える。］
［(13)～(26)　同左］
第十号様式
【表紙】
【提出書類】　半期報告書
【根拠条文】　金融商品取引法第24条の５第１項の表の第３号
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【中間会計期間】　第　期中（自　年　月　日　至　年　月　日）
【会社名】(2)　＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】(3)　＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の氏名又は名称】(4)　＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の住所又は所在地】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】(5)　＿＿＿＿＿＿＿＿
【連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】(6)　名称
（所在地）

第一部【企業情報】
第１　［略］
第２【企業の概況】
［１～３　略］
［削る。］
第３【事業の状況】
１【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】⑾
２【事業等のリスク】⑿
３【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】⒀
４【重要な契約等】⒁
５【研究開発活動】⒂
６【サステナビリティに関する考え方及び取組等に関する特記事項】⒃
第４　［略］
第５【提出会社の状況】
［１・２　略］
３【従業員の状況】(21－２)
［第６～第８　略］
第二部　［略］
（記載上の注意）
(1)　一般的事項
［ａ～ｈ　略］
ｉ　「第一部　企業情報」の「第３　事業の状況」の「１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「３　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」まで及び「６　サステナビリティに関する考え方及び取組等に関する特記事項」に将来に関する事項を記載する場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、将来に関する事項が含まれる箇所を特定した上で、一定程度、集約して記載することができる。
(a)　将来に関する事項が含まれる旨及び当該事項は当中間会計期間の末日現在において判断したものである旨
(b)　将来に関する事項に係る記載内容が事後的に異なるものとなる可能性がある場合には、その旨及びその要因
(c)　将来に関する事項を記載するに当たり前提とされた事実及び仮定並びに推論過程
(d)　情報の入手経路の確認を含む将来に関する事項の適切性を検討し、評価するための社内の手続（将来に関する事項の開示に対し責任を有する機関又は個人について、その名称又は役職名及び役割を含む。）
［(2)～⑽　略］
［削る。］

⑾　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
第五号様式記載上の注意(8)に準じて記載すること。
⑿　事業等のリスク
第五号様式記載上の注意(9)に準じて記載すること。

第一部　［同左］
第１　［同左］
第２　［同左］
［１～３　同左］
４【従業員の状況】⑾
第３　［同左］
１【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】⑿
２【事業等のリスク】⒀
３【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】⒁
４【重要な契約等】⒂
５【研究開発活動】⒃
［加える。］
第４　［同左］
第５　［同左］
［１・２　同左］
［加える。］
［第６～第８　同左］
第二部　［同左］
（記載上の注意）
(1)　［同左］
［ａ～ｈ　同左］
ｉ　「第一部　企業情報」の「第３　事業の状況」の「１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「３　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」までに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

［(2)～⑽　同左］
⑾　従業員の状況
第五号様式記載上の注意(8)に準じて記載すること。
⑿　［同左］
第五号様式記載上の注意(9)に準じて記載すること。
⒀　［同左］
第五号様式記載上の注意⑽に準じて記載すること。

⑬　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析
第五号様式記載上の注意⑽に準じて記載すること。
⑭　重要な契約等
第五号様式記載上の注意⑾に準じて記載すること。
⑮　研究開発活動
第五号様式記載上の注意⑿に準じて記載すること。
⑯　サステナビリティに関する考え方及び取組等に関する特記事項
第五号様式記載上の注意⒀に準じて記載すること。
⑰～㉑　略
㉑－２　従業員の状況
第五号様式記載上の注意（23－２）に準じて記載すること。
㉒～㉝　略

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第二条　特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　この府令（第九号の四に掲げる用語にあっては、次条第二号ロを除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一～二十の二　略］ 二十一　半期報告書　法第二十四条の五第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第二十八条及び第二十八条の二において同じ。）において準用する法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する半期報告書をいう。 ［二十一の二～二十九　略］ （外国特定有価証券の発行者における有価証券報告書の提出期限の承認の手続等） **第二十四条の二**　［略］ ２　［略］ ３　第一項に規定する承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 ［一・二　略］ 三　当該外国特定有価証券の発行者が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき、当該外国特定有価証券の発行者を代理する権限を付与したことを証する書面 ［四・五　略］ ［４～７　略］ （半期報告書の提出期限の承認の手続等） **第二十八条の二**　法第二十四条の五第三項において準用する同条第一項の規定により半期報告書を提出しなければならない者が同項の承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる特定有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。 一　内国特定有価証券の発行者　次に掲げる事項 イ　当該半期報告書の提出に関して当該承認を受けようとする期間	（定義） **第一条**　［同上］ ［一～二十の二　同上］ 二十一　半期報告書　法第二十四条の五第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第二十八条において同じ。）において準用する法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する半期報告書をいう。 ［二十一の二～二十九　同上］ （外国特定有価証券の発行者における有価証券報告書の提出期限の承認の手続等） **第二十四条の二**　［同上］ ２　［同上］ ３　［同上］ ［一・二　同上］ 三　当該外国特定有価証券の発行者が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書に関する一切の行為につき当該外国特定有価証券の発行者を代理する権限を付与したことを証する書面 ［四・五　同上］ ［４～７　同上］ ［条を加える。］

ロ　当該半期報告書を提出すべき期間の末日（以下この条において「提出期限」という。）
ハ　当該半期報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由
ニ　第四項の規定による承認を受けた場合及びハに規定する理由について消滅又は変更があった場合に直ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法
二　外国特定有価証券の発行者　次に掲げる事項
イ　前号イ及びロに掲げる事項
ロ　当該半期報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由となる当該外国特定有価証券の発行者の本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由に関する事項
ハ　ロに規定する理由が本国の法令又は慣行である場合以外の場合には、第四項の規定による承認を受けた場合及びロに規定する理由について消滅又は変更があった場合に直ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法

2　第九条第一項の規定は、外国特定有価証券の発行者が前項に規定する承認申請書を提出する場合について準用する。

3　第一項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。
一　内国特定有価証券の発行者　次に掲げる書類
イ　定款、約款、規約、信託契約書若しくは組合契約書又はこれらに準ずる書類
ロ　第一項第一号ハに規定する理由を証する書面
二　外国特定有価証券の発行者　次に掲げる書類
イ　前号イに掲げる書類
ロ　当該承認申請書に記載された当該外国特定有価証券の発行者の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面
ハ　当該外国特定有価証券の発行者が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき、当該外国特定有価証券の発行者を代理する権限を付与したことを証する書面
ニ　第一項第二号ロに規定する理由が本国の法令又は慣行である場合には、当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文
ホ　第一項第二号ロに規定する理由が本国の法令又は慣行である場合以外の場合には、当該理由を証する書面

4　関東財務局長は、第一項の承認の申請があった場合において、当該者が、その本国の法令若しくは慣行（当該者が外国特定有価証券の発行者である場合に限る。）又はやむを得ない理由により半期報告書をその提出期限までに提出できないと認めるときは、当該申請のあった日後最初に到来する提出期限から当該申請に係る同項第一号ハに規定する理由又は同項第二号ロに規定する事項について消滅又は変更があることとなる日後最初に到来する提出期限までに提出することとされている半期報告書について、承認をするものとする。

5　前項の規定による承認（当該承認に係る承認申請書を提出した者が外国特定有価証券の発行者であり、第一項第二号ロに規定する理由が当該外国特定有価証券の発行者の本国の法令又は慣行である場合に限る。）は、当該外国特定有価証券の発行者が、半期報告書の提出期限までに、当該半期報告書に係る中間会計期間中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかった旨を記載した書面を関東財務局長に提出することを条件として、行われるものとする。

６　第四項の規定による承認に係る第一項第一号ハに規定する理由又は同項第二号ロに規定する事項について消滅又は変更があった場合には、関東財務局長は、第四項の規定による承認に係る期間を変更し、又は当該承認を将来に向かって取り消すことができる。

７　第三項第二号に定める書類及び第五項の書面が日本語によって記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。

（外国会社半期報告書の提出要件）

第二十八条の二の二　［略］

第六号様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【発行者（受託者）名称】	
【代表者の役職氏名】(2)	
【本店の所在の場所】	
【事務連絡者氏名】	
【電話番号】	
【発行者（委託者）氏名又は名称】	
【代表者の役職氏名】	
【住所又は本店の所在の場所】	
【事務連絡者氏名】	
【電話番号】	
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の名称】	
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の金額】(3)	
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

［第一部～第三部　略］

（記載上の注意）

［(1)～(19)　略］

(20)　信託財産を構成する資産の内容

［ａ～ｆ　略］

ｇ　信託財産を構成する資産が会社の事業を構成するものである場合には、当該事業の主要な経営指標等の推移、沿革、事業の内容、関係会社の状況、経営方針、経営環境及び対処すべき課題等、サステナビリティに関する考え方及び取組、事業等のリスク、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析、重要な契約等、研究開発活動、設備投資等の概要、主要な設備の状況、設備の新設、除却等の計画及び従業員の状況等について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」(25)から(37)まで、(58－２)及び（58－３）に準じて記載すること。

［ｈ～ｋ　略］

［(21)～(44)　略］

（外国会社半期報告書の提出要件）

第二十八条の二　［同上］

第六号様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【発行者（受託者）名称】	
【代表者の役職氏名】(2)	
【本店の所在の場所】	
【事務連絡者氏名】	
【電話番号】	
【発行者（委託者）氏名又は名称】	
【代表者の役職氏名】	
【住所又は本店の所在の場所】	
【事務連絡者氏名】	
【電話番号】	
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の名称】	
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の金額】(3)	
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

［第一部～第三部　同左］

（記載上の注意）

［(1)～(19)　同左］

(20)　信託財産を構成する資産の内容

［ａ～ｆ　同左］

ｇ　信託財産を構成する資産が会社の事業を構成するものである場合には、当該事業の主要な経営指標等の推移、沿革、事業の内容、関係会社の状況、従業員の状況、経営方針、経営環境及び対処すべき課題等、サステナビリティに関する考え方及び取組、事業等のリスク、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析、重要な契約等、研究開発活動、設備投資等の概要、主要な設備の状況及び設備の新設、除却等の計画について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」(25)から(37)までに準じて記載すること。

［ｈ～ｋ　同左］

［(21)～(44)　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令（以下「新開示府令」という。）第十九条の九第一項の規定は、有価証券届出書に記載すべき最近事業年度に係る財務諸表が令和十年三月三十一日以後に終了する事業年度（令和八年三月三十一日以後に終了する事業年度の末日を同条第三項第一号の規定による直前事業年度の末日又は同項第二号の規定による上場日以後に経過した事業年度（同項第一号に規定する直前事業年度を除く。）の全ての末日のうち最後のものとして算定した平均時価総額（同項に規定する平均時価総額をいう。）が三兆円以上である者（第十項において「第一次適用会社」という。）にあっては、令和九年三月三十一日以後に終了する事業年度。以下この条において「対象事業年度」という。）に係るものである場合における当該有価証券届出書又は対象事業年度に係る有価証券報告書から適用する。ただし、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する有価証券届出書又は有価証券報告書について、適用することができる。

2　新開示府令第十九条の九第一項又は第二項の規定が適用される最初の事業年度及びその翌事業年度（以下この項において「適用初年度等」という。）を最近事業年度とする有価証券届出書又は適用初年度等に係る有価証券報告書については、これらの規定にかかわらず、同条第一項に規定する一般に公正妥当と認められるサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準に従って記載すべきサステナビリティ関連記載事項（同条第四項に規定するサステナビリティ関連記載事項をいう。）を記載しないことができる。この場合においては、適用初年度等のそれぞれの翌事業年度に係る半期報告書を提出すべき期間の末日までに、当該基準に従って記載すべき当該記載事項を記載した当該有価証券届出書の訂正届出書又は当該有価証券報告書の訂正報告書を提出しなければならない。

3　新開示府令第二号様式、第二号の四様式から第二号の七様式まで、第七号様式及び第七号の四様式（これらの様式のうち次項及び第五項に規定する規定を除く。）は、有価証券届出書に記載すべき最近事業年度に係る財務諸表が令和八年三月三十一日以後に終了する事業年度に係るものである場合における当該有価証券届出書について適用し、有価証券届出書に記載すべき最近事業年度に係る財務諸表が同日前に終了する事業年度に係るものである場合における当該有価証券届出書については、なお従前の例による。ただし、当該有価証券届出書のうち施行日以後に提出されるものについて適用することができる。

4　新開示府令第二号様式記載上の注意(1)ｋ（新開示府令第二号の四様式（新開示府令第二号の七様式において準じて記載することとされている場合を含む。）及び第二号の六様式において準じて記載することとされている場合を含む。）及び(30)（新開示府令第二号の四様式（新開示府令第二号の七様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第二号の五様式、第二号の六様式及び第七号様式（新開示府令第七号の四様式において準じて記載することとされている場合を含む。）において準じて記載することとされている場合を含む。）の規定は、有価証券届出書に記載すべき最近事業年度に係る財務諸表が対象事業年度に係るものである場合における当該有価証券届出書について適用し、有価証券届出書に記載すべき最近事業年度より前の事業年度に係るものである場合における当該有価証券届出書については、なお従前の例による。ただし、当該有価証券届出書のうち施行日以後に提出されるものについて適用することができる。

5　新開示府令第二号様式記載上の注意(25)ｈ（新開示府令第二号の六様式において準じて記載することとされている場合を含む。）の規定は、有価証券届出書に記載すべき最近事業年度に係る財務諸表が対象事業年度に係るものである場合における当該有価証券届出書について適用することができる。

6　新開示府令第三号様式から第四号様式まで、第八号様式及び第九号様式（これらの様式のうち次項及び第八項に規定する規定を除く。）は、令和八年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る有価証券報告書については、なお従前の例による。ただし、当該有価証券報告書のうち施行日以後に提出されるものについて適用することができる。

7　新開示府令第二号様式記載上の注意(25)ｈ（新開示府令第三号様式において準じて記載することとされている場合に限る。）の規定は、対象事業年度に係る有価証券報告書について適用する。ただし、施行日以後に提出される有価証券報告書について適用することができる。

8　新開示府令第二号様式記載上の注意(30)（新開示府令第三号様式（新開示府令第四号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第三号の二様式及び第七号様式（新開示府令第八号様式及び第九号様式において準じて記載することとされている場合に限る。）において準じて記載することとされている場合に限る。）、第三号様式記載上の注意(1)ｉ（新開示府令第四号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第三号の二様式記載上の注意(1)ｆ、第七号様式記載上の注意(1)ｋ（第九号様式において準じて記載することとされている場合に限る。）及び(30)（新開示府令第八号様式及び第九号様式において準じて記載することとされている場合に限る。）並びに第八号様式記載上の注意(1)ｉの規定は、対象事業年度に係る有価証券報告書について適用し、対象事業年度より前の事業年度に係る有価証券報告書については、なお従前の例による。ただし、当該有価証券報告書のうち施行日以後に提出されるものについて適用することができる。

9　新開示府令第四号の三様式から第五号の二様式まで、第九号の三様式及び第十号様式（これらの様式のうち次項に規定する規定を除く。）は、令和八年四月一日以後に開始する事業年度に係る半期報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る半期報告書については、なお従前の例による。ただし、当該半期報告書のうち施行日以後に提出されるものについて適用することができる。

10　新開示府令第四号の三様式第一部第２の４並びに同様式記載上の注意(1)ｈ及び(9-2)（新開示府令第九号の三様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第五号様式第一部第２の６並びに同様式記載上の注意(1)ｈ及び(13)（新開示府令第五号の二様式及び第十号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第五号の二様式第一部第２の５並びに同様式記載上の注意(1)ｅ及び(13-2)、第九号の三様式第一部第３の４並びに同様式記載上の注意(1)ｉ及び(12-2)並びに第十号様式第一部第３の６並びに同様式記載上の注意(1)ｉ及び(16)の規定は、令和十年四月一日（第一次適用会社にあっては、令和九年四月一日）以後に開始する事業年度に係る半期報告書について適用する。ただし、施行日以後に提出される半期報告書について適用することができる。

（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（以下「新特定有価府令」という。）第六号様式記載上の注意⑳ｇ（新特定有価府令第六号の二様式において準じて記載することとされている場合を含む。）の規定は、有価証券届出書に記載すべき最近計算期間に係る財務諸表が令和八年三月三十一日以後に終了する計算期間に係るものである場合における当該有価証券届出書について適用し、有価証券届出書に記載すべき最近計算期間に係る財務諸表が同日前に終了する計算期間に係るものである場合における当該有価証券届出書については、なお従前の例による。ただし、当該有価証券届出書のうち施行日以後に提出されるものについて適用することができる。

２　新特定有価府令第六号様式記載上の注意⑳ｇ（新特定有価府令第六号の二様式において準じて記載することとされている場合に限る。）及び第九号様式において準じて記載することとされている場合に限る。）の規定は、令和八年三月三十一日以後に終了する計算期間に係る有価証券報告書について適用し、同日前に終了する計算期間に係る有価証券報告書については、なお従前の例による。ただし、当該有価証券報告書のうち施行日以後に提出されるものについて適用することができる。

省　令

○財務省令第二号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十八条の五第一項第三号の規定に基づき、並びに外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）及び同令の規定を実施するため、外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月二十日

財務大臣　片山さつき

外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令

外国為替の取引等の報告に関する省令（平成十年大蔵省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、その標記部分が異なるものはそれぞれ改正後欄に掲げる規定として移動し、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（報告を要しない資本取引の範囲）	（報告を要しない資本取引の範囲）
第五条　［略］	**第五条**　［同上］
２　令第十八条の五第一項第三号に規定する財務省令で定める資本取引は、令第十一条第三項若しくは令第十一条の三第二項の規定に基づき財務大臣の許可を受けた者が当該許可を受けたところに従って行った資本取引、又は次に掲げる資本取引のいずれかに該当するものとする。	２　［同上］
［一～九　略］	［一～九　同上］
十　法第五十五条の三第一項第十二号に掲げる資本取引のうち、次のいずれかに該当する本邦にある不動産に関する権利の取得	十　法第五十五条の三第一項第十二号に掲げる資本取引のうち、次のいずれかに該当する本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得
イ　非居住者が当該非居住者又は当該非居住者の親族若しくは使用人その他の従業者の居住の用に供するため行った本邦にある不動産に関する権利の取得	イ　非居住者が当該非居住者又は当該非居住者の親族若しくは使用人その他の従業者の居住の用に供するため行った本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得
ロ　本邦において非営利目的の業務を行う非居住者が当該業務の遂行の用に供するため行った本邦にある不動産に関する権利の取得	ロ　本邦において非営利目的の業務を行う非居住者が当該業務の遂行の用に供するため行った本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得
ハ　非居住者が当該非居住者の事務所の用に供するため行った本邦にある不動産に関する権利の取得	ハ　非居住者が当該非居住者の事務所の用に供するため行った本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得
［号の細分を削る。］	ニ　非居住者が他の非居住者から行った本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得
［十一～二十　略］	［十一～二十　同上］
附　則	**附　則**
（経過措置）	（経過措置）
第三条　［略］	**第三条**　［同上］
２　［略］	２　［同上］

３　第五条第一項第一号、同条第二項第八号並びに第十条第三項の規定の適用については、改正法による改正前の外国為替及び外国貿易管理法第二十二条第一項第四号の規定によりされた届出に係る対外直接投資で、施行日前に行われているものは、法第二十三条第一項の規定により届け出られたものとみなす。

第四条から第十三条まで　削除

３　第五条第一項第一号、同条第二項第七号及び第八号並びに第十条第三項の規定の適用については、改正法による改正前の外国為替及び外国貿易管理法第二十二条第一項第四号の規定によりされた届出に係る対外直接投資で、施行日前に行われているもの及び改正法の附則第四条第一項の規定の適用を受けるものは、法第二十三条第一項の規定により届け出られたものとみなす。

第四条　法第五十五条の三第三項の規定に基づき届出をしようとする居住者が自己の資本取引の相手方となる者の報告を要しないこととしたい期間を平成十年四月中に開始しようとするときは、当該居住者は、この省令の公布の日から、第六条第一項の規定の例により届け出ることができる。この場合において、同項中「一月前」とあるのは「十日前」と読み替えるものとする。

２　前項の規定による届出が行われる場合における当該届出に関する大蔵大臣の事務の委任については、第三十八条第二号の規定の例による。

（移行期間中の報告の特例）

第五条　承認金融機関は、平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間（以下「移行期間」という。）に行った外国為替業務に係る取引又は行為について報告をするときは、第十四条第一項第二号、同項第三号、同項第七号から同項第九号まで、同条第二項及び同条第六項の規定にかかわらず、当該各号及び各項に規定する様式に代えて、次の各号に掲げる報告の区分に応じ、当該各号に掲げる様式により報告することができる。

一　資産及び負債の状況に関する報告　別紙様式第五十五

二　対外支払手段等の売買に関する報告　別紙様式第五十六

三　デリバティブ取引に関する報告　別紙様式第五十七から第六十まで

四　貸付金の実行状況に関する報告　別紙様式第六十一

五　外貨証券の売買状況に関する報告　別紙様式第六十二

六　円払証券の売買状況に関する報告　別紙様式第六十三

七　利子、配当金又は手数料の支払等に関する報告　別紙様式第六十四

第六条　第十五条の規定による対外支払手段等の売買に関する報告をする者のうち、銀行等又は証券会社は、移行期間中に行った対外支払手段等の売買の状況について、同条の規定にかかわらず、同条に規定する様式に代えて、銀行等にあっては別紙様式第五十六により、証券会社にあっては別紙様式第六十五により報告することができる。

第七条　第十六条の規定によるデリバティブ取引に関する報告をする者は、移行期間中に行ったデリバティブ取引の状況について、同条の規定にかかわらず、同条に規定する様式に代えて、銀行等にあっては別紙様式第五十七から第六十までにより、証券会社にあっては別紙様式第五十九及び第六十六により、保険会社、証券投資信託委託業者及び金融先物取引業者にあっては別紙様式第六十六により報告することができる。

第八条　第十九条第一項又は第二項の規定による貸付金の実行の状況に関する報告をする銀行等は、移行期間中に行った貸付けの実行等の状況について、同項の規定にかかわらず、同項に規定する様式に代えて、別紙様式第六十一により報告することができる。

第九条　第二十一条の規定による証券の売買の契約の状況に関する報告をする者は、移行期間中に行った居住者と非居住者との間における証券の売買の契約の状況について、同条の規定にかかわらず、同条に規定する様式に代えて、銀行等にあっては別紙様式第六十七及び第六十八により、証券会社にあっては別紙様式第六十八及び第六十九により、保険会社及び証券投資信託委託業者にあっては別紙様式第六十七により報告することができる。

第十条　第二十二条第一項又は第二項の規定による外貨証券の売買の状況に関する報告をする者は、移行期間中に行った居住者と非居住者との間における外貨証券の売買の状況について、同項の規定にかかわらず、同項に規定する様式に代えて、銀行等にあっては別紙様式第六十二により、証券会社にあっては別紙様式第七十により、保険会社及び証券投資信託委託業者にあっては別紙様式第七十一により報告することができる。

2　第二十二条第一項又は第二項の規定による円払証券の売買の状況に関する報告をする者は、移行期間中に行った居住者と非居住者との間における円払証券の売買の状況について、同項の規定にかかわらず、同項に規定する様式に代えて、銀行等にあっては別紙様式第六十三により、証券会社にあっては別紙様式第七十二により、保険会社及び証券投資信託委託業者にあっては別紙様式第七十三により報告することができる。

第十一条　第二十三条の規定による銀行等の資産及び負債の状況に関する報告をする銀行等は、移行期間中の毎月末現在における資産及び負債の残高の状況について、同条の規定にかかわらず、同条に規定する様式に代えて、別紙様式第五十五により報告することができる。

第十二条　第十六条第三項、第十七条第三項、第十九条第三項又は第二十二条第六項の規定による外国為替業務に係る利子、配当金又は手数料の支払等に関する報告をする者は、移行期間中に行った外国為替業務に係る利子、配当金又は手数料の支払等の状況について、同項の規定にかかわらず、同項に規定する様式に代えて、銀行等にあっては別紙様式第六十四により、証券会社にあっては別紙様式第七十四により、保険会社にあっては別紙様式第七十五により報告することができる。

第十三条　附則第五条から前条までに規定する報告書については、旧省令に規定する報告書を取り繕い使用することができる。

2　この省令の別紙様式第三による報告書については、当分の間、旧省令第十条第一項に規定する別紙様式第九㈠及び第九㈡による報告書を取り繕い使用することができる。

［**第十四条・第十五条**　同上］

（平成三十一年四月中にした支払等に係る報告の特例）

第十六条　第三条第一項の規定による支払等の報告をする場合において、次の表の上欄に掲げる日にした当該支払等については、同項中「当該支払等をした日から十日以内に」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

平成三十一年四月二十四日	平成三十一年五月八日までに
平成三十一年四月二十五日	平成三十一年五月九日までに
平成三十一年四月二十六日から同月二十九日まで	平成三十一年五月十日までに

2　第三条第二項の規定による支払等の報告をする場合において、平成三十一年四月中にした当該支払等については、同項中「当該支払等をした日の属する月の翌月十日までに」とあるのは、「平成三十一年五月十四日までに」とする。

［**第十四条・第十五条**　略］

［条を削る。］

別表第一　国際収支項目番号　（第三十七条関係）

注　この表における用語については、次に定めるところによる。

一　「親子会社等又は関連企業への対外投資」とは、居住者による次に掲げるもの（当該投資により次に掲げるものに該当することとなるものを含む。以下この号において同じ。）への投資をいい、「親子会社等又は関連企業への対内投資」とは、次に掲げるものからの居住者への投資をいう。

［イ～ニ　略］

ホ　ニに掲げる外国法人により総議決権等の百分の二十以上の議決権等を所有されている外国法人（ロからニまでに掲げるものを除く。）

ヘ　当該居住者により総議決権等の過半数を所有されている者により総議決権等の百分の二十以上の議決権等を所有されている外国法人（ロからホまでに掲げるものを除く。）

ト　当該居住者の総議決権等の百分の十以上の議決権等を所有する居住者（非居住者に総議決権等の過半数を所有されている者（以下この号において「特定親会社」という。）を除く。）により、総議決権等の全部を所有されている外国法人（ロ、ニからヘまで及びヌからカまでに掲げるものを除く。）

チ　トに掲げる外国法人により総議決権等の全部を所有されている外国法人及び当該外国法人により総議決権等の全部を所有されている外国法人（ロ、ホ及びルに掲げるものを除く。）

リ　当該居住者の総議決権等の百分の十以上の議決権等を所有する居住者（特定親会社を除く。）により総議決権等の百分の十以上の議決権等を所有されている外国法人（ハからトまで及びヌからカまでに掲げる外国法人を除く。）

ヌ　外国親会社等又は特定親会社により、総議決権等の全部を所有されている外国法人（ロ及びニからヘまでに掲げるものを除く。）

ル　ヌに掲げる外国法人により総議決権等の全部を所有されている外国法人及び当該外国法人により総議決権等の全部を所有されている外国法人（ロ及びホに掲げるものを除く。）

ヲ　外国親会社等又は特定親会社により総議決権等の百分の十以上の議決権等を所有されている外国法人（ハからヘまで及びヌに掲げる外国法人を除く。）

ワ　外国親会社等又は特定親会社の総議決権等の過半数を所有する外国法人及び当該外国法人の総議決権等の過半数を所有する外国法人（ロからヘまで及びヌからヲまでに掲げるものを除く。）

カ　外国親会社等又は特定親会社の総議決権等の過半数の議決権等を所有する外国法人により総議決権等の百分の十以上の議決権等を所有されている外国法人（ロからヘまで、ヲ及びワに掲げるものを除く。）

二　「対外投資に係る外国関連企業」とは、一のニからリまでに掲げる外国法人をいう。

三　「対内投資に係る外国関連企業」とは、一のヌから力までに掲げる外国法人をいう。

［四～六　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別表第一　国際収支項目番号　（第三十七条関係）

注　この表における用語については、次に定めるところによる。

一　［同上］

［イ～ニ　同上］

ホ　前号に掲げる外国法人により総議決権等の百分の二十以上の議決権等を所有されている外国法人（ロからニまでに掲げるものを除く。）

ヘ　［同上］

［加える。］

［加える。］

［加える。］

ト　外国親会社等又は当該居住者の総議決権等の百分の十以上の議決権等を所有する居住者（この表において「特定親会社」という。）により、総議決権等の全部を所有されている外国法人（ロ及びニからヘまでに掲げるものを除く。）

チ　トに掲げる外国法人により総議決権等の全部を所有されている外国法人及び当該外国法人により総議決権等の全部を所有されている外国法人（ロ及びホに掲げるものを除く。）

リ　外国親会社等又は特定親会社により総議決権等の百分の十以上の議決権等を所有されている外国法人（ハからトまでに掲げる外国法人を除く。）

ヌ　外国親会社等又は特定親会社の総議決権等の過半数を所有する外国法人及び当該外国法人の総議決権等の過半数を所有する外国法人（ロからリまでに掲げるものを除く。）

ル　外国親会社等又は特定親会社の総議決権等の過半数の議決権等を所有する外国法人により総議決権等の百分の十以上の議決権等を所有されている外国法人（ロからヘまで、リ及びヌに掲げるものを除く。）

二　「対外投資に係る外国関連企業」とは、一のニからヘまでに掲げる外国法人をいう。

三　「対内投資に係る外国関連企業」とは、一のトからルまでに掲げる外国法人をいう。

［四～六　同上］

別紙様式第二十二を次のように改める。

別紙様式第二十二

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
主務官庁：財　務　省

本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得に関する報告書

財務大臣殿
（日本銀行経由）

報告年月日：＿＿＿＿＿＿＿＿

報告者：
氏名又は名称及び代表者の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿
国籍＿＿＿＿＿＿＿＿
住所又は所在地＿＿＿＿＿＿＿＿
職業又は業種＿＿＿＿＿＿＿＿

代理人：
氏名又は名称及び代表者の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿
住所又は所在地＿＿＿＿＿＿＿＿
職業又は業種＿＿＿＿＿＿＿＿
責任者の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿
担当者の氏名（電話番号）＿＿＿＿＿＿＿＿

1　取得の内容（該当分に○）	態様	イ　購入
		ロ　抵当権設定
		ハ　賃借　（始期：　終期：）
		ニ　その他　（具体的に記入すること。）
	取引の相手方	イ　居住者
		ロ　非居住者
	目的	イ　報告者等の居住用
		ロ　報告者が行う非営利目的業務用
		ハ　報告者の事務所用
		ニ　その他　（具体的に記入すること。）
2　不動産の内容	所在地	
	不動産番号	
	面積（該当分に○）	イ　土地（面　積　　㎡）
		ロ　建物（延面積　　㎡）
		ハ　その他　（具体的に記入すること。）
3　取得年月日		
4　取得の対価		

（記入要領）
1　西暦により記入すること。
2　「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
3　「1　取得の内容」欄において「目的　ニ　その他」に該当する場合には、具体的な内容を例にならって記入すること。
（例：事業開発目的、投資目的）
4　「4　取得の対価」欄には実際の取引通貨をもって記入することとし、「1　取得の態様」欄において「ロ　抵当権設定」に該当する場合には抵当権設定により担保される金額を、「ハ　賃借」に該当する場合には一定期間における賃借料及び当該期間をそれぞれ次の例にならってかっこ書すること。
（例：（担保される債権の額　１００万米ドル）、（賃借料　１００万円／月））

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第五十五から第七十五までの様式を削る。

附　則

（施行期日）
第一条　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）
第二条　この省令による改正後の外国為替の取引等に関する省令別紙様式第二十二に基づき報告をしなければならないとされている事項のうち、この省令の施行日前に行われた本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得に係る報告については、なお従前の例による。
2　この省令による改正後の別紙様式第二十二による報告書については、当分の間、改正前の別紙様式第二十二による報告書を取り繕い使用することができる。

○文部科学省令第三号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、幼稚園設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月二十日

文部科学大臣　松本　洋平

幼稚園設置基準の一部を改正する省令

幼稚園設置基準（昭和三十一年文部省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（一学級の幼児数）	（一学級の幼児数）
第三条　一学級の幼児数は、三十人以下を原則とする。	**第三条**　一学級の幼児数は、三十五人以下を原則とする。

附　則

1　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

2　この省令の際現に存する幼稚園における一学級の幼児数については、この省令による改正後の第三条の規定にかかわらず、令和十四年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

○文部科学省令第四号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第三項及び第五項第二号、同条第八項第三号（同法第六十七条の三第六項において準用する場合を含む。）並びに第六十七条の三第三項、第四項第三号及び第八項（これらの規定を同法第百三条において準用する場合を含む。）並びに著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第六十条及び第七十条の二の規定に基づき、並びに同法を実施するため、著作権法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月二十日

文部科学大臣　松本　洋平

著作権法施行規則の一部を改正する省令

著作権法施行規則（昭和四十五年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第七章　［略］	第一章～第七章　［同上］
第七章の二　著作物等の利用の裁定に関する手続（第四条の六―第四条の十三）	
第八章～第十章　［略］	第八章～第十章　［同上］
第十章の二　図書館等公衆送信補償金の額の認可申請等（第二十二条の四―第二十二条の五の二）	第十章の二　図書館等公衆送信補償金の額の認可申請等（第二十二条の四・第二十二条の五）
第十章の三～第十三章　［略］	第十章の三～第十三章　［同上］
附則	附則

［章を加える。］

第七章の二　著作物等の利用の裁定に関する手続

（著作権者不明等の場合における著作物の利用に関する裁定の申請）

第四条の六　法第六十七条第三項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　申請者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の役職名及び氏名

二　申請者の連絡先

三　申請者が法第六十七条第二項に規定する国等に該当するときは、その旨

四　法第六十七条の二第一項の規定により著作物を利用するときは、その旨

2　法第六十七条第三項第三号の文部科学省令で定める資料は、申請に係る著作物の図面、写真その他当該著作物の体様を明らかにする資料（当該著作物の体様を明らかにするため必要があるときに限る。）とする。

（著作権者不明等の場合における著作物の利用に関する裁定において定める事項）

第四条の七　法第六十七条第五項第二号の文部科学省令で定める事項は、同条第一項の補償金の額とする。

（著作権者不明等の場合における著作物の利用に関する裁定後の公表事項）

第四条の八　法第六十七条第八項第三号の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第六十七条第一項の裁定のあつた年月日

二　申請者が法人である場合にあつては法人の名称及び住所

三　法第六十七条第一項の補償金の額

（未管理公表著作物等の利用に関する裁定の申請）

第四条の九　法第六十七条の三第三項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　申請者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の役職名及び氏名

二　申請者の連絡先

三　申請者が法第六十七条の三第十一項に規定する国等に該当するときは、その旨

2　法第六十七条の三第三項第三号の文部科学省令で定める資料は、申請に係る著作物の図面、写真その他当該著作物の体様を明らかにする資料（当該著作物の体様を明らかにするため必要があるときに限る。）とする。

（未管理公表著作物等の利用に関する裁定において定める事項）

第四条の十　法第六十七条の三第四項第三号の文部科学省令で定める事項は、同条第一項の補償金の額とする。

（未管理公表著作物等の利用に関する裁定後の公表事項）

第四条の十一　法第六十七条の三第六項において準用する法第六十七条第八項第三号の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第六十七条の三第一項の裁定のあつた年月日

二　申請者が法人である場合にあつては法人の名称及び住所

三　法第六十七条の三第一項の補償金の額

（未管理公表著作物等の利用に関する裁定の取消時の通知事項）

第四条の十二　法第六十七条の三第八項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第六十七条の三第九項に規定する取消時補償金相当額

二　法第六十七条の三第七項の著作権者に対する通知にあつては、著作権者が同条第九項の規定により弁済を受け、又は同条第十一項の規定により支払を求めることができる機関の名称

（著作隣接権への準用）

第四条の十三　第四条の六から前条までの規定は、法第百三条において法第六十七条第三項、第五項及び第八項、法第六十七条の二第一項（ただし書を除く。）並びに第六十七条の三第三項、第四項、第六項及び第八項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四条の六第一項第四号、同条第二項、第四条の九第二項	著作物	実演、レコード、放送及び有線放送	
第四条の六第一項第四号、第四条の八第一号及び第三号、第四条の十一第一号及び第三号	法	法第百三条において準用する法	
第四条の十二第二号	著作権者	著作隣接権者	
	同条第九項	法第百三条において準用する法第六十七条の三第九項	

（著作権等保護振興事業のために支出すべき図書館等公衆送信補償金の額の算出に用いる割合）

第二十二条の五の二　令第六十条の文部科学省令で定める割合は、五割とする。

［条を加える。］

（著作物等保護利用円滑化事業のために支出すべき額の算出に用いる割合）

第二十二条の十一の二　令第七十条の二各号列記以外の部分の文部科学省令で定める割合は、三割とする。

［条を加える。］

2　令第七十条の二第一号の文部科学省令で定める割合は、百分の十とする。

3　令第七十条の二第二号の文部科学省令で定める割合は、百分の三十とする。

（確認等事務の結果の送付）

第二十二条の十九　登録確認機関（法第百四条の三十三第一項に規定する登録確認機関をいう。以下この節及び第二十三条において同じ。）は、同条第三項の規定による文化庁長官への送付（以下この節において「送付」という。）を行うときは、要件確認（同条第一項第二号に規定する要件確認をいう。第二十二条の三十一第一項第五号において同じ。）及び使用料相当額算出（法第百四条の三十三第一項第三号に規定する使用料相当額算出をいう。以下この節において同じ。）の結果を記載した書面に第二十二条の三十一第一項第一号に規定する裁定の申請に係る受付番号を記載するものとする。

（印紙納付）

第二十三条　法第六十七条第四項（法第六十七条の三第六項及び第百三条において準用する場合を含み、法第百四条の四十七の規定により登録確認機関に手数料を納付する場合を除く。）、第七十八条第五項（法第八十八条第二項及び第百四条において準用する場合を含む。）及び第百七条の規定による手数料は、収入印紙をもつて納付しなければならない。

備考　表中の［　］の記載及び標記部分に二重傍線を付した規定の標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（確認等事務の結果の送付）

第二十二条の十九　登録確認機関（法第百四条の三十三第一項に規定する登録確認機関をいう。以下この節において同じ。）は、同条第三項の規定による文化庁長官への送付（以下この節において「送付」という。）を行うときは、要件確認（同条第一項第二号に規定する要件確認をいう。第二十二条の三十一第一項第五号において同じ。）及び使用料相当額算出（法第百四条の三十三第一項第三号に規定する使用料相当額算出をいう。以下この節において同じ。）の結果を記載した書面に第二十二条の三十一第一項第一号に規定する裁定の申請に係る受付番号を記載するものとする。

（印紙納付）

第二十三条　法第七十条第一項、第七十八条第五項（法第八十八条第二項及び第百四条において準用する場合を含む。）及び第百七条の規定による手数料は、収入印紙をもつて納付しなければならない。

附　則

この省令は、著作権法の一部を改正する法律（令和五年法律第三十三号）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。ただし、目次の改正規定（「第十章の二　図書館等公衆送信補償金の額の認可申請等（第二十二条の四・第二十二条の五）」を「第十章の二　図書館等公衆送信補償金の額の認可申請等（第二十二条の四―第二十二条の五の二）」に改める部分に限る。）及び第二十二条の五の二の改正規定は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第百九十一条の四第一項第四号及び第百九十一条の五第一項並びに森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第十条の規定に基づき、森林法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月二十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

森林法施行規則の一部を改正する省令

森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（林地台帳の記載事項） **第百四条の二**　法第百九十一条の四第一項第四号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一～三　（略） 四　その森林の土地の所有者の国籍等（自然人にあつてはその国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号ロに規定する地域をいい、法人にあつてはその設立に当たつて準拠した法令を制定した国をいう。次号において同じ。）（同法別表第二の永住者の在留資格を有する者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者にあつては、その旨を含む。次号イにおいて同じ。） 五　その森林の土地の所有者が法人である場合には、次のイ及びロに掲げる事項 イ　その代表者の氏名及び国籍等 ロ　次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(1)又は(2)に定める事項 (1)　同一の国籍等を有する者がその役員の過半数を占める法人である場合　当該国籍等 (2)　同一の国籍等を有する者がその議決権の過半数を占める法人である場合　当該国籍等 （台帳情報の提供） **第百四条の三**　（略）	（林地台帳の記載事項） **第百四条の二**　法第百九十一条の四第一項第四号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一～三　（略） （新設） （新設） （台帳情報の提供） **第百四条の三**　令第十条の求めは、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。ただし、同条第四号に掲げる者については、この限りではない。 一～四　（略）

2　（略）	2　（略）
3　令第十条の規定により市町村が同条第一号から第三号までに掲げる者（同条第一号に規定する森林の土地の所有者を除く。）に対し提供することができる事項は、法第百九十一条の四第一項第一号から第三号まで及び前条第一号から第三号までに掲げる事項とする。	（新設）
4　市町村は、令第十条の求めがあつた場合において林地台帳に記載された事項（前項に規定する者に対しては、同項に規定する事項に限る。）を提供することが森林施業の適切な実施又は森林施業の集約化に資すると認めるときは、当該事項を提供するものとする。	3　市町村は、令第十条の求めがあつた場合において林地台帳に記載された事項を提供することが森林施業の適切な実施又は森林施業の集約化に資すると認めるときは、当該事項を提供するものとする。
5　（略）	4　（略）
（公表することが適当でない事項） **第百四条の四**　法第百九十一条の五第一項の農林水産省令で定める事項は、法第百九十一条の四第一項第一号並びに第百四条の二第四号及び第五号に掲げる事項とする。	（公表することが適当でない事項） **第百四条の四**　法第百九十一条の五第一項の農林水産省令で定める事項は、法第百九十一条の四第一項第一号に掲げる事項とする。

附　則

この省令は、令和九年四月一日から施行する。

○経済産業省令第三号

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十九号）の施行に伴い、並びに海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第三十二条第五項、第十項及び第十一項（同条第十五項において準用する場合を含む。）並びに第十三項の規定に基づき、経済産業省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律施行規則を次のように定める。

令和八年二月二十日

経済産業大臣　赤澤　亮正

経済産業省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律施行規則

（指定をしようとする海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域の位置及び区域の公告）

第一条　海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（以下「法」という。）第三十二条第一項の規定による指定をしようとする海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域の位置及び区域の同条第五項の規定による公告は、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2　前項の位置及び区域は、次に掲げるところにより明示するものとする。

一　一定の地物、施設、工作物若しくはこれらからの距離及び方向又は緯度及び経度

二　平面図

（学識経験者からの意見聴取）

第二条　経済産業大臣は、法第三十二条第十項（同条第十五項において準用する場合を含む。）の規定により学識経験者の意見を聴くときは、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

（指定をした海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域の位置及び区域の公告）

第三条　法第三十二条第一項の規定による指定をした海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域の位置及び区域の同条第十一項（同条第十五項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2　前項の位置及び区域は、次に掲げるところにより明示するものとする。

一　一定の地物、施設、工作物若しくはこれらからの距離及び方向又は緯度及び経度

二　平面図

（海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域の指定の解除をした旨又は区域の縮小をした海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域の位置及び区域の公告）

第四条　法第三十二条第十二項の規定による海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域の指定の解除をした旨又は同項の規定による区域の縮小をした海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域の位置及び区域の同条第十三項の規定による公告は、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2　前項の位置及び区域は、次に掲げるところにより明示するものとする。

一　一定の地物、施設、工作物若しくはこれらからの距離及び方向又は緯度及び経度

二　平面図

附　則

この省令は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

○経済産業省・国土交通省令第一号

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十九号）の施行に伴い、並びに海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月二十日

経済産業大臣　赤澤　亮正

国土交通大臣　金子　恭之

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則（平成三十一年経済産業省・国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律施行規則	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則 （新設）
第一章　領海及び内水における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置	
（指定をしようとする海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の位置及び区域の公告）	（海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定をしようとする旨の公告）
第一条　海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（以下「法」という。）第十条第一項の規定による指定をしようとす	**第一条**　海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第八条第三項（同条

る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の位置及び区域の同条第五項の規定による公告は、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（削る）

（削る）

2　前項の位置及び区域は、次に掲げるところにより明示するものとする。

一・二　（略）

（指定をした海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の位置及び区域の公告）

第二条　法第十条第一項の規定による指定をした海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の位置及び区域の同条第八項の規定による公告は、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（削る）

2　前項の位置及び区域は、次に掲げるところにより明示するものとする。

一・二　（略）

（海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定の解除をした旨又は区域の縮小をした海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の位置及び区域の公告）

第三条　法第十条第九項の規定による海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定の解除をした旨又は同項の規定による第七項において準用する場合を含む。）の規定による海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の位置及び区域の同条第五項の規定による公告は、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2　前項の位置及び区域は、次に掲げるところにより明示するものとする。

一・二　（略）

（指定をした海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の位置及び区域の公告）

第二条　法第十条第一項の規定による指定をした海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の位置及び区域の同条第八項の規定による公告は、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

一　海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定をしようとする旨

二　海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定をしようとする区域

2　前項第二号の区域は、次に掲げるところにより明示するものとする。

一・二　（略）

（海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定の公告）

第二条　法第八条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定の公告は、次に掲げる事項について、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

一　海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定をした旨

二　海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域

2　前項第二号の区域は、次に掲げるところにより明示するものとする。

一・二　（略）

（新設）

区域の縮小をした海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の位置及び区域の同条第十項の規定による公告は、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2　前項の位置及び区域は、次に掲げるところにより明示するものとする。

一　一定の地物、施設、工作物若しくはこれらからの距離及び方向又は緯度及び経度

二　平面図

（学識経験者からの意見聴取）

第四条　経済産業大臣及び国土交通大臣は、法第十六条第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）及び第十八条第四項の規定により学識経験者の意見を聴くときは、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

（公募占用計画の作成）

第五条　法第十七条第一項に規定する公募占用計画は、経済産業大臣及び国土交通大臣の定める様式により作成するものとする。

2　法第十七条第二項第十六号の経済産業省令・国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法第十七条第一項の規定により公募に応じて選定事業者となろうとする者が法人又は団体である場合においては、その役員の氏名、生年月日その他必要な事項

二　法第十七条第一項の規定により公募に応じて選定事業者となろうとする者が個人である場合においては、その者の氏名、生年月日その他必要な事項

三・四　（略）

（学識経験者からの意見聴取）

第三条　経済産業大臣及び国土交通大臣は、法第十三条第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）及び第十五条第四項の規定により学識経験者の意見を聴くときは、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

（公募占用計画の作成）

第四条　法第十四条第一項に規定する公募占用計画は、経済産業大臣及び国土交通大臣の定める様式により作成するものとする。

2　法第十四条第二項第十五号の経済産業省令・国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法第十四条第一項の規定により公募に応じて選定事業者となろうとする者が法人又は団体である場合においては、その役員の氏名、生年月日その他必要な事項

二　法第十四条第一項の規定により公募に応じて選定事業者となろうとする者が個人である場合においては、その者の氏名、生年月日その他必要な事項

三・四　（略）

（公募占用計画に係る海洋再生可能エネルギー発電設備及びその維持管理の方法の基準）

第六条　法第十八条第一項第三号の経済産業省令・国土交通省令で定める海洋再生可能エネルギー発電設備の基準は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

2　法第十八条第一項第三号の経済産業省令・国土交通省令で定める海洋再生可能エネルギー発電設備の維持管理の方法の基準は、次に掲げるものとする。

一　当該海洋再生可能エネルギー発電設備（海底電線を除く。）及びその周辺の海域の状況を監視すること。

二　前号の結果及び自然状況その他の条件を勘案して、定期及び臨時に当該海洋再生可能エネルギー発電設備を点検し、その損傷、劣化その他の変状についての診断を行い、その結果に応じて必要な措置を講じること。

三　（略）

四　法第十七条第二項第十四号に規定する当該海洋再生可能エネルギー発電設備を設置し、及び維持管理する過程で取得する情報（公表されていないものに限る。次号において同じ。）を、当該海洋再生可能エネルギー発電事業を適切に実施するために必要と認められる目的以外のために利用しないことを確保するための措置を講じること。

五　前号の情報の管理の方法を定めることにより、その漏えいの防止を図るための措置を講じること。

六　外国の法的環境等により当該海洋再生可能エネルギー発電設備の維持管理の適切性が影響を受けるものではないこと。

3　（略）

（海洋再生可能エネルギー発電設備及びその維持管理の方法の基準）

第五条　法第十五条第一項第三号の経済産業省令・国土交通省令で定める海洋再生可能エネルギー発電設備の基準は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

2　法第十五条第一項第三号の経済産業省令・国土交通省令で定める海洋再生可能エネルギー発電設備の維持管理の方法の基準は、次に掲げるものとする。

一　自然状況その他の条件を勘案して、定期及び臨時に当該海洋再生可能エネルギー発電設備を点検し、その損傷、劣化その他の変状についての診断を行い、その結果に応じて必要な措置を講じること。

二　（略）

（新設）

3　（略）

（公募占用計画の認定の公示）

第七条　法第二十条第二項（法第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（公募占用計画の軽微な変更）

第八条　法第二十一条第一項ただし書の経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　法第二十条第一項の認定を受けた公募占用計画に係る工事の時期の変更のうち、工事の着手又は完了の予定年月日の三月以内の変更

二　前号に掲げるもののほか、法第二十条第一項の認定を受けた公募占用計画の実施に支障がないと経済産業大臣及び国土交通大臣が認める変更

（報告の徴収等）

第九条　法第二十九条第二項の規定により、選定事業者に対し必要な報告を求める場合には、報告すべき事項、報告の期限その他必要な事項を明示し、これを行うものとする。

2　法第二十九条第二項の規定による立入検査に係る同条第三項の証明書は、様式第一によるものとする。

第二章　排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置

（仮許可の申請）

第十条　法第三十三条第二項に規定する申請書並びに海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画の案及び区域図の案は、経済産業大臣及び国土交通大臣が定める様式によるものとする。

2　法第三十三条第三項第十六号の経済産業省令・国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法第三十三条第一項の規定による申請をしようとする者が法人又は団体である場合においては、その役員の氏名、生年月日その他必要な事項

（公募占用計画の認定の公示）

第六条　法第十七条第二項（法第十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（公募占用計画の軽微な変更）

第七条　法第十八条第一項ただし書の経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　法第十七条第一項の認定を受けた公募占用計画に係る工事の時期の変更のうち、工事の着手又は完了の予定年月日の三月以内の変更

二　前号に掲げるもののほか、法第十七条第一項の認定を受けた公募占用計画の実施に支障がないと経済産業大臣及び国土交通大臣が認める変更

（報告の徴収等）

第八条　法第二十五条第二項の規定により、選定事業者に対し必要な報告を求める場合には、報告すべき事項、報告の期限その他必要な事項を明示し、これを行うものとする。

2　法第二十五条第二項の規定による立入検査に係る同条第三項の証明書は、別記様式によるものとする。

（新設）

二　法第三十三条第一項の規定による申請をしようとする者が個人である場合においては、その者の氏名、生年月日その他必要な事項
三　漁業その他の海洋の多様な開発及び利用との調和に関する事項
四　その他経済産業大臣及び国土交通大臣が必要と認める事項

3　前項の規定は、法第三十七条第三項において準用する法第三十三条第三項第十六号の経済産業省令・国土交通省令で定める事項について準用する。この場合において、前項第一号及び第二号中「第三十三条第一項」とあるのは「第三十七条第一項」と読み替えるものとする。

（海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画の案に係る海洋再生可能エネルギー発電設備及びその維持管理の方法の基準）

第十一条　法第三十四条第一項第一号ロの経済産業省令・国土交通省令で定める海洋再生可能エネルギー発電設備の基準は、次に掲げるものとする。

一　自然状況その他の条件を勘案して、自重、水圧、波力、土圧及び風圧並びに地震、漂流物等による振動及び衝撃に対して安全な構造であること。
二　船舶からの視認性を向上させるための措置その他の船舶の航行に支障を及ぼさないための措置を講じたものであること。

2　法第三十四条第一項第一号ロの経済産業省令・国土交通省令で定める海洋再生可能エネルギー発電設備の維持管理の方法の基準は、次に掲げるものとする。

一　当該海洋再生可能エネルギー発電設備（海底電線を除く。）及びその周辺の海域の状況を監視すること。
二　前号の結果及び自然状況その他の条件を勘案して、定期及び臨時に当該海洋再生可能エネルギー発電設備を点検し、その損傷、劣化その他の変状についての診断を行い、その結果に応じて必要な措置を講じること。
三　前号の結果その他の当該海洋再生可能エネルギー発電設備の維持管理に必要な事項の記録及び保存を行うこと。
四　法第三十三条第三項第十四号に規定する当該海洋再生可能エネルギー発電設備を設置し、及び維持管理する過程で取得する情報（公表されていないものに限る。次号において同じ。）を、当該海洋再生可能エネルギー発電事業を適切に実施するために必要と認められる目的以外のために利用しないことを確保するための措置を講じること。
五　前号の情報の管理の方法を定めることにより、その漏えいの防止を図るための措置を講じること。
六　外国の法的環境等により当該海洋再生可能エネルギー発電設備の維持管理の適切性が影響を受けるものではないこと。

3　前二項に規定するもののほか、海洋再生可能エネルギー発電設備又はその維持管理の方法の基準に関し必要な事項は、国土交通大臣が告示で定める。

（許可の申請）

第十二条　法第三十七条第二項に規定する申請書並びに海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画及び区域図は、経済産業大臣及び国土交通大臣が定める様式によるものとする。

（海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画又は区域図の軽微な変更）

第十三条　法第三十九条第一項ただし書の経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　法第三十八条第一項の許可に係る海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画に係る工事の時期の変更のうち、工事の着手又は完了の予定年月日の三月以内の変更

二　前号に掲げるもののほか、法第三十八条第一項の許可に係る海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画の実施に支障がないと経済産業大臣及び国土交通大臣が認める変更

（変更の許可の申請）

第十四条　法第三十九条第二項に規定する申請書並びに海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画及び区域図は、経済産業大臣及び国土交通大臣が定める様式によるものとする。

（新設）

（設置に関する工事の届出等）

第十五条　法第四十一条第一項の規定による届出は、経済産業大臣及び国土交通大臣の定める様式によるものとする。

2　法第四十一条第二項の規定による公表は、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

3　法第四十一条第二項の経済産業省令・国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設置に関する工事の内容の概要及び工期に関する事項

二　法第四十一条第一項に規定する海域において船舶の航行に支障を及ぼさないために必要な事項

（新設）

（工作物等を保管した場合の公示事項）

第十六条　法第四十二条第二項又は法第四十三条第六項（法第四十六条第一項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第二十八条第五項の経済産業省令・国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　工作物等の名称又は種類、形状及び数量

二　工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を撤去した日時

三　工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所

四　前三号に掲げるもののほか、工作物等を返還するため必要と認められる事項

（新設）

（工作物等を保管した場合の公示の方法）

第十七条　法第四十二条第二項又は法第四十三条第六項において準用する法第二十八条第五項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一　前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して十四日間、経済産業省の掲示場及び国土交通省の掲示場に掲示すること。

二　前号の公示の期間が満了しても、なお当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（第二十一条において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、前条各号に掲げる事項の要旨を官報の掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公示すること。

2　経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、様式第二による保管した工作物等一覧簿を経済産業省及び国土交通省に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

（新設）

（工作物等の価額の評価の方法）

第十八条　法第四十二条第二項又は法第四十三条第六項において準用する法第二十八条第六項の規定による工作物等の価額の評価は、当該工作物等の購入又は製作に要する費用、使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、経済産業大臣及び国土交通大臣は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（保管した工作物等を売却する場合の手続）

第十九条　法第四十二条第二項又は法第四十三条第六項において準用する法第二十八条第六項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がない工作物等その他競争入札に付することが適当ではないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

（新設）

第二十条　経済産業大臣及び国土交通大臣は、当該工作物等を前条本文の競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも五日前までに、次に掲げる事項を官報への掲載その他の適切な方法により公示しなければならない。

一　当該工作物等の名称又は種類、形状及び数量

二　当該競争入札の執行を担当する職員の職及び氏名

三　当該競争入札の執行の日時及び場所

四　契約条項の概要

五　その他経済産業大臣及び国土交通大臣が必要と認める事項

2　経済産業大臣及び国土交通大臣は、当該工作物等を前条本文の競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく三人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に前項各号に掲げる事項をあらかじめ通知しなければならない。

3　経済産業大臣及び国土交通大臣は、前条ただし書の随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

（工作物等を返還する場合の手続）

（新設）

第二十一条　経済産業大臣及び国土交通大臣は、保管した工作物等（法第四十二条第二項又は法第四十三条第六項において準用する法第二十八条第六項の規定により売却した代金を含む。）を所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその所有権等を証するに足りる書類を提出させる等の方法によってその者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、様式第三による受領書と引換えに返還するものとする。

（海洋再生可能エネルギー発電事業の廃止の届出及び海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去の確認等）

（新設）

第二十二条　法第四十三条第一項の規定による届出は、経済産業大臣及び国土交通大臣の定める様式によるものとする。

2　法第四十三条第二項の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、船舶の航行に支障を及ぼさないものとして、当該海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去後の状況に関し国土交通大臣が告示で定める要件を満たしていることとする。

3　法第四十三条第五項（法第四十六条第六項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

4　法第四十三条第五項（法第四十六条第六項において準用する場合を含む。）の経済産業省令・国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　当該海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去に関する工事の完了の日

二　当該海洋再生可能エネルギー発電設備の一部が存置された場合においては、当該存置された海洋再生可能エネルギー発電設備の一部の位置及び水深並びに規模

（地位の承継の認可の申請）

（新設）

第二十三条　法第四十四条第二項に規定する申請書並びに海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画及び海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画の案は、経済産業大臣及び国土交通大臣が定める様式によるものとする。

（許可の取消し）

第二十四条　法第四十五条第二項第五号の経済産業省令・国土交通省令で定める期間は、十五年とする。

（旧許可事業者等の撤去義務等）

第二十五条　法第四十六条第二項の規定による申請は、経済産業大臣及び国土交通大臣の定める様式によるものとする。

2　法第四十六条第二項ただし書の経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　旧許可事業者等の海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画に係る海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去に関する工事の時期の変更のうち、工事の着手又は完了の予定年月日の三月以内の変更

二　前号に掲げるもののほか、旧許可事業者等の海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画に係る海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去に支障がないと経済産業大臣及び国土交通大臣が認める変更

3　第二十二条第二項の規定は、法第四十六条第六項の経済産業省令・国土交通省令で定める基準について準用する。

（報告の徴収等）

第二十六条　法第四十七条第一項（法第四十六条第一項の規定によりみなして適用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、仮許可事業者又は許可事業者に対し必要な報告を求める場合には、報告すべき事項、報告の期限その他必要な事項を明示し、これを行うものとする。

2　法第四十七条第一項の規定による立入検査に係る同条第二項の証明書は、様式第四によるものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

別記様式を次のように改め、同様式を様式第一とする。

様式第一（第九条関係）　（用紙の寸法は、日本産業規格Ｂ８とする。）

（表）

第　　号

身分証明書

写真

住所
氏名
職名
生年月日

右は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律第二十九条第二項の規定により、海洋再生可能エネルギー発電設備を整備する場所又は選定事業者の事務所若しくは事業所に立ち入ることができる者であることを証する。

交付年月日
有効期間
発行機関名

発行機関印

（裏）

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律抜粋

（報告徴収及び立入検査）

第二十九条　（略）

2　経済産業大臣及び国土交通大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、選定事業者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、海洋再生可能エネルギー発電設備を整備する場所若しくは当該選定事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、海洋再生可能エネルギー発電設備、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

3　前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4　第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

様式第一の次に次の三様式を加える。

様式第二（第十七条関係）

保管した工作物等一覧簿								
整理番号	保管した工作物等			放置されていた場所	撤去した日時	保管を始めた日時	保管の場所	備考
	名称又は種類	形状	数量					

様式第三（第二十一条関係）

受領書

年　月　日

殿

返還を受けた者
住　所
氏　名（ふりがな）

下記のとおり工作物等（現金）の返還を受けました。

返還を受けた日時	
返還を受けた場所	
返還を受けた工作物等	整理番号
	名称又は種類
	形状
	数量
（返還を受けた金額）	

備考
用紙は、日本産業規格Ａ４の寸法のものとすること。

様式第四（第二十六条関係）　　（用紙の寸法は、日本産業規格Ｂ８とする。）

（表）

第　　号

身分証明書

写真

住所
氏名
職名
生年月日

右は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律第四十七条第一項の規定により、海洋再生可能エネルギー発電設備を整備する場所又は仮許可事業者若しくは許可事業者の事務所若しくは事業所に立ち入ることができる者であることを証する。

交付年月日
有効期間
発行機関名

発行機関印

（裏）

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律抜粋

（報告徴収及び立入検査）

第四十七条　経済産業大臣及び国土交通大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、仮許可事業者若しくは許可事業者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、海洋再生可能エネルギー発電設備を整備する場所若しくは当該仮許可事業者若しくは当該許可事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、海洋再生可能エネルギー発電設備、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

３　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの省令による改正前の海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則（以下「旧施行規則」という。）第一条（改正法による改正前の海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（以下「旧法」という。）第八条第三項に係るものに限る。）及び第二条（旧法第八条第六項に係るものに限る。）に規定する公告については、なお従前の例による。

第三条　改正法附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧施行規則第五条に規定する基準、旧施行規則第六条に規定する公示及び旧施行規則第七条に規定する軽微な変更については、なお従前の例による。

○国土交通省令第十一号

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十九号）の施行に伴い、並びに海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第二十八条第五項及び第六項並びに第三十八条第一項第一号並びに港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条の四第四項及び第五項の規定に基づき、国土交通省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月二十日　　国土交通大臣　金子　恭之

国土交通省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（国土交通省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　国土交通省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則（平成三十一年国土交通省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
国土交通省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律施行規則 （促進区域内海域の占用等に係る許可）	国土交通省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則 （促進区域内海域の占用等に係る許可）
第一条　海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（以下「法」という。）第十三条第一項第一号に掲げる行為に係る同項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。	**第一条**　海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第十条第一項第一号に掲げる行為に係る同項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
一～四　（略）	一～四　（略）

２　法第十三条第一項第二号に掲げる行為に係る同項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一～五　（略）

３　法第十三条第一項第三号に掲げる行為に係る同項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一～五　（略）

４　法第十三条第一項第四号に掲げる行為に係る同項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一～五　（略）

（占用料及び土砂採取料の基準）

第二条　法第十三条第六項の占用料又は土砂採取料は、近傍類地の地代又は近傍類地における土砂採取料等を考慮して国土交通大臣が定めるものとする。

２　（略）

（過怠金）

第三条　国土交通大臣は、偽りその他不正の行為により法第十三条第六項の占用料又は土砂採取料の徴収を免れた者から、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額の過怠金を徴収するものとする。

（促進区域内海域における放置等禁止物件）

第四条　法第十五条の国土交通省令で定める物件は次に掲げるものとする。

一～六　（略）

（工作物等を保管した場合の公示事項）

第五条　法第二十八条第五項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～四　（略）

（工作物等を保管した場合の公示の方法）

第六条　法第二十八条第五項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一　前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して十四日間、当該工作物等の放置されていた場所を管轄する地方整備局又は北海道開発局の事務所に掲示すること。

二　（略）

２　法第十条第一項第二号に掲げる行為に係る同項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一～五　（略）

３　法第十条第一項第三号に掲げる行為に係る同項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一～五　（略）

４　法第十条第一項第四号に掲げる行為に係る同項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一～五　（略）

（占用料及び土砂採取料の基準）

第二条　法第十条第六項の占用料又は土砂採取料は、近傍類地の地代又は近傍類地における土砂採取料等を考慮して国土交通大臣が定めるものとする。

２　（略）

（過怠金）

第三条　国土交通大臣は、偽りその他不正の行為により法第十条第六項の占用料又は土砂採取料の徴収を免れた者から、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額の過怠金を徴収するものとする。

（促進区域内海域における放置等禁止物件）

第四条　法第十二条の国土交通省令で定める物件は次に掲げるものとする。

一～六　（略）

（工作物等を保管した場合の公示事項）

第五条　法第二十四条第五項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～四　（略）

（工作物等を保管した場合の公示の方法）

第六条　法第二十四条第五項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一　前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して十四日間、当該工作物等の放置されていた場所を管轄する地方整備局の事務所に掲示すること。

二　（略）

２　国土交通大臣は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、第一号様式による保管した工作物等一覧簿を当該工作物等の放置されていた場所を管轄する地方整備局又は北海道開発局の事務所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

（工作物等の価額の評価の方法）

第七条　法第二十八条第六項の規定による工作物等の価額の評価は、当該工作物等の購入又は製作に要する費用、使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、国土交通大臣は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（保管した工作物等を売却する場合の手続）

第八条　法第二十八条第六項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がない工作物等その他競争入札に付することが適当ではないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

第九条　国土交通大臣は、当該工作物等を前条本文の競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも五日前までに、次に掲げる事項を当該工作物等の放置されていた場所を管轄する地方整備局若しくは北海道開発局の事務所に掲示し、又は官報若しくは新聞紙に掲載する等当該掲示に準ずる適当な方法で公示しなければならない。

一～五　（略）

２・３　（略）

２　国土交通大臣は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、第一号様式による保管した工作物等一覧簿を当該工作物等の放置されていた場所を管轄する地方整備局の事務所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

（工作物等の価額の評価の方法）

第七条　法第二十四条第六項の規定による工作物等の価額の評価は、当該工作物等の購入又は製作に要する費用、使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、国土交通大臣は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（保管した工作物等を売却する場合の手続）

第八条　法第二十四条第六項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がない工作物等その他競争入札に付することが適当ではないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

第九条　国土交通大臣は、当該工作物等を前条本文の競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも五日前までに、次に掲げる事項を当該工作物等の放置されていた場所を管轄する地方整備局の事務所に掲示し、又は官報若しくは新聞紙に掲載する等当該掲示に準ずる適当な方法で公示しなければならない。

一～五　（略）

２・３　（略）

（工作物等を返還する場合の手続）

第十条　国土交通大臣は、保管した工作物等（法第二十八条第六項の規定により売却した代金を含む。）を所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその所有権等を証するに足りる書類を提出させる等の方法によってその者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、第二号様式による受領書と引換えに返還するものとする。

（報告の徴収等）

第十一条　法第二十九条第一項の規定により、法第十三条第一項の規定による許可を受けた者（選定事業者を除く。）に対し当該許可に係る事項に関し必要な報告を求める場合には、報告すべき事項、報告の期限その他必要な事項を明示し、これを行うものとする。

（延滞金）

第十二条　法第三十条第二項の規定により国土交通大臣が徴収する延滞金の額は、負担金等を納付すべき期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ負担金等の額に年十・七五パーセントの割合を乗じて計算した額とする。この場合において、負担金等の額の一部につき納付があったときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる負担金等の額は、その納付のあった負担金等の額を控除した額による。

（海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾と同等の機能を有する港湾）

第十三条　法第三十八条第一項第一号の国土交通省令で定める港湾は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する埠頭を有する港湾をいう。

一　係留施設及び荷さばき施設について、海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に使用することが予想される物資の組立て及び保管に対して必要な面積及び地盤の強度を有し、又は有することが見込まれること。

二　前号の物資の輸送の用に供される船舶において安全な荷役を行うのに必要な係留施設の構造の安定が損なわれないよう、必要な措置が講じられ、又は講じられることが見込まれること。

（港湾法施行規則の一部改正）

第二条　港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（工作物等を返還する場合の手続） **第十条**　国土交通大臣は、保管した工作物等（法第二十四条第六項の規定により売却した代金を含む。）を所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその所有権等を証するに足りる書類を提出させる等の方法によってその者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、第二号様式による受領書と引換えに返還するものとする。 （報告の徴収等） **第十一条**　法第二十五条第一項の規定により、法第十条第一項の規定による許可を受けた者（選定事業者を除く。）に対し当該許可に係る事項に関し必要な報告を求める場合には、報告すべき事項、報告の期限その他必要な事項を明示し、これを行うものとする。 （延滞金） **第十二条**　法第二十六条第二項の規定により国土交通大臣が徴収する延滞金の額は、負担金等を納付すべき期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ負担金等の額に年十・七五パーセントの割合を乗じて計算した額とする。この場合において、負担金等の額の一部につき納付があったときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる負担金等の額は、その納付のあった負担金等の額を控除した額による。	（工作物等を返還する場合の手続） **第十条**　国土交通大臣は、保管した工作物等（法第二十八条第六項の規定により売却した代金を含む。）を所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその所有権等を証するに足りる書類を提出させる等の方法によってその者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、第二号様式による受領書と引換えに返還するものとする。 （報告の徴収等） **第十一条**　法第二十九条第一項の規定により、法第十三条第一項の規定による許可を受けた者（選定事業者を除く。）に対し当該許可に係る事項に関し必要な報告を求める場合には、報告すべき事項、報告の期限その他必要な事項を明示し、これを行うものとする。 （延滞金） **第十二条**　法第三十条第二項の規定により国土交通大臣が徴収する延滞金の額は、負担金等を納付すべき期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ負担金等の額に年十・七五パーセントの割合を乗じて計算した額とする。この場合において、負担金等の額の一部につき納付があったときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる負担金等の額は、その納付のあった負担金等の額を控除した額による。
（法第二条の四第一項の国土交通省令で定める事情） **第一条の十**　法第二条の四第一項の国土交通省令で定める事情は、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　一以上の海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十三条第一項の許可を受けた者が当該港湾を利用することが見込まれるものであること。 三　（略） （工作物等を保管した場合の公示の方法） **第三十三条**　法第五十六条の四第四項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。 一　前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して十四日間、当該工作物等の放置されていた場所を管轄する地方整備局又は北海道開発局の事務所、当該都道府県知事が統括する都道府県の事務所又は当該港湾管理者の事務所に掲示すること。 二　（略） 2　国土交通大臣、都道府県知事又は港湾管理者は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、第八号様式による保管した工作物等一覧簿を当該工作物等の放置され	（法第二条の四第一項の国土交通省令で定める事情） **第一条の十**　法第二条の四第一項の国土交通省令で定める事情は、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　一以上の海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十条第一項の許可を受けた者が当該港湾を利用することが見込まれるものであること。 三　（略） （工作物等を保管した場合の公示の方法） **第三十三条**　法第五十六条の四第四項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。 一　前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して十四日間、当該工作物等の放置されていた場所を管轄する地方整備局の事務所、当該都道府県知事が統括する都道府県の事務所又は当該港湾管理者の事務所に掲示すること。 二　（略） 2　国土交通大臣、都道府県知事又は港湾管理者は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、第八号様式による保管した工作物等一覧簿を当該工作物等の放置され

ていた場所を管轄する地方整備局又は北海道開発局の事務所、当該都道府県知事が統括する都道府県の事務所又は当該港湾管理者の事務所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

第三十六条　国土交通大臣、都道府県知事又は港湾管理者は、当該工作物等を前条本文の競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも五日前までに、次に掲げる事項を当該工作物等の放置されていた場所を管轄する地方整備局若しくは北海道開発局の事務所、当該都道府県知事が統括する都道府県の事務所若しくは当該港湾管理者の事務所に掲示し、又は官報、公報若しくは新聞紙に掲載する等当該掲示に準ずる適当な方法で公示しなければならない。

一～五　（略）

２・３　（略）

（国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式に関する省令の一部改正）

第三条　国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式に関する省令（令和三年国土交通省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一条　次の各号に掲げる法律の規定に基づく立入検査等の際に国の職員が携帯するその身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。 一～八十三　（略） 八十四　海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第二十九条第一項 八十五・八十六　（略）	**第一条**　次の各号に掲げる法律の規定に基づく立入検査等の際に国の職員が携帯するその身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。 一～八十三　（略） 八十四　海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第二十五条第一項 八十五・八十六　（略）

附　則

この省令は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

○環境省令第二号

環境影響評価法の一部を改正する法律（令和七年法律第七十三号）の一部の施行に伴い、環境影響評価法施行規則及び廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月二十日　環境大臣　石原　宏高

環境影響評価法施行規則及び廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令

（環境影響評価法施行規則の一部改正）

第一条　環境影響評価法施行規則（平成十年総理府令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（削る）	（準備書の記載事項の周知） **第十一条**　（略）
第十一条・第十二条　（略）	**第十二条・第十二条の二**　（略）
（判定により手続から離れる場合の公告） **第十六条**　（略） ２・３　（略） ４　第一条の六及び第二項の規定は、法第五十六条第二項において準用する法第二十九条第三項の規定による公告について準用する。この場合において、第二項第一号中「法第二十九条第一項」とあるのは「法第五十六条第二項において準用する法第二十九条第一項」と、同項第二号及び第三号中「法第二十九条第二項」とあるのは「法第五十六条第二項において準用する法第二十九条第二項」と読み替えるものとする。 （対象事業の廃止等の場合の公告） **第十七条**　（略） ２～４　（略） ５　第一条の六及び第二項の規定は、法第五十六条第二項において準用する法第三十条第一項の規定による公告について準用する。この場合において、第二項第一号中「事業者」とあるのは「法第五十六条第一項に規定する新規対象事業等を実施しようとす	（判定により手続から離れる場合の公告） **第十六条**　（略） ２・３　（略） ４　第一条の六及び第二項の規定は、法第五十五条第二項において準用する法第二十九条第三項の規定による公告について準用する。この場合において、第二項第一号中「法第二十九条第一項」とあるのは「法第五十五条第二項において準用する法第二十九条第一項」と、同項第二号及び第三号中「法第二十九条第二項」とあるのは「法第五十五条第二項において準用する法第二十九条第二項」と読み替えるものとする。 （対象事業の廃止等の場合の公告） **第十七条**　（略） ２～４　（略） ５　第一条の六及び第二項の規定は、法第五十五条第二項において準用する法第三十条第一項の規定による公告について準用する。この場合において、第二項第一号中「事業者」とあるのは「法第五十五条第一項に規定する新規対象事業等を実施しようとす

る者」と、同項第二号中「対象事業」とあるのは「法第五十六条第一項に規定する新規対象事業等」と、同項第三号及び第四号中「法第三十条第一項」とあるのは「法第五十六条第二項において準用する法第三十条第一項」と、同号中「事業者」とあるのは「法第五十六条第一項に規定する新規対象事業等を実施しようとする者」と読み替えるものとする。

（評価書公告後の引継ぎの場合の公告）

第十八条　（略）

２・３　（略）

４　第一条の六及び第二項の規定は、法第五十六条第二項において準用する法第三十一条第四項の規定による公告について準用する。この場合において、第二項第一号中「事業者」とあるのは「法第五十六条第一項に規定する新規対象事業等を実施しようとする者」と、同項第二号及び第三号中「対象事業」とあるのは「法第五十六条第一項に規定する新規対象事業等」と、同項第四号中「事業者」とあるのは「法第五十六条第一項に規定する新規対象事業等を実施しようとする者」と読み替えるものとする。

（環境影響評価その他の手続の再実施の場合の公告）

第十九条　（略）

２　（略）

３　第一条の六及び前項の規定は、法第五十六条第二項において準用する法第三十二条第二項の規定による公告について準用する。この場合において、前項第一号中「事業者」とあるのは「法第五十六条第一項に規定する新規対象事業等を実施しようとする者」と、同項第二号中「対象事業」とあるのは「法第五十六条第一項に規定する新規対象事業等」と、同項第三号中「法第三十二条第一項」とあるのは「法第五十六条第二項において準用する法第三十二条第一項」と読み替えるものとする。

る者」と、同項第二号中「対象事業」とあるのは「法第五十五条第一項に規定する新規対象事業等」と、同項第三号及び第四号中「法第三十条第一項」とあるのは「法第五十五条第二項において準用する法第三十条第一項」と、同号中「事業者」とあるのは「法第五十五条第一項に規定する新規対象事業等を実施しようとする者」と読み替えるものとする。

（評価書公告後の引継ぎの場合の公告）

第十八条　（略）

２・３　（略）

４　第一条の六及び第二項の規定は、法第五十五条第二項において準用する法第三十一条第四項の規定による公告について準用する。この場合において、第二項第一号中「事業者」とあるのは「法第五十五条第一項に規定する新規対象事業等を実施しようとする者」と、同項第二号及び第三号中「対象事業」とあるのは「法第五十五条第一項に規定する新規対象事業等」と、同項第四号中「事業者」とあるのは「法第五十五条第一項に規定する新規対象事業等を実施しようとする者」と読み替えるものとする。

（環境影響評価その他の手続の再実施の場合の公告）

第十九条　（略）

２　（略）

３　第一条の六及び前項の規定は、法第五十五条第二項において準用する法第三十二条第二項の規定による公告について準用する。この場合において、前項第一号中「事業者」とあるのは「法第五十五条第一項に規定する新規対象事業等を実施しようとする者」と、同項第二号中「対象事業」とあるのは「法第五十五条第一項に規定する新規対象事業等」と、同項第三号中「法第三十二条第一項」とあるのは「法第五十五条第二項において準用する法第三十二条第一項」と読み替えるものとする。

第二十条　法第三十八条の六第一項及び第四十条第一項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合においては、第一条の五から第十九条まで（第六条第二項、第七条第二項、第七条の二第二項、第八条第二項、第九条第三項、第十条第二項、第十四条第二項、第十五条第二項、第十五条の二第二項、第十六条第三項及び第四項、第十七条第二項第四号及び第三項から第五項まで、第十八条第三項及び第四項並びに第十九条第三項を除く。）の規定を適用するものとし、この場合におけるこれらの規定の適用については、第一条の五中「法第五条第一項第八号」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第五条第一項第八号」と、同項第一号中「法第三条の三第一項」とあるのは「法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の三第一項」と、「法第三条の七第一項」とあるのは「法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の七第一項」と、「第一種事業を実施しようとする者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「法第三条の二第一項」とあるのは「法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の二第一項」と、第一条の六及び第二条中「法第七条」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第七条」と、同条第一号及び第四号中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第三条中「法第七条」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第七条」と、同条第一号中「事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「都市計画決定権者の名称」と、同条第二号から第四号までの規定中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同号中「法第六条第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第六条第一項」と、同条第七号中「法第八条第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第八条第一項」と、第三条の二中「法第七条」とあるのは

第二十条　法第三十八条の六第一項及び第四十条第一項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合においては、第一条の五から第十九条まで（第六条第二項、第七条第二項、第七条の二第二項、第八条第二項、第九条第三項、第十条第二項、第十四条第二項、第十五条第二項、第十五条の二第二項、第十六条第三項及び第四項、第十七条第二項第四号及び第三項から第五項まで、第十八条第三項及び第四項並びに第十九条第三項を除く。）の規定を適用するものとし、この場合におけるこれらの規定の適用については、第一条の五中「法第五条第一項第八号」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第五条第一項第八号」と、同項第一号中「法第三条の三第一項」とあるのは「法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の三第一項」と、「法第三条の七第一項」とあるのは「法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の七第一項」と、「第一種事業を実施しようとする者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「法第三条の二第一項」とあるのは「法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の二第一項」と、第一条の六及び第二条中「法第七条」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第七条」と、同条第一号及び第四号中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第三条中「法第七条」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第七条」と、同条第一号中「事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「都市計画決定権者の名称」と、同条第二号から第四号までの規定中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同号中「法第六条第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第六条第一項」と、同条第七号中「法第八条第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第八条第一項」と、第三条の二中「法第七条」とあるのは

「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第七条」と、同条第一号中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第三条の三中「法第七条の二第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第七条の二第一項」と、「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第三条の四第一項及び第二項中「法第七条の二第二項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第七条の二第二項」と、同項第一号中「事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「都市計画決定権者の名称」と、同項第二号から第四号までの規定中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、第三条の五中「法第七条の二第四項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第七条の二第四項」と、「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第四条第一項中「法第八条第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第八条第一項」と、第四条の二中「法第十一条第三項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十一条第三項」と、第四条の三中「法第十四条第一項第九号」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十四条第一項第九号」と、第五条第一項中「法第十六条（法第四十八条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十六条」と、第六条第一項及び第七条第一項中「法第十六条」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十六条」と、同項第一号中「事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「都市計画決定権者の名称」と、同項第二号及び第三号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同項第七号中「法第十八条第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十八条第一項」と、第七条の二第一項中「法第十六条」とあるのは「法

「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第七条」と、同条第一号中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第三条の三中「法第七条の二第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第七条の二第一項」と、「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第三条の四第一項及び第二項中「法第七条の二第二項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第七条の二第二項」と、同項第一号中「事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「都市計画決定権者の名称」と、同項第二号から第四号までの規定中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、第三条の五中「法第七条の二第四項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第七条の二第四項」と、「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第四条第一項中「法第八条第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第八条第一項」と、第四条の二中「法第十一条第三項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十一条第三項」と、第四条の三中「法第十四条第一項第九号」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十四条第一項第九号」と、第五条第一項中「法第十六条（法第四十八条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十六条」と、第六条第一項及び第七条第一項中「法第十六条」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十六条」と、同項第一号中「事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「都市計画決定権者の名称」と、同項第二号及び第三号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同項第七号中「法第十八条第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十八条第一項」と、第七条の二第一項中「法第十六条」とあるのは「法

第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十六条」と、第八条第一項中「法第十七条第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十七条第一項」と、第九条第一項及び第二項中「法第十七条第二項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十七条第二項」と、第十条第一項中「法第十七条第二項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十七条第二項」と、「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第十一条中「法第十八条第一項（法第四十八条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十八条第一項」と、第十三条中「法第二十七条（法第四十八条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十七条」と、第十四条第一項及び第十五条第一項中「法第二十七条」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十七条」と、同項第一号中「事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「都市計画決定権者の名称」と、同項第二号及び第三号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、第十五条の二中「法第二十七条」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十七条」と、第十六条第一項及び第二項中「法第二十九条第三項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十九条第三項」と、同項第一号中「法第二十九条第一項の規定による届出をした者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十九条第一項の規定による届出をした者の名称」と、同項第二号及び第三号中「法第二十九条第二項において準用する法第四条第三項第二号」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十九条第二項において準用する、法第三十九条第二項の

第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十六条」と、第八条第一項中「法第十七条第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十七条第一項」と、第九条第一項及び第二項中「法第十七条第二項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十七条第二項」と、第十条第一項中「法第十七条第二項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十七条第二項」と、「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第十一条中「法第十八条第一項（法第四十八条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十八条第一項」と、第十三条中「法第二十七条（法第四十八条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十七条」と、第十四条第一項及び第十五条第一項中「法第二十七条」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十七条」と、同項第一号中「事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「都市計画決定権者の名称」と、同項第二号及び第三号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、第十五条の二中「法第二十七条」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十七条」と、第十六条第一項及び第二項中「法第二十九条第三項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十九条第三項」と、同項第一号中「法第二十九条第一項の規定による届出をした者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十九条第一項の規定による届出をした者の名称」と、同項第二号及び第三号中「法第二十九条第二項において準用する法第四条第三項第二号」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十九条第二項において準用する、法第三十九条第二項の

規定により読み替えて適用される法第四条第三項第二号」と、第十七条第一項及び第二項（第四号を除く。）中「法第三十条第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第三十条第一項」と、同項第一号中「事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「都市計画決定権者の名称」と、同項第二号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、第十八条第一項及び第二項中「法第三十一条第四項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第三十一条第四項」とする。

（廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正）

第二条　廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年厚生省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第三号中「第五十三条」を「第五十四条」に改める。

附　則

この省令は、環境影響評価法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

法規的告示

○厚生労働省告示第四十四号

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理等に関する告示を次のように定める。

令和八年二月二十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理等に関する告示

（車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習規程の一部改正）

第一条　車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習規程（昭和四十七年労働省告示第百十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（講師） **第一条**　車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習（以下「技能講習」という。）の講師は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）別表第二十第二十号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目（ただし、当該講習科目のうち、実技講習においては、走行の操作及び作業のための装置の操作に限る。）に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者とする。	（講師） **第一条**　車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習（以下「技能講習」という。）の講師は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）別表第二十第二十八号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者とする。

（ボイラー取扱技能講習、化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習及び普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習及び普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習規程の一部改正）

第二条　ボイラー取扱技能講習、化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習及び普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習規程（昭和四十七年労働省告示第百十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（講師） **第一条**　ボイラー取扱技能講習（以下この章において「技能講習」という。）の講師は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）別表第二十第二十二号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者とする。	（講師） **第一条**　ボイラー取扱技能講習（以下この章において「技能講習」という。）の講師は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）別表第二十第二十三号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者とする。

（玉掛け技能講習規程の一部改正）

第三条　玉掛け技能講習規程（昭和四十七年労働省告示第百十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（講師） **第一条**　玉掛け技能講習（以下「技能講習」という。）の講師は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）別表第二十第二十一号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者とする。	（講師） **第一条**　玉掛け技能講習（以下「技能講習」という。）の講師は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）別表第二十第二十二号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者とする。

（車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習規程の一部改正）

第四条　車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習規程（昭和五十二年労働省告示第百二十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（講師） **第一条**　車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習（以下「技能講習」という。）の講師は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号。以下「法」という。）別表第二十第二十号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者とする。	（講師） **第一条**　車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習（以下「技能講習」という。）の講師は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号。以下「法」という。）別表第二十第十九号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者とする。

（車両系建設機械（解体用）運転技能講習規程の一部改正）

第五条　車両系建設機械（解体用）運転技能講習規程（平成二年労働省告示第六十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（講師） **第一条**　車両系建設機械（解体用）運転技能講習（以下「技能講習」という。）の講師は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）別表第二十第二十号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目（ただし、当該講習科目のうち、実技講習においては、走行の操作及び作業のための装置の操作に限る。）に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者とする。	（講師） **第一条**　車両系建設機械（解体用）運転技能講習（以下「技能講習」という。）の講師は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）別表第二十第十八号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者とする。

（不整地運搬車運転技能講習規程の一部改正）

第六条　不整地運搬車運転技能講習規程（平成二年労働省告示第六十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（講師） **第一条**　不整地運搬車運転技能講習（以下「技能講習」という。）の講師は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）別表第二十第十八号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者とする。	（講師） **第一条**　不整地運搬車運転技能講習（以下「技能講習」という。）の講師は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）別表第二十第二十号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者とする。

（高所作業車運転技能講習規程の一部改正）

第七条　高所作業車運転技能講習規程（平成二年労働省告示第六十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（講師）	（講師）
第一条　高所作業車運転技能講習（以下「技能講習」という。）の講師は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）別表第二十第十九号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者とする。	**第一条**　高所作業車運転技能講習（以下「技能講習」という。）の講師は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）別表第二十第二十一号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者とする。

（港湾労働法第二十五条第四項の規定に基づく厚生労働大臣が定める資格の一部改正）

第八条　港湾労働法第二十五条第四項の規定に基づく厚生労働大臣が定める資格（平成十二年労働省告示第七十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
港湾労働法第二十五条第四項の厚生労働大臣が定める資格は、次の表の上欄に掲げる業務の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる者に該当することとする。	港湾労働法第二十五条第四項の厚生労働大臣が定める資格は、次の表の上欄に掲げる業務の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる者に該当することとする。
（略）	（略）
機体重量が三トン以上の労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第七第一号又は第二号に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務	一　安衛則別表第六に規定する車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習を修了した者 二～四　（略）
（略）	（略）
最大積載量が一トン以上の不整地運搬車の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務	一　安衛法別表第十八第三十一号に規定する不整地運搬車運転技能講習を修了した者 二・三　（略）
作業床の高さが十メートル以上の高所作業車の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務	安衛法別表第十八第三十二号に規定する高所作業車運転技能講習を修了した者
制限荷重が一トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が一トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務	一　安衛法別表第十八第三十四号に規定する玉掛け技能講習を修了した者 二・三　（略）

改正後	改正前
港湾労働法第二十五条第四項の厚生労働大臣が定める資格は、次の表の上欄に掲げる業務の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる者に該当することとする。	港湾労働法第二十五条第四項の厚生労働大臣が定める資格は、次の表の上欄に掲げる業務の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる者に該当することとする。
（略）	（略）
機体重量が三トン以上の労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第七第一号又は第二号に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務	一　安衛法別表第十八第三十一号に規定する車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習を修了した者 二～四　（略）
（略）	（略）
最大積載量が一トン以上の不整地運搬車の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務	一　安衛法別表第十八第三十四号に規定する不整地運搬車運転技能講習を修了した者 二・三　（略）
作業床の高さが十メートル以上の高所作業車の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務	安衛法別表第十八第三十五号に規定する高所作業車運転技能講習を修了した者
制限荷重が一トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が一トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務	一　安衛法別表第十八第三十六号に規定する玉掛け技能講習を修了した者 二・三　（略）

（労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第六十九条第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める労働災害防止業務従事者講習の講習科目の範囲及び時間の一部改正）

第九条　労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第六十九条第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める労働災害防止業務従事者講習の講習科目の範囲及び時間（平成二十一年厚生労働省告示第百四十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（統括安全衛生責任者等に対する講習）	（統括安全衛生責任者等に対する講習）
第三条　統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、店社安全衛生管理者、安全衛生責任者その他法第十五条第一項に規定する特定元方事業者（法第三十条第二項又は第三項の規定に基づく指名を受けた事業者を除く。）の労働者である作業従事者（当該労働者である作業従事者のほか、	**第三条**　統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、店社安全衛生管理者、安全衛生責任者その他法第十五条第一項に規定する特定元方事業者の労働者及び同項に規定する関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって発生する労働災害を防止するための業務

労働者以外の当該特定元方事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。以下この条において同じ。）及び法第十五条第一項に規定する関係請負人に係る作業従事者の作業が同一の場所において行われることによって発生する労働災害を防止するための業務（法第三十条第二項又は第三項の規定に基づく指名がなされた場合にあっては、当該指名を受けた事業者の労働者である作業従事者及び当該指名を受けた事業者以外の請負人で法第十五条第一項の特定事業の仕事を自ら行う請負人に係る作業従事者の作業が同一の場所において行われることによって発生する労働災害を防止するための業務）に従事する者に対する法第九十九条の二第一項の講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行われるものであること。

（表略）

（特例緊急作業特別教育規程の一部改正）

第十条　特例緊急作業特別教育規程（平成二十七年厚生労働省告示第三百六十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後			改正前		
（学科教育） **第二条**　前条の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に定める範囲について同表の下欄に定める時間以上行うものとする。			（学科教育） **第二条**　前条の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に定める範囲について同表の下欄に定める時間以上行うものとする。		
科目	範囲	時間	科目	範囲	時間
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	電離放射線の種類及び性質　特例緊急作業における被ばく線量測定の結果の確認、記録等の方法 電離則第四条第一項に規定する被ばく限度を超えた特例緊急作業に従事する労働者に係る被ばく線量の管理の方法	（略）	電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	電離放射線の種類及び性質　特例緊急作業における被ばく線量測定の結果の確認、記録等の方法 電離則第四条第一項に規定する被ばく限度を超えた特例緊急作業に従事する者に係る被ばく線量の管理の方法	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（高年齢者就業確保措置の実施及び運用に関する指針の一部改正）

第十一条　高年齢者就業確保措置の実施及び運用に関する指針（令和二年厚生労働省告示第三百五十一号）の一部を次のように改正する。

第２の１の⑷のイ中「「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」」を「労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第62条の２第２項に基づき厚生労働大臣が公表する指針」に改める。

（介護雇用管理改善等計画の一部改正）

第十二条　介護雇用管理改善等計画（令和三年厚生労働省告示第百十七号）の一部を次のように改正する。

第４の１の⑧中「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」を「労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第62条の２第２項に基づき厚生労働大臣が公表する指針」に改める。

附　則

この告示は、令和八年四月一日から適用する。

○農林水産省告示第二百八号

森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第百六条の規定に基づき、昭和三十七年七月二日農林省告示第八百五十一号（森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年二月二十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

3の様式を次のように改める。

3　規則第７条第１項の届出書の様式

森林の土地の所有者届出書

年　月　日

市町村長　殿

次のとおり新たに森林の土地の所有者となったので、森林法第10条の７の２第１項の規定により届け出ます。

1　所有権の移転に関する事項

所有権移転年月日※1	年　月　日	所有権移転の原因※2	□売買　□相続　□その他（　　）
届出人である新所有者（譲受人、相続人等）		前所有者（譲渡人、被相続人等）	
氏名（法人の場合は名称）		前所有者氏名（法人の場合は名称）	
全ての届出人が記載	住所（法人の場合は本店の所在地）※3　〒－	前所有者住所（法人の場合は本店の所在地）　〒－	
届出人が法人の場合のみ記載	連絡先　電話番号 ※3　メールアドレス		
	国籍等 ※4　□日本国籍 □日本国籍以外（国名等：　　） └□うち、永住者又は特別永住者　※5		
	代表者の氏名（代表者が法人の場合は法人名）		
	代表者　国籍等 ※4　□日本国籍 □日本国籍以外（国名等：　　） └□うち、永住者又は特別永住者　※5		
	役員 ※6　□日本国籍の者が役員等の過半を占める □日本国籍以外の同一国の者が役員等の過半を占める（国名等：　　） □上記のいずれにも該当しない　※8		
	議決権の行使者の名前又は記載 ※7　□日本国籍の者が議決権等の過半を保有 □日本国籍以外の同一国の者が議決権等の過半を保有（国名等：　　） □上記のいずれにも該当しない　※8		

※1　売買の場合は土地の引渡しの日、相続（遺贈を含む。）の場合は相続開始の日（被相続人の死亡の日）、遺産分割の場合はその成立の日を記載

※2　所有権移転の原因を□内で選択。その他の場合は、贈与、会社の合併など具体的に記載

※3　連絡先は、住所（法人の場合は本店の所在地）が国内の場合は、国内の連絡先を別紙で提出

※4　法人の場合はその設立に当たって準拠した法令を制定した国についてレ印で選択及び記載

※5　日本国籍以外の者について「永住者又は特別永住者」（個人に限る。）に該当する場合にレ印で選択

※6　持分会社の場合は業務を執行する社員について※4と同様。それが法人である場合は※4と同様

※7　議決権保有者が法人である場合は※4と同様

※8　役員又は議決権について、過半を占める国がない場合にレ印で選択

2　土地に関する事項

番	土地の所在場所　※1 市町村名、大字、字　等	地番	面積(ha) ※2	持分割合 ※3
1				
2				
3				
4				
5				
	合計			

※1　一筆の土地ごとに記載。全ての筆を記載できない場合は、記載欄の形式に準じて別紙に記載

※2　ヘクタール単位で小数第５位を四捨五入し、小数第４位まで記載

※3　新たに所有者となった土地について共有している場合、届出人の持分割合を記載

3　その他参考となる事項

森林の土地の用途	□森林として所有　□林地の開発（具体的には、　　） □その他（具体的には、　　） ※（　　）には、林地の開発やその他所有の目的（例：住宅建築）を記載。
森林の土地の境界	□地籍調査済又は測量済　□未測量であるが境界は把握　□境界未把握、不明等
備考	

注意事項

1　新たに所有者となった森林の土地について、その所在する市町村ごとに提出すること。

2　規則第７条第２項に規定する次の書類を添付すること。

(1)　当該土地の位置を示す地図

(2)　当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○経済産業省告示第十号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の記章を次のように指定したので、告示する。

令和八年二月二十日

経済産業大臣　赤澤　亮正

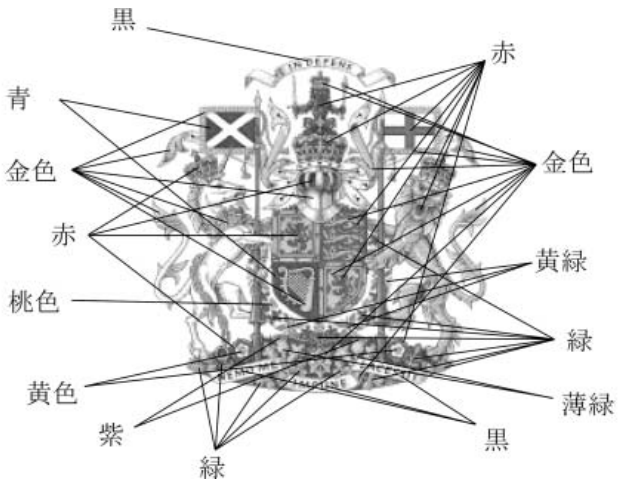
一

二

五


黒
DIEU ET MON DROIT

三


黒
赤
青
金色
金色
赤
黄緑
桃色
緑
黄色
薄緑
紫
黒
緑

六


黒
DIEU ET MON DROIT

四


黒
NEMO ME IMPUNE LACESSIT

九


黒

七


黒
DIEU ET MON DROIT

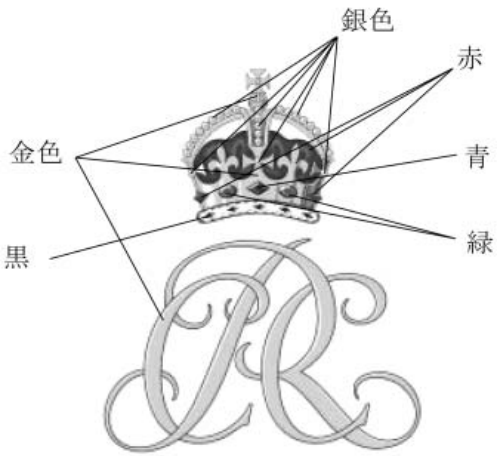
十


黒

八


黒
DIEU ET MON DROIT

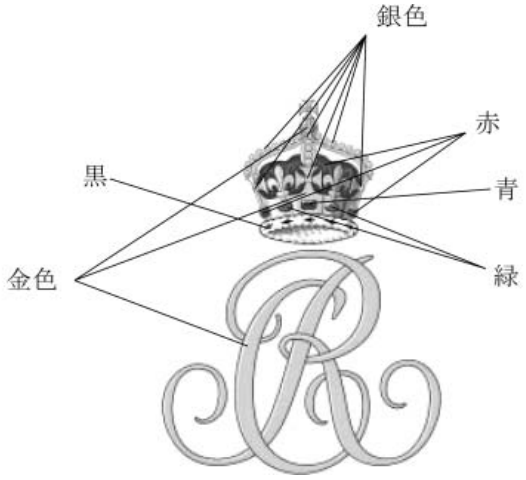
十一



十二



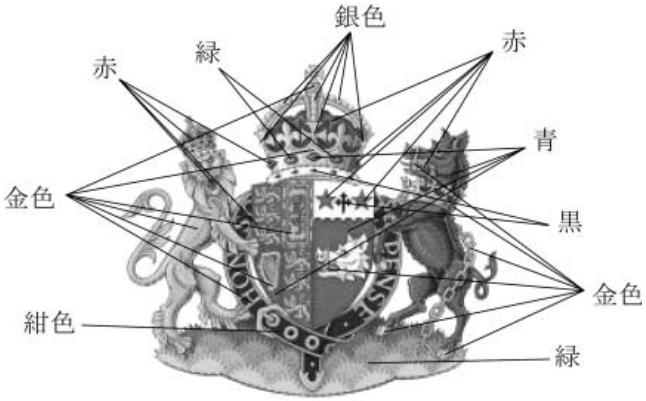
十三



十四



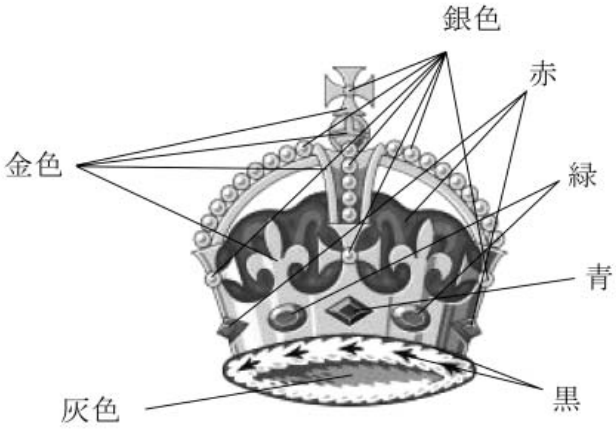
十五



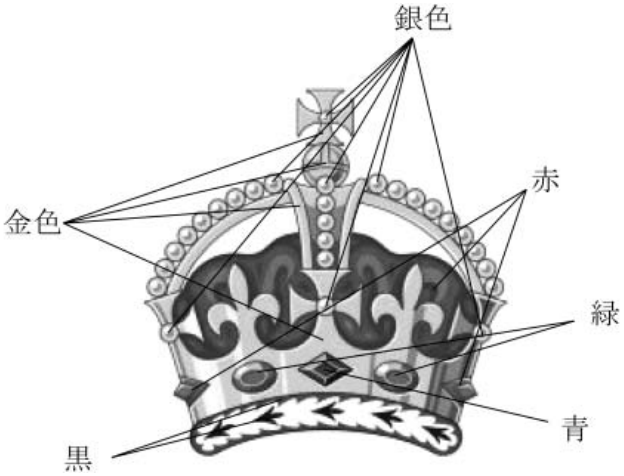
十六



十七



十八



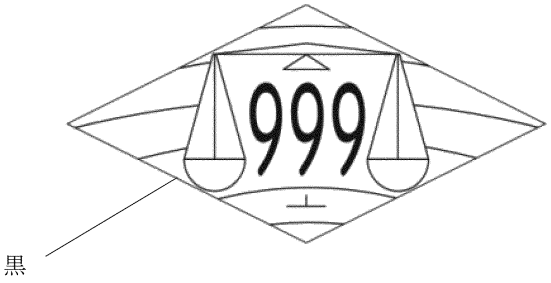
○経済産業省告示第十一号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第五号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたイタリア共和国の監督用又は証明用の印章又は記号を次のように指定したので、告示する。

令和八年二月二十日

経済産業大臣　赤澤　亮正

一



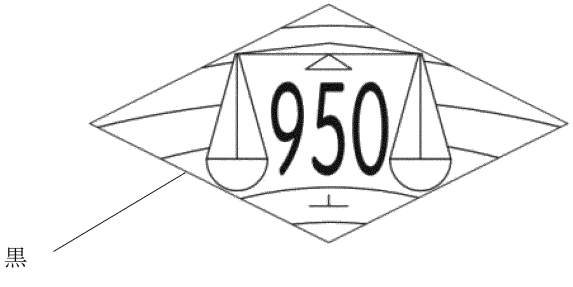
白金製品。

二



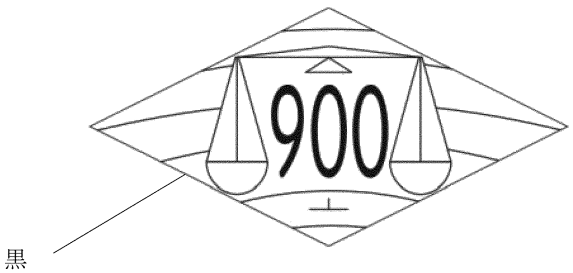
白金製品。

三



白金製品。

四



白金製品。

十九



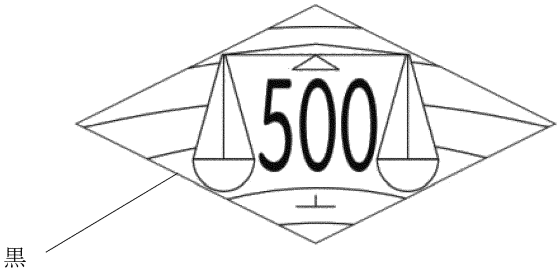
二十



二十一

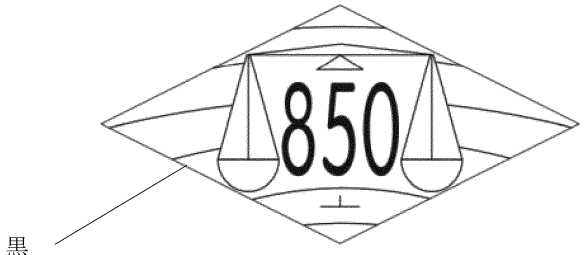


七



白金製品。

五



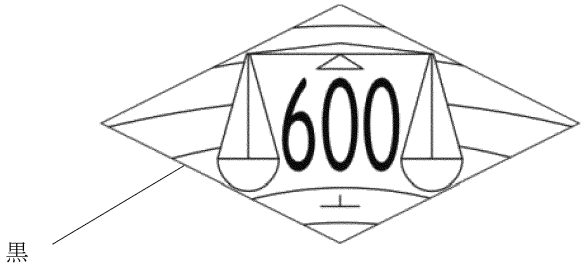
白金製品。

八



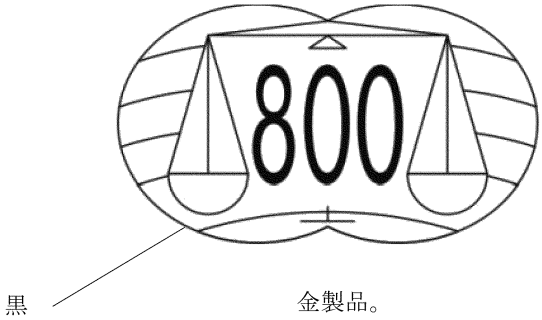
金製品。

六



白金製品。

十一



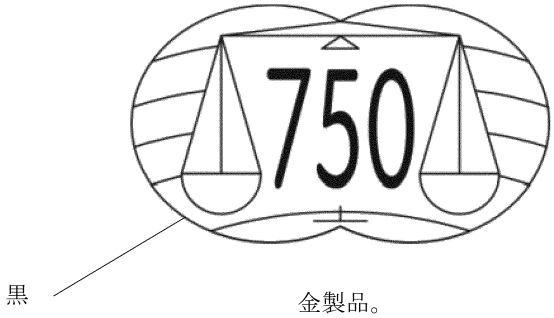
金製品。

九



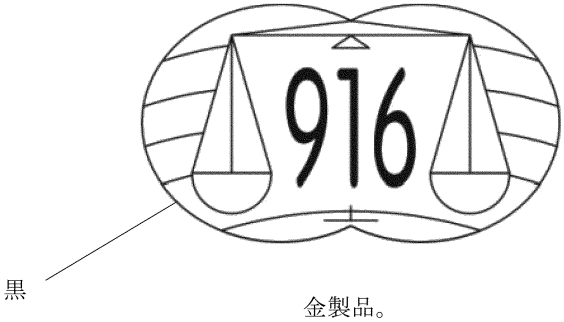
金製品。

十二



金製品。

十



金製品。

十三



黒

金製品。

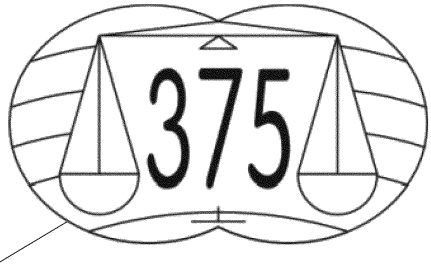
十四



黒

金製品。

十五



黒

金製品。

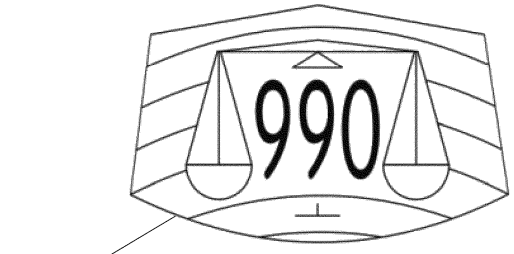
十六



黒

パラジウム製品。

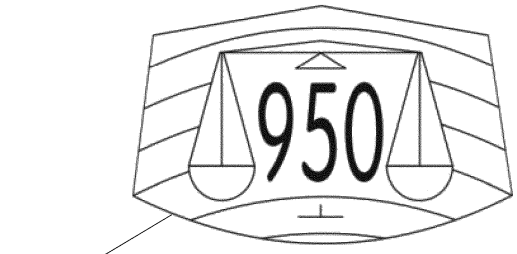
十七



黒

パラジウム製品。

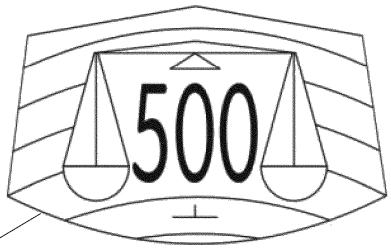
十八



黒

パラジウム製品。

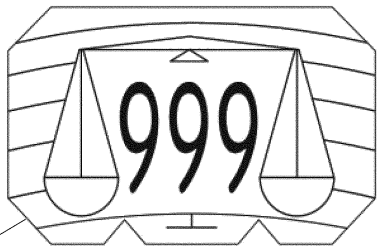
十九



黒

パラジウム製品。

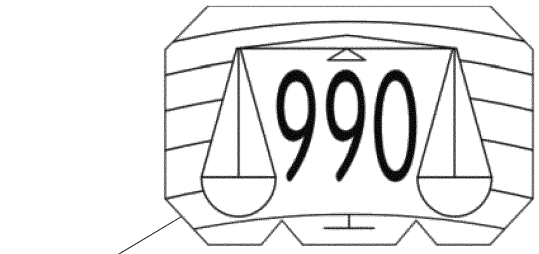
二十



黒

銀製品。

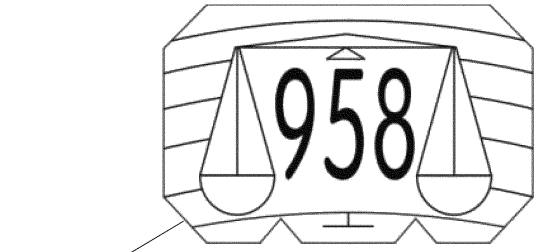
二十一



黒

銀製品。

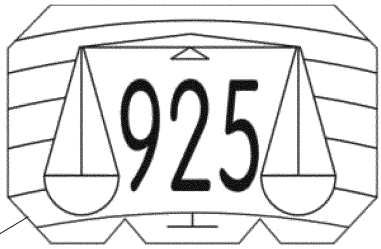
二十二



黒

銀製品。

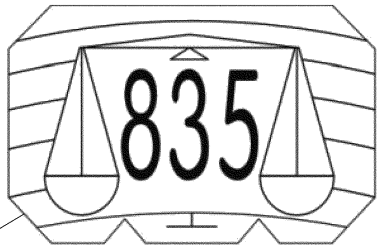
二十三



黒

銀製品。

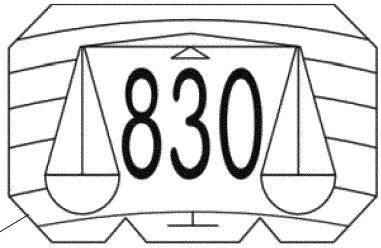
二十四



黒

銀製品。

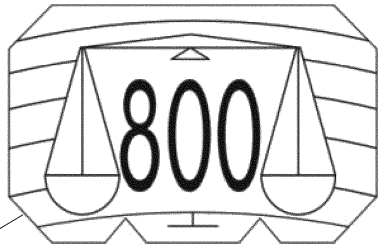
二十五



黒

銀製品。

二十六



黒

銀製品。

二十七



黒

白金製品。金製品。パラジウム製品。銀製品。

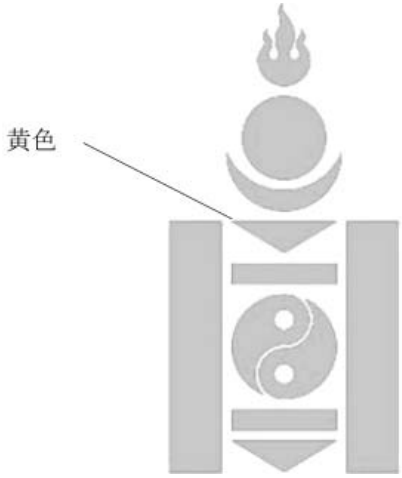
○経済産業省告示第十二号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたモンゴル国の記章を次のように指定したので、告示する。

令和八年二月二十日

経済産業大臣　赤澤　亮正

一



二



○経済産業省告示第十三号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第五号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたセルビア共和国の監督用又は証明用の印章又は記号を次のように指定したので、告示する。

令和八年二月二十日

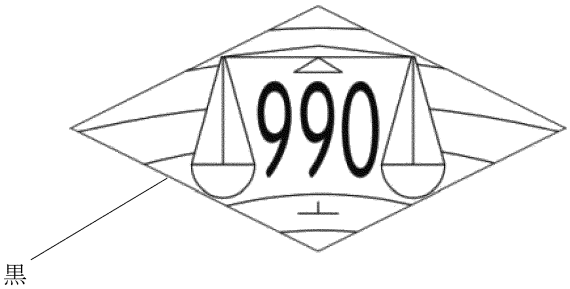
経済産業大臣　赤澤　亮正

一



白金製品。

二



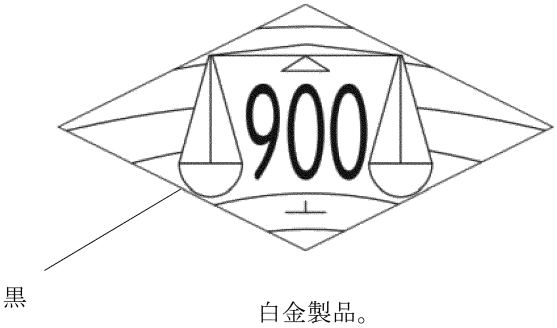
白金製品。

三



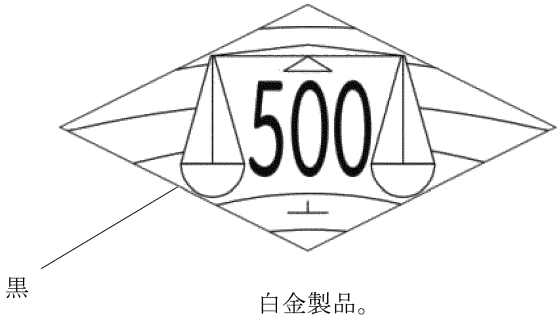
白金製品。

四



白金製品。

七



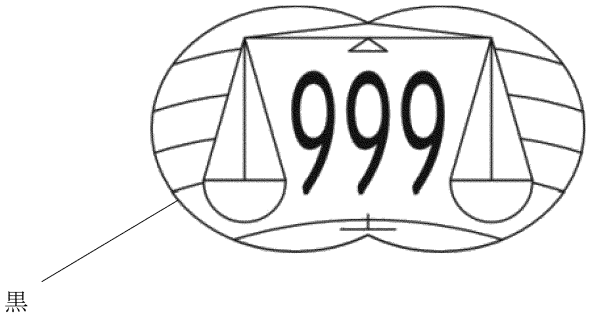
白金製品。

五



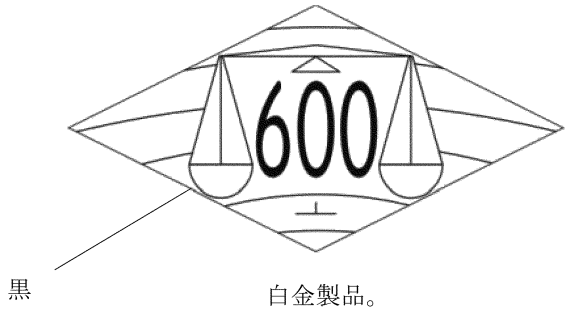
白金製品。

八



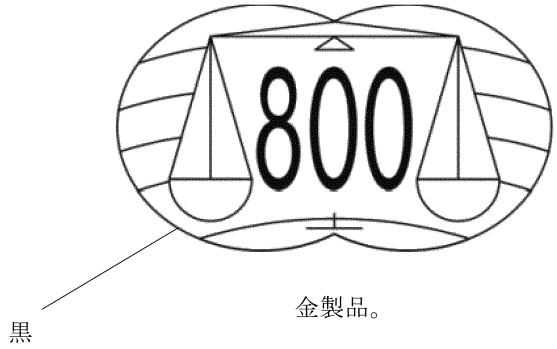
金製品。

六



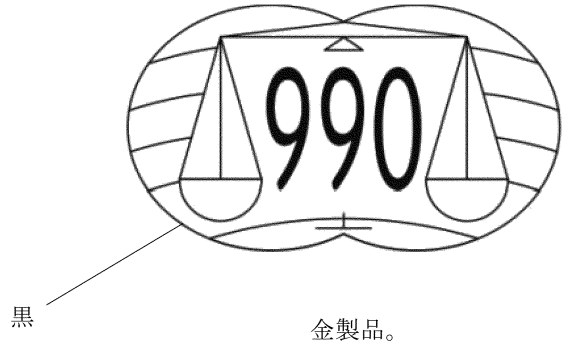
白金製品。

十一



金製品。

九



金製品。

十二



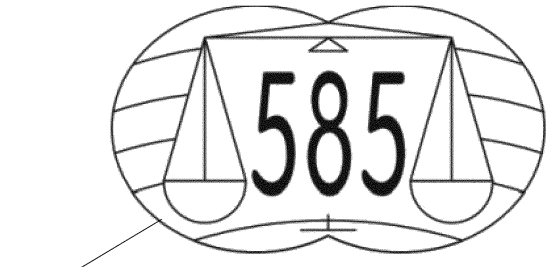
金製品。

十



金製品。

十三



黒

金製品。

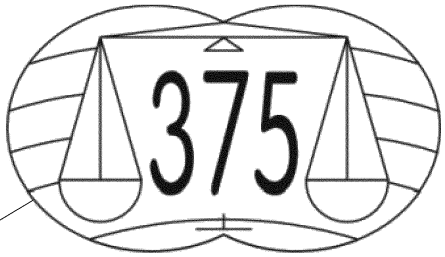
十四



黒

金製品。

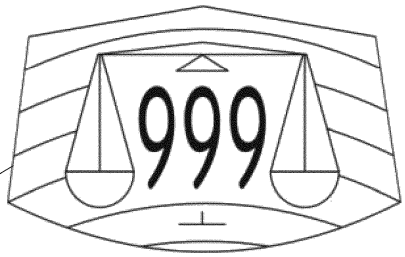
十五



黒

金製品。

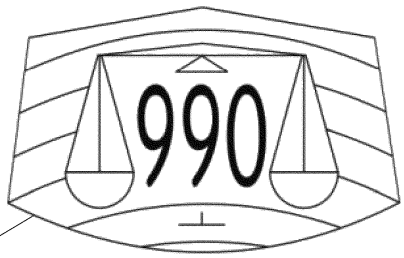
十六



黒

パラジウム製品。

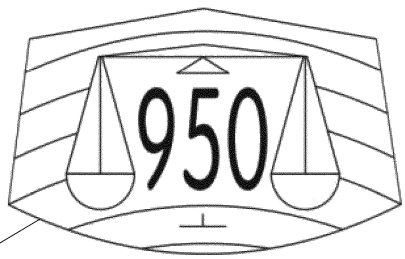
十七



黒

パラジウム製品。

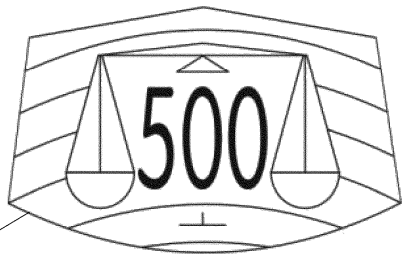
十八



黒

パラジウム製品。

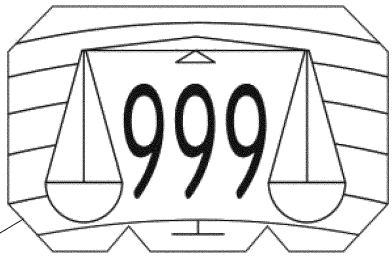
十九



黒

パラジウム製品。

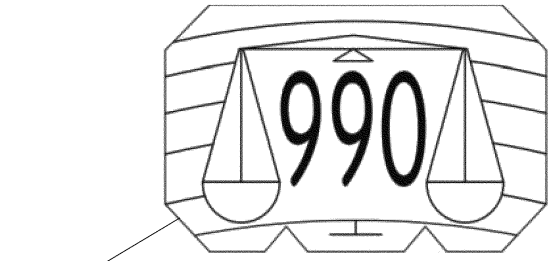
二十



黒

銀製品。

二十一



黒

銀製品。

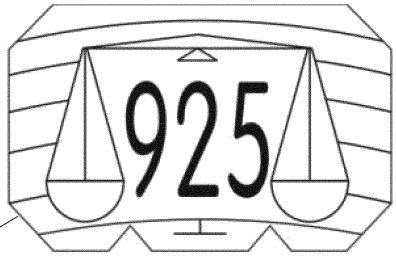
二十二



黒

銀製品。

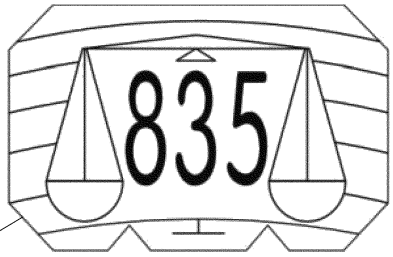
二十三



黒

銀製品。

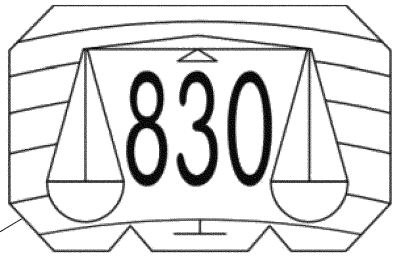
二十四



黒

銀製品。

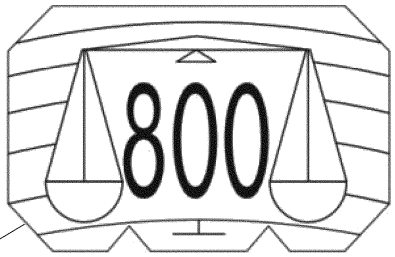
二十五



黒

銀製品。

二十六



黒

銀製品。

二十七



黒

白金製品。金製品。パラジウム製品。銀製品。

○経済産業省告示第十四号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州連合諸機関翻訳センターの標章を次のように指定したので、告示する。

なお、平成十九年経済産業省告示第百九十一号（商標法の規定に基づき欧州共同体諸機関翻訳センターの標章を指定した件）は廃止する。

令和八年二月二十日

経済産業大臣　赤澤　亮正

一　欧州連合諸機関翻訳センター

二　TRANSLATION CENTRE FOR THE BODIES OF THE EUROPEAN UNION

三　OVERSÆTTELSESCENTRET FOR DEN EUROPÆISKE UNIONS ORGANER

四　ÜBERSETZUNGSZENTRUM FÜR DIE EINRICHTUNGEN DER EUROPÄISCHEN UNION

五　CENTRE DE TRADUCTION DES ORGANES DE L'UNION EUROPÉENNE

六　CENTRO DE TRADUCCIÓN DE LOS ÓRGANOS DE LA UNIÓN EUROPEA

七　EUROOPAN UNIONIN ELINTEN KÄÄNNÖSKESKUS

八　CENTRO DI TRADUZIONE DEGLI ORGANISMI DELL'UNIONE EUROPEA

九　VERTAALBUREAU VOOR DE ORGANEN VAN DE EUROPESE UNIE

十　CENTRO DE TRADUÇÃO DOS ORGANISMOS DA UNIÃO EUROPEIA

十一　ÖVERSÄTTNINGSCENTRUM FÖR EUROPEISKA UNIONENS ORGAN

十二　PREKLADATEĽSKÉ CENTRUM ORGÁNOV EURÓPSKEJ ÚNIE

十三　CENTER ZA PREVAJANJE ORGANOV EVROPSKE UNIJE

十四　AZ EURÓPAI UNIÓ SZERVEINEK FORDÍTÓKÖZPONTJA

十五　EUROOPA LIIDU ORGANITE TÕLKEKESKUS

十六　CDT

十七　Център за преводи за органите на Европейския съюз

十八　Ionad Aistriúcháin Chomhlachtaí an Aontais Eorpaigh

十九　Prevoditeljski centar za tijela Europske unije

二十　Centrul de Traduceri pentru Organismele Uniunii Europene

二十一　黒

Μεταφραστικό Κέντρο των Οργάνων της Ευρωπαϊκής Ένωσης

二十二　黒

Iċ-Ċentru ta' Traduzzjoni għall-Korpi ta' l-Unjoni Ewropea

二十三　黒

Eiropas Savienības orgānu Tulkošanas Centrs

二十四　黒

Europos Sąjungos organų Vertimų Centras

二十五

黒

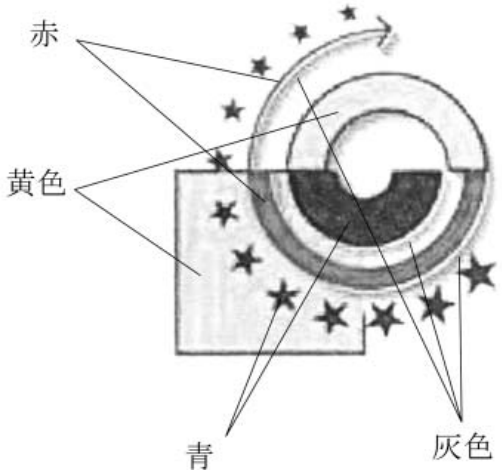
Centrum Tłumaczeń organów Unii Europejskiej

二十六

黒

Překladatelské centrum orgánů Evropské unie

二十七



二十八



二十九



○経済産業省告示第十五号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された合同核研究所の標章を次のように指定したので、告示する。

令和八年二月二十日

経済産業大臣　赤澤　亮正

一　合同核研究所

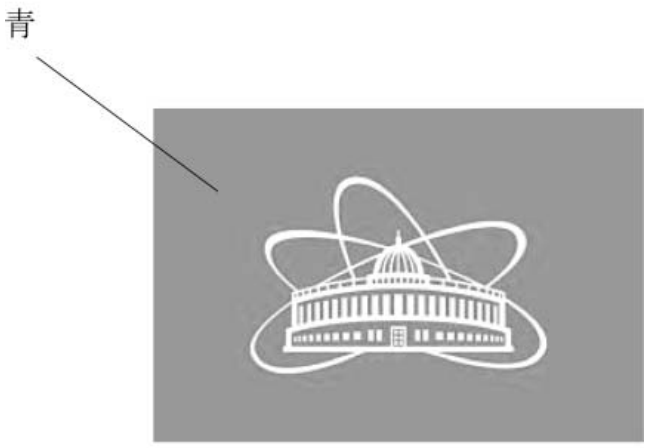
二　JOINT INSTITUTE FOR NUCLEAR RESEARCH

三　ОБЪЕДИНЕННЫЙ ИНСТИТУТ ЯДЕРНЫХ ИССЛЕДОВАНИЙ

四　JINR

五　ОИЯИ

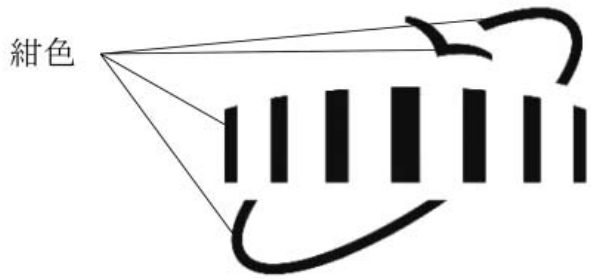
八



六



七



○経済産業省告示第十六号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された国際民間防衛機関の標章を次のように指定したので、告示する。

令和八年二月二十日

経済産業大臣　赤澤　亮正

一　国際民間防衛機関

二　International Civil Defence Organization

三　ICDO

四



○国土交通省告示第二百九十七号

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律施行規則（平成三十一年経済産業省国土交通省令第一号）第六条第三項、第十一条第三項及び第二十二条第二項に基づき、海洋再生可能エネルギー発電設備又はその維持管理の方法の基準に関し必要な事項を定める告示及び公募対象施設等又はその維持管理の方法の基準に関し必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

令和八年二月二十日

国土交通大臣　金子　恭之

海洋再生可能エネルギー発電設備又はその維持管理の方法の基準に関し必要な事項を定める告示の一部改正）

第一条　海洋再生可能エネルギー発電設備又はその維持管理の方法の基準に関し必要な事項を定める告示（令和二年国土交通省告示第三百八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（海洋再生可能エネルギー発電設備の設計）	（海洋再生可能エネルギー発電設備の設計）
第一条　海洋再生可能エネルギー発電設備（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号。以下「法」という。）第二条第二項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備をいう。以下同じ。）は、自然状況、利用状況その他の当該海洋再生可能エネルギー発電設備が置かれる諸条件を勘案して、当該海洋再生可能エネルギー発電設備の要求性能（海洋再生可能エネルギー発電設備に必要とされる性能をいう。以下同じ。）を満足し、かつ、施工時に当該海洋再生可能エネルギー発電設備の構造の安定が損なわれないよう、適切に設計されるものとする。	**第一条**　海洋再生可能エネルギー発電設備（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号。以下「法」という。）第二条第二項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備をいう。以下同じ。）は、自然状況、利用状況その他の当該海洋再生可能エネルギー発電設備が置かれる諸条件を勘案して、当該海洋再生可能エネルギー発電設備の要求性能（海洋再生可能エネルギー発電設備に必要とされる性能をいう。以下同じ。）を満足し、かつ、施工時に当該海洋再生可能エネルギー発電設備の構造の安定が損なわれないよう、適切に設計されるものとする。
2・3　（略）	2・3　（略）
（自然状況等の設定）	（自然状況等の設定）
第四条　海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律施行規則（平成三十一年経済産業省国土交通省令第一号。以下「規則」という。）第六条第一項第一号の自然状況その他の条件は、次の各号に定める方法により定めるものとする。	**第四条**　海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則（平成三十一年経済産業省国土交通省令第一号）第五条第一項第一号の自然状況その他の条件は、次の各号に定める方法により定めるものとする。
一～十七　（略）	一～十七　（略）
（海洋再生可能エネルギー発電設備の維持管理）	（海洋再生可能エネルギー発電設備の維持管理）
第五条　海洋再生可能エネルギー発電設備は、設計供用期間にわたって要求性能を満足するよう、認定公募占用計画（法第二十二条第一項に規定する認定公募占用計画をいう。）又は海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画に従って、適切に維持管理されるものとする。	**第五条**　海洋再生可能エネルギー発電設備は、設計供用期間にわたって要求性能を満足するよう、認定公募占用計画（法第十九条第一項に規定する認定公募占用計画をいう。）に従って、適切に維持管理されるものとする。
2　海洋再生可能エネルギー発電設備の維持管理に当たっては、規則第六条第二項第一号又は第十一条第二項第一号における監視の結果（以下「監視の結果」という。）及び自然状況、利用状況その他の当該海洋再生可能エネルギー発電設備が置かれる諸条件、構造特性、材料特性等を勘案するものとする。	2　海洋再生可能エネルギー発電設備の維持管理に当たっては、自然状況、利用状況その他の当該海洋再生可能エネルギー発電設備が置かれる諸条件、構造特性、材料特性等を勘案するものとする。
3～6　（略）	3～6　（略）
（危険防止に関する対策）	（危険防止に関する対策）
第七条　第五条第六項に規定する運用方法の明確化その他の危険防止に関する対策は、監視の結果及び自然状況、利用状況その他の海洋再生可能エネルギー発電設備が置かれる諸条件を勘案して、次に掲げる事項を行うことを標準とする。	**第七条**　選定事業者（法第十三条第二項第十号に規定する選定事業者をいい、法第二十条の規定によりその地位を承継した者を含む。次条において同じ。）は、第五条第六項に規定する運用方法の明確化その他の危険防止に関する対策として、自然状況、利用状況その他の海洋再生可能エネルギー発電設備が置かれる諸条件を勘案して、次に掲げる対策を行うことを標準とする。
一・二　（略）	一・二　（略）
2　前項各号に掲げる事項は、相互に関連性をもって一体的に運用される海洋再生可能エネルギー発電設備の安全確保に関する専門的知識及び技術又は技能を有する者の下で行うことを標準とする。	2　前項各号に掲げる対策は、相互に関連性をもって一体的に運用される海洋再生可能エネルギー発電設備の安全確保に関する専門的知識及び技術又は技能を有する者の下で行うことを標準とする。

（海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去）

第八条　法第二十二条第二項の許可を受けて設置された海洋再生可能エネルギー発電設備が供用を停止したときは、促進区域内海域（法第十三条第一項に規定する促進区域内海域をいう。）の利用又は保全に支障を与えないよう、当該海洋再生可能エネルギー発電設備を撤去するものとする。ただし、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第十号に規定する海洋施設を同法第四十三条の二第一項の許可を受けて捨てる場合は、この限りではない。

２　規則第二十二条第二項の告示で定める要件は、次に掲げるものとする。

一　当該海洋再生可能エネルギー発電設備が設置されている海域の周辺の海域の利用状況に照らし、適切に撤去すること。

二　当該海洋再生可能エネルギー発電設備の一部をやむを得ず存置する場合（海洋再生可能エネルギー発電事業以外の用途に用いる場合を含む。）は、当該海洋再生可能エネルギー発電設備の一部が設置されている海域の周辺の海域の利用状況に照らし、適切な措置を講ずること。

（供用を停止した海洋再生可能エネルギー発電設備）

第八条　選定事業者は、海洋再生可能エネルギー発電設備の供用を停止したときは、促進区域内海域（法第十条第一項に規定する促進区域内海域をいう。）の利用又は保全に支障を与えないよう、当該海洋再生可能エネルギー発電設備を撤去するものとする。ただし、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第十号に規定する海洋施設を同法第四十三条の二第一項の許可を受けて捨てる場合は、この限りではない。

（新設）

（公募対象施設等又はその維持管理の方法の基準に関し必要な事項を定める告示の一部改正）

第二条　公募対象施設等又はその維持管理の方法の基準に関し必要な事項を定める告示（平成二十八年国土交通省告示第八百五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（趣旨） **第一条**　港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号。以下「規則」という。）第三条の十第三項に規定する公募対象施設等又はその維持管理の方法の基準に関し必要な事項については、規則に定められるもののほか、この告示の定めるところによる。 （公募対象施設等の要求性能） **第四条**　公募対象施設等の要求性能は、次の各号に定めるものとする。 一～四　（略）	（趣旨） **第一条**　港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号。以下「規則」という。）第三条の九第三項に規定する公募対象施設等又はその維持管理の方法の基準に関し必要な事項については、規則に定められるもののほか、この告示の定めるところによる。 （公募対象施設等の要求性能） **第四条**　公募対象施設等の要求性能は、次の各号に定めるものとする。 一～四　（略）

五　当該公募対象施設等が倒壊した場合であっても、次のイからニまでに掲げる区域に影響を及ぼさない規模であること。

イ・ロ　（略）

ハ　規則第三条の七第一号、第二号及び第四号から第六号までに定める区域

ニ　（略）

２　（略）

（自然状況等の設定）

第六条　規則第三条の十第一項第一号の自然状況その他の条件は、次の各号に定める方法により定めるものとする。

一～十七　（略）

（公募対象施設等の維持管理）

第七条　公募対象施設等は、設計供用期間にわたって要求性能を満足するよう、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号。第九条第一項本文において「法」という。）第三十七条の八第一項に規定する認定公募占用計画に従って、適切に維持管理されるものとする。

２～６　（略）

（危険防止に関する対策）

第八条　法第三十七条の七第一項に規定する認定計画提出者（法第三十七条の九の規定によりその地位を承継した者を含む。第十条において同じ。）は、第七条第六項に規定する運用方法の明確化その他の危険防止に関する対策として、自然状況、利用状況その他の公募対象施設等が置かれる諸条件を勘案して、次に掲げる対策を行うことを標準とする。

一・二　（略）

２　前項各号に掲げる対策は、相互に関連性をもって一体的に運用される公募対象施設等の安全確保に関する専門的知識及び技術又は技能を有する者の下で行うことを標準とする。

五　当該公募対象施設等が倒壊した場合であっても、次のイからニまでに掲げる区域に影響を及ぼさない規模であること。

イ・ロ　（略）

ハ　規則第三条の六第一号、第二号及び第四号から第六号までに定める区域

ニ　（略）

２　（略）

（自然状況等の設定）

第六条　規則第三条の九第一項第一号の自然状況その他の条件は、次の各号に定める方法により定めるものとする。

一～十七　（略）

（公募対象施設等の維持管理）

第七条　公募対象施設等は、設計供用期間にわたって要求性能を満足するよう、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号。以下この条及び第九条第一項本文において「法」という。）第三十七条の八第一項に規定する認定公募占用計画に従って、適切に維持管理されるものとする。

２～６　（略）

（危険防止に関する対策）

第九条　法第三十七条の七第一項に規定する認定計画提出者（法第三十七条の九の規定によりその地位を承継した者を含む。以下第十条において同じ。）は、第七条第六項に規定する運用方法の明確化その他の危険防止に関する対策として、自然状況、利用状況その他の公募対象施設等が置かれる諸条件を勘案して、第一号及び第二号に掲げる対策を行うことを標準とする。

一・二　（略）

２　前二号に掲げる対策は、相互に関連性をもって一体的に運用される公募対象施設等の安全確保に関する専門的知識及び技術又は技能を有する者の下で行うことを標準とする。

附　則

この告示は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十九号）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

官報告示

産業

日本産業規格

令和８年２月20日に下記の日本産業規格を制定、改正及び廃止したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和８年２月20日　　経済産業大臣　赤澤　亮正

記

制定された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

自動ドア開閉装置の性能要求事項	A4723
屋根用応急シート―ポリエチレンクロス・ラミネートシート	A6932
光学及びフォトニクス―光学ガラスの化学的耐久性の試験方法―第１部：耐候性	B7073―1
産業用ロボットを用いた非接触座標測定システム―受入検査―第１部：置換測定法	B7446―1
微小球反発硬さ試験機による反発硬さ試験方法	B7743
回転電気機械―第30―１部：単一速度三相かご形誘導電動機の効率クラス（ＩＥコード）	C4034―30―1
手持形電動工具，可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性―第３―９部：可搬形マイタソーの個別要求事項	C62841―3―9
表面化学分析―分析前の試料取扱い	K0184
ブロックチェーン及び分散型台帳技術―用語	X22739
文書管理―情報の分類，マーキング及び取扱い―第１部：要件	Z6021―1

（認定機関　一般財団法人日本規格協会　申出）

光伝送用パワー制御受動部品―第５部：シングルモード光ファイバピッグテール形固定光減衰器	C5920―5
光ファイバ―第１―53部：測定方法及び試験手順―水浸せき試験方法	C60793―1―53
光ファイバ―第１―54部：測定方法及び試験手順―γ線照射	C60793―1―54
電気光源用電子制御装置に組み込まれるプログラム可能な部品―一般要求事項及び安全要求事項	C62733
情報技術―ＩＴガバナンス―ＩＴガバナンスのアセスメント	Q38503
情報技術―ＩＴガバナンス―ＡＩ（人工知能）の利活用が組織のガバナンスに与える影響	Q38507

改正された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

自動ドア開閉装置の試験方法	A1551
火山性ガラス質複層板（ＶＳボード）	A5440
発泡プラスチック断熱材用接着剤	A5547
コンクリート用化学混和剤	A6204
一般配管用ステンレス鋼製突合せ溶接式管継手	B2309
自動捕捉式はかり	B7607
容積形圧縮機―性能試験	B8341
立体自動倉庫システム―用語	B8941
回転電気機械―第２―１部：単一速度三相かご形誘導電動機の損失及び効率の算定方法	C4034―2―1
低圧開閉装置及び制御装置―コントローラ―装置間インターフェース（ＣＤＩ）―第１部：通則	C8202―1
家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント―第１部：一般要求事項	C8282―1
オーディオ・ビデオ，情報及び通信技術機器―第１部：安全性要求事項	C62368―1
電動アシスト自転車	D9115
一般用自転車	D9301
スポーツ専用自転車	D9304
自転車―第１部：試験条件通則及び部品などの試験方法	D9313―1
自転車―第２部：制動装置の試験方法	D9313―2
自転車―第３部：操だ（舵）装置の試験方法	D9313―3
自転車―第４部：車体部の試験方法	D9313―4
自転車―第５部：走行装置の試験方法	D9313―5
自転車―第６部：駆動装置の試験方法	D9313―6
自転車―第７部：座席装置の試験方法	D9313―7
プラスチック―試験片	K7139
プラスチック―フィルム及びシートの垂直の炎の広がり試験方法	K7340
繊維製床敷物試験方法―第４部：質量の測定方法	L1021―4
繊維製床敷物試験方法―第５部：単位長さ及び単位面積当たりのパイル数測定方法	L1021―5
繊維製床敷物試験方法―第11部：摩耗強さ試験方法	L1021―11
紙及び板紙―引張特性の試験方法―第２部：定速伸張法（20㎜／min）	P8113
包装―包装貨物及びユニットロード―試験の前処置	Z0203
文書の受領プロセス	Z6016

（認定機関　一般財団法人日本規格協会　申出）

土工機械―運転室内環境―第５部：前面窓ガラスデフロスタ試験方法	A8330―5
土工機械―クイックヒッチ（クイックカプラ）―安全性	A8339
ばねのショットピーニング	B2711
水車及びポンプ水車の模型試験方法	B8103
空気圧―圧縮性流体用機器の流量特性試験方法―第２部：代替試験方法	B8390―2
ウォータチリングユニット	B8613
人体ばく露を考慮した直流磁界並びに１Hz～100kHzの交流磁界及び交流電界の測定―第１部：測定器に対する要求事項	C1910―1
光ファイバ接続デバイス及び光受動部品―光ファイバコネクタ光学互換―第３―１部：1310nmゼロ分散形シングルモード光ファイバ用コネクタパラメーター―直径2.5㎜及び1.25㎜円筒形全ジルコニア直角ＰＣ端面フェルール	C5965―3―1
光ファイバ接続デバイス及び光受動部品―光ファイバコネクタ光学互換―第３―２部：1310nmゼロ分散形シングルモード光ファイバ用コネクタパラメーター―直径2.5㎜及び1.25㎜円筒形全ジルコニア８度斜めＰＣ端面フェルール	C5965―3―2
光ビーム用光パワーメータ試験方法	C6182
弾性表面波デバイス用単結晶ウェハ―仕様及び測定法	C6760
レーザ製品の安全―情報伝送のための光無線通信システムの安全	C6804
光ファイバ損失試験方法	C6823
光ファイバケーブル―第１―21部：光ファイバケーブル特性試験方法―機械特性試験方法	C6870―1―21

電磁両立性―第４－６部：試験及び測定技術―無線周波電磁界によって誘導する伝導妨害に対するイミュニティ	Ｃ61000―４―６
光ファイバ接続デバイス及び光受動部品―基本試験及び測定手順―第２―26部：試験―塩水噴霧	Ｃ61300―２―26
合成ゴム―ＩＩＲ―試験方法	Ｋ6396
マネジメントシステムのパフォーマンス改善―改善の手順及び技法の指針	Ｑ9024
情報技術―組織のＩＴガバナンス	Ｑ38500
情報技術―メニューナビゲーションに関するユーザーインターフェース指針―第２部：４方向デバイスによるナビゲーション	Ｘ9304―２

（内容省略）

備考　内容は、日本産業標準調査会ホームページ（https://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課、各経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

廃止された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

回転電気機械―第30部：単一速度三相かご形誘導電動機の効率クラス（ＩＥコード）	Ｃ4034―30
可搬形電動工具の安全性―第２－９部：マイタソーの個別要求事項	Ｃ9029―２－９

（認定機関　一般財団法人日本規格協会　申出）

シングルモード光ファイバピッグテール型固定光減衰器	Ｃ5921

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年２月20日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

１　処分をした年月日　令和７年10月９日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　フジＴＥＣ株式会社　藤谷慎基智　大阪府大阪市中央区博労町１－７－２　国土交通大臣許可（般－５）第28900号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゆんせつ工事業、水道施設工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年10月９日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年２月20日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

１　処分をした年月日　令和７年10月29日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　港振興業株式会社　高田　啓三　大阪府大阪市西区九条南２－16－23　国土交通大臣許可（般特－２）第16868号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気通信工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年10月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年２月20日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

１　処分をした年月日　令和７年11月19日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ケンショウ　熱田　敏広　大阪府大阪市中央区大手前１－７－31ＯＭＭビル16Ｆ　国土交通大臣許可（般特－３）第28255号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業、消防施設工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する一般・特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年11月19日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年２月20日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

１　処分をした年月日　令和７年12月２日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　大阪通商株式会社　高井　　誠　大阪府大阪市北区野崎町１－26豊ビル　国土交通大臣許可（般－５）第25358号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（板金工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年12月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年２月20日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

１　処分をした年月日　令和７年12月３日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ジョーシンサービス株式会社　畑島　和也　大阪府大阪市浪速区日本橋５－１－11　国土交通大臣許可（般－２）第26077号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、電気工事業、管工事業、電気通信工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年12月３日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年２月20日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

１　処分をした年月日　令和７年12月３日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　上新電機株式会社　高橋　徹也　大阪府大阪市浪速区日本橋西１－６－５　国土交通大臣許可（般－２）第26024号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、電気工事業、管工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年12月３日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年２月20日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

１　処分をした年月日　令和７年12月８日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社都市建コーポレーション　福村　正幸　大阪府大阪市中央区平野町４－６－４　国土交通大臣許可（特－７）第25970号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、舗装工事業、しゆんせつ工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和７年12月８日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年２月20日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

１　処分をした年月日　令和７年12月９日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ニッケ機械製作所　永井　一郎　兵庫県加古川市米田町船頭440　国土交通大臣許可（般－６）第25608号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（とび・土工工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和７年12月９日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年２月20日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

１　処分をした年月日　令和７年12月12日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社フジシール　京金　武司　大阪府大阪市淀川区宮原４－１－９　国土交通大臣許可（特－５）第21780号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和７年12月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年２月20日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

１　処分をした年月日　令和７年12月18日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社U'plan　尾崎　　光　大阪府大阪市北区大深町３－１－８階Ｋ835　国土交通大臣許可（特－３）第28451号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、内装仕上工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和７年12月18日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年２月20日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

１　処分をした年月日　令和７年12月19日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　姫高電機株式会社　高橋　正樹　兵庫県姫路市飯田491―12　国土交通大臣許可（般特－２）第28014号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（消防施設工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和７年12月19日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第１号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」(以下「料金公告」という。)１．⑴⑤ロに基づく特定更新等工事、集中工事等に伴う料金調整として、下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和８年２月20日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　縄田　　正

伊勢湾岸道集中工事に伴う料金調整の実施について

⑴　料金の調整を行う自動車

工事に伴う車線規制又は通行止め実施中、第一東海自動車道の名古屋インターチェンジ(以下、「ＩＣ」という。)、第二東海自動車道横浜名古屋線の名古屋南ＩＣ又は東海ＩＣを迂回を目的として名古屋環状２号線又は名古屋高速道路公社が管理する道路の方面へ通行するＥＴＣ車。ただし、迂回する起点から終点までの経路を⑷のイからへに掲げるいずれかの経路で連続して走行した場合に限る。

⑵　料金調整額等

⑴に定める自動車が迂回走行せず連続して走行した場合の料金と同額とする。ただし、料金調整前の料金の額が料金調整後の料金の額を上回る場合に限る。

⑶　実施期間

令和８年２月22日から令和８年３月19日まで。

⑷　対象経路

次表の(A)、(B)及び(C)に掲げる区間を連続して通行する経路

	(A)	(B)	(C)
イ	第一東海自動車道の名古屋ＩＣ	名古屋環状２号線の名古屋ＩＣから名古屋西ジャンクション（以下､「ＪＣＴ」という）までの間又は名古屋環状２号線の名古屋ＩＣから高針ＪＣＴまでの間及び名古屋高速道路公社が管理する道路	名古屋環状２号線の名古屋西ＪＣＴから飛島ＪＣＴまでの間及び近畿自動車道名古屋神戸線の飛島ＩＣ
ロ	第一東海自動車道の名古屋ＩＣ	名古屋環状２号線の名古屋ＩＣから名古屋西ＪＣＴまでの間又は名古屋環状２号線の名古屋ＩＣから高針ＪＣＴまでの間及び名古屋高速道路公社が管理する道路	近畿自動車道名古屋亀山線の名古屋西ＩＣ
ハ	第二東海自動車道横浜名古屋線の名古屋南ＩＣ及び名古屋環状２号線の名古屋南ＪＣＴから高針ＪＣＴまでの間	名古屋環状２号線の高針ＪＣＴから名古屋西ＪＣＴまでの間又は名古屋高速道路公社が管理する道路	名古屋環状２号線の名古屋西ＪＣＴから飛島ＪＣＴまでの間及び近畿自動車道名古屋神戸線の飛島ＩＣ
ニ	第二東海自動車道横浜名古屋線の名古屋南ＩＣ及び名古屋環状２号線の名古屋南ＪＣＴから高針ＪＣＴまでの間	名古屋環状２号線の高針ＪＣＴから名古屋西ＪＣＴまでの間又は名古屋高速道路公社が管理する道路	近畿自動車道名古屋亀山線の名古屋西ＩＣ
ホ	第二東海自動車道横浜名古屋線の東海ＩＣ又は名古屋南ＩＣ	名古屋高速道路公社が管理する道路	名古屋環状２号線の名古屋西ＪＣＴから飛島ＪＣＴまでの間及び近畿自動車道名古屋神戸線の飛島ＩＣ
ヘ	第二東海自動車道横浜名古屋線の東海ＩＣ又は名古屋南ＩＣ	名古屋高速道路公社が管理する道路	近畿自動車道名古屋亀山線の名古屋西ＩＣ

⑸　割引相互間の適用関係

１）深夜割引（マイレージ登録）、深夜割引（コーポレート契約）、深夜割引（マイレージ登録）経過措置又は深夜割引（コーポレート契約）経過措置（以下､「新深夜割引」という。)との重複適用関係

本料金調整を実施後の料金の額に対して新深夜割引を適用する。

２）新深夜割引を除く割引との重複適用関係

各種割引を適用した料金の額に対して本料金調整を実施する。

首都高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

首都高速道路株式会社が平成28年３月31日に公告しました「首都高速道路の料金の額及び徴収期間」の一部を令和８年２月21日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき公告します。

令和８年２月20日

首都高速道路株式会社
代表取締役社長　寺山　　徹

記

１　記〔８〕中「令和８年１月31日」を「令和８年２月21日」に改める。

２　別添２中

「都道首都高速１号線　宝　町」を「都道首都高速１号線　宝　町（ＥＴＣ）」に、

「都道首都高速２号線　芝公園」を「都道首都高速２号線　芝公園（ＥＴＣ）」に、

「都道首都高速５号線、都道高速板橋戸田線及び埼玉県道高速板橋戸田線　北池袋」を

「都道首都高速５号線、都道高速板橋戸田線及び埼玉県道高速板橋戸田線　北池袋（ＥＴＣ）」に、

「都道首都高速６号線、都道高速足立三郷線及び埼玉県道高速足立三郷線　小　菅」を

「都道首都高速６号線、都道高速足立三郷線及び埼玉県道高速足立三郷線　小　菅（ＥＴＣ）」に改める。

税理士証票無効公告

令和８年１月28日までに、それぞれの届出があった次の税理士証票は、事故発生の日以後は無効とする。

令和８年１月28日　　日本税理士会連合会

登録番号	氏　名	税理士証票交付番号	亡失年月日
20777	**廣**藤　齊	375604	7.12. 9
32658	林　正	361735	8. 1.13
36397	栩野　良雄	418578	7.12.23
38581	渡**邉**　朝子	368497	7.12. 5
40699	足達　雄	419158	7.12.18
44622	関本　孝一	432194	7.12.10
58132	小島　桂二	403091	7.12.19
68917	永峰　潤	450831	8. 1.16
83119	飯田　博也	463084	7.12. 1
89762	八木　正宣	459929	7.12. 1
100794	神麻　三郎	421152	7. 9. 6
102644	吉岡　辰夫	274063	8. 1.10
105953	三國　敏彦	477794	8. 1. 7
115048	本多　恭子	364199	8. 1. 6
118707	玉村　洋平	486255	6.10. 6
120802	林田俊平太	334985	7.12.10
121219	小坂　亮太	503116	7.12.31
127400	佐々木洋平	433163	7.11.30
127653	山中　宏	357396	4.12. 7
129393	高野敬太朗	399337	7. 5.23
130410	丸山　正幸	367730	8. 1. 5
132866	安島　秀樹	381306	30. 1.31
134992	若林　敏	503893	7.12.12
137952	玉置　正和	499347	8. 1. 9
138029	篠田　修	409473	7.12.22
147366	北島　智行	455471	7.10.15
147914	佐藤　孝彦	498648	8. 1.10
149473	山本　晃佑	486715	7.12.17
150969	西林　將之	474677	8. 1. 7
152580	勝田　賢次	481347	8. 1. 6

記

農事組合法人油日開拓酪農協同組合
滋賀県甲賀市甲賀町油日2214番地
農事組合法人山内南肉牛生産グループ
滋賀県甲賀市土山町笹路424番地
農事組合法人土山プロイラー
滋賀県甲賀市土山町笹路222番地の１

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月三十日
掲載頁　一四六頁（号外第一四八号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月三十日
掲載頁　一四六頁（号外第一四八号）

令和八年二月二十日
栃木県大田原市実取七七〇番地
（甲）株式会社栃木ニコン
代表取締役　津田　剛志
栃木県大田原市実取七六〇番地
（乙）株式会社栃木ニコンプレシジョン
代表取締役　竜田　泰資

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年一月二十八日
掲載頁　九十頁（号外第十八号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年一月二十八日
掲載頁　八十四頁（号外第十八号）

（丙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年一月二十八日
掲載頁　八十六頁（号外第十八号）

令和八年二月二十日
東京都豊島区東池袋三丁目一番一号
（甲）株式会社高橋書店
代表取締役　清水　美成
東京都豊島区東池袋三丁目一番一号
（乙）株式会社高橋編集事務所
代表取締役　清水　美成
東京都豊島区東池袋三丁目一番一号
（丙）高橋編集企画株式会社
代表取締役　清水　美成

合併公告

左記会社のうち、甲及び乙は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました（第一合併）。

また、第一合併の効力発生を条件として、左記会社のうち、甲及び丙は合併して、甲は丙の権利義務全部を承継して存続し、丙は解散することにいたしました（第二合併）。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月十八日
掲載頁　九十四頁（号外第一六六号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月十八日
掲載頁　七十三頁（号外第一三五号）

（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月十六日
掲載頁　六十六頁（号外第一三二号）

令和八年二月二十日
東京都中央区八重洲二丁目二番一号
（甲）株式会社ストレチア
代表取締役　山根　弘
大阪市都島区東野田町二丁目五番一号
（乙）株式会社Ｊ．みらいメディカル
代表取締役　串田　ゆか
大阪市都島区東野田町二丁目五番一号
（丙）株式会社レオニス
代表取締役　串田　ゆか

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月三十日
掲載頁　二五五頁（号外第一四八号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十四日
掲載頁　一一一頁（号外第一六一号）

（丙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十七日
掲載頁　一六二頁（号外第一四六号）

令和八年二月二十日
東京都新宿区大久保三丁目八番二号
（甲）ＪＲ東日本テクノロジー株式会社
代表取締役　小川　一路
秋田市土崎港東三丁目一番一号
（乙）株式会社秋田鉄機
代表取締役　佐藤　隆
長野市西和田二丁目二九番一号
（丙）三和産業株式会社
代表取締役　五十嵐猛雄

合併公告

左記会社は合併により、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告いたします。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月十日
掲載頁　七十九頁（号外第一二七号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月十日
掲載頁　六十六頁（号外第一二七号）

令和八年二月二十日
東京都新宿区若松町三三番八号
（甲）株式会社ヒューテックノオリン
代表取締役　安喰　徹
埼玉県さいたま市岩槻区南平野四丁目五番地一
（乙）株式会社ヒューテックサービス
代表取締役　針ヶ谷　勤

農業協同組合法第73条第４項で準用する法第64条の２第１項の届出に関する公告

下記に掲げる農事組合法人であって、本日現在において、当該農事組合法人に関する登記が最後にあった日から５年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、２箇月以内に農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第208条の２で定めるところにより、滋賀県甲賀農業農村振興事務所に、その旨の届出をされたい。

なお、当該農事組合法人が本日から２箇月以内にその届出をせず、また、当該農事組合法人に関する登記がされないときは、当該農事組合法人はその期間の満了の時に解散したものとみなされる。

令和８年２月20日

滋賀県知事　三日月大造

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十五日

掲載頁　九十三頁（号外第一六二号）

令和八年二月二十日

横浜市鶴見区鶴見中央四丁目三三番一号

（甲）ナイス株式会社

代表取締役　津戸　裕徳

横浜市鶴見区鶴見中央二丁目四番二〇号七階

（乙）リナイス株式会社

代表取締役　大川　一司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月五日

掲載頁　九十頁（号外第二十六号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月二十日

大阪市西区江戸堀三丁目三番一号

（甲）株式会社アルゴセキュリティー

代表取締役　赤嶺　晴久

大阪市西区江戸堀三丁目三番一号

（乙）有限会社アルゴサービス

代表取締役　津山　修

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十三日

掲載頁　一五八頁（号外第一三九号）

令和八年二月二十日

島根県松江市朝日町四七七番地一七

（甲）ＡＬＳＯＫ山陰株式会社

代表取締役　原田　容仁

島根県浜田市殿町一七番地三

（乙）ＡＬＳＯＫあさひ播磨株式会社

代表取締役　北岡　司多

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は次の通りです。

（甲）掲載紙　宇部日報

掲載日時　令和七年十月二十三日

掲載頁　三頁

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月二十日

山口県宇部市大字妻崎開作一八六七番地二

（甲）キチナンテクノエンジ株式会社

代表取締役　井本　健

山口県下関市彦島西山町四丁目一番一号

（乙）タナカ機工有限会社

代表取締役　井本　健

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月三十日

掲載頁　二七八頁（号外第一四八号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十七日

掲載頁　八十五頁（号外第一六四号）

令和八年二月二十日

福岡市中央区天神一丁目一二番二〇号

（甲）株式会社ＱＴｎｅｔ

代表取締役　小倉　良夫

福岡市博多区住吉五丁目二九番一三号

（乙）株式会社戦国

代表取締役　西田　圭

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月二十七日

掲載頁　八十一頁（号外第十七号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月二十七日

掲載頁　七十九頁（号外第十七号）

令和八年二月二十日

宮崎県日南市園田三丁目一一番一号

（甲）株式会社シーズンズ

代表取締役　秋元　邦夫

東京都中央区銀座二丁目五番一八号

（乙）株式会社アキモト・アセット・アロケーション

代表取締役　秋元　邦夫

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の管理本部事業に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.ccsplus-hd.jp/

（乙）https://www.ccsl981.jp/

令和八年二月二十日

北海道標津郡中標津町北町二丁目二二番地

（甲）シーシーエス・プラス・ホールディングス株式会社

代表取締役　谷田　浩一

北海道標津郡中標津町北町二丁目二二番地

（乙）中央コンピューターサービス株式会社

代表取締役　所　達也

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により三和物流サービス株式会社（乙、住所札幌市清田区真栄六四八番地二）の不動産の管理及び賃貸事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月三十一日

掲載頁　一六二頁（号外第一七五号）

（乙）掲載　札幌市において発行する毎日新聞

掲載の日付　令和八年一月十六日

掲載頁　二十三頁

令和八年二月二十日

札幌市白石区南郷通十八丁目南五番一―一〇〇二号

株式会社ｉＲＥＳＩ

代表取締役　末光　栄治

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により三和物流サービス株式会社（乙、住所札幌市清田区真栄六四八番地二）の福祉用品・清掃用品・ベビー用品の貸与、清掃及び家事代行を含む一般消費者向けの事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　札幌市において発行する毎日新聞

掲載の日付　令和八年一月十六日

掲載頁　二十三頁

令和八年二月二十日

札幌市清田区真栄六四八番地二

ＲｅＬｉｆｅ　ｐｌｕｓ株式会社

代表取締役　柿林美和子

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の四輪開発及びＳＤＶ開発事業に関する権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七百八十四条第二項に基づき、乙は同第七百九十六条第一項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに吸収分割を決定しております。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）https://global.honda/jp/RandD/

令和八年二月二十日

東京都港区虎ノ門二丁目二番三号

（甲）本田技研工業株式会社

代表執行役　三部　敏宏

埼玉県和光市中央一丁目四番一号

（乙）株式会社本田技術研究所

代表取締役　大津　啓司

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は甲が営む分譲マンション管理事業に関する権利義務を乙に承継させ、乙はそれを承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月一日

掲載頁　一四五頁（号外第一五〇号）

（乙）https://kessan.meitetsu.co.jp/group/00000093

令和八年二月二十日

愛知県名古屋市東区泉二丁目一三番二三号

（甲）矢作ビル＆ライフ株式会社

代表取締役　林　　敏之

東京都新宿区西新宿六丁目六番二号

（乙）名鉄コミュニティライフ株式会社

代表取締役　安藤　和弘

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は甲が営む分譲マンション開発・販売事業に関する権利義務を乙に承継させ、乙はそれを承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月一日

掲載頁　一五八頁（号外第一五〇号）

（乙）https://kessan.meitetsu.co.jp/group/00000062

令和八年二月二十日

愛知県名古屋市東区葵三丁目一九番七号

（甲）矢作地所株式会社

代表取締役　芝山　真明

愛知県名古屋市中村区名駅四丁目八番一八号

（乙）名鉄都市開発株式会社

代表取締役　日比野　博

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社昭和（乙、住所名古屋市熱田区明野町二番三号）の三重県津市一志町及び神奈川県厚木市における不動産賃貸事業並びに総務部内のすべての不動産管理事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　中部経済新聞

掲載の日付　令和八年一月二十三日

掲載頁　三頁

令和八年二月二十日

名古屋市熱田区明野町二番三号

昭和ホールディングス株式会社

代表取締役　青山　和暁

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の菓子の製造、販売等の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年五月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和八年二月二十七日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月五日

掲載頁　七十四頁（号外第二四四号）

令和八年二月二十日

大分県中津市大字植野五二四番地一

（甲）殿畑双葉堂株式会社

代表取締役　殿畑　敦士

大分県中津市大字植野五二四番地一

（乙）株式会社殿畑双葉堂

代表取締役　殿畑　安司

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するＬＥＦ株式会社（住所札幌市豊平区平岸三条四丁目七番三一号）に対して当社のレントオール事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　札幌市において発行する毎日新聞

掲載の日付　令和八年一月十六日

掲載頁　二十三頁

令和八年二月二十日

札幌市清田区真栄六四八番地二

三和物流サービス株式会社

代表取締役　末光　栄治

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十日

東京都足立区六町三丁目一〇番三五号

泉合同会社

代表社員　飯嶋マチヨ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月三日であり、組織変更後の商号は株式会社一電気工事とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十日

新潟県村上市荒島字南山ノ下一四五一番地一

合同会社一電気工

代表社員　伊藤　亮一

解散公告

当社は、令和七年六月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

北海道恵庭市北島二一三番地五

株式会社ｏｆｆｉｃｅ　Ｋｏｉｓｈｉｋａｗａ

代表清算人　小野寺恵美子

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

札幌市東区東苗穂十一条二丁目二二番一六号

有限会社石橋塗装店

清算人　石橋　文夫

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

札幌市北区北三十三条西三丁目一番二〇号

有限会社ヤマコー

清算人　山田　俊幸

解散公告

当社は、令和七年十一月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

青森県五所川原市新宮字岡田一一三番地二号

株式会社セフィロト

代表清算人　新山　大樹

解散公告

当法人は、社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

宮城県仙台市青葉区片平二丁目一―一東北大学大学院経済学研究科地域イノベーション研究センター内

特定非営利活動法人まちづくり政策フォーラム　代表清算人　鈴木　孝男

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

福島県河沼郡会津坂下町大字氏多宮字宮ノ内九八番地　株式会社カネマス技研

代表清算人　平野洋治郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

福島県福島市上鳥渡樋ノ口北四三―六　一般社団法人ソーシャルメイト

代表清算人　戸田　進一

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

福島県会津若松市飯寺南四丁目一番一三号　黒岩建設有限会社

清算人　須佐　敬助

解散公告

当社は、令和七年十一月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

栃木県宇都宮市下戸祭二丁目一五番一六号　株式会社ティエムサポート

代表清算人　谷津　幸子（横山　幸子）

解散公告

当社は、令和八年一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

群馬県前橋市粕川町膳五〇三―九　TAYYAB ENTERPRISE株式会社

代表清算人　イジャズムハンマドノマーン

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

群馬県安中市西上磯部五九〇番地一　有限会社さくら工務店

清算人　櫻井百合子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

埼玉県上尾市浅間台一丁目四番地一五　有限会社タツミ建設

清算人　長宗　幸子

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

埼玉県草加市高砂一丁目一二番四七―一〇一号　有限会社山田電気管理事務所

清算人　山田　正美

解散公告

当社は、令和八年二月十九日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

埼玉県川口市仲町五番一一号　株式会社ウォーテック北海道

代表清算人　小海　祐資

解散公告

当社は、令和七年十二月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

埼玉県新座市大和田一丁目一八―三トーシンハイツ新座二〇三号室　Treasure Foodland-TW株式会社

代表清算人　岡﨑　綾修

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

埼玉県北本市朝日二丁目二三八番地ワコーレＲＧ北本Ｇ―一一〇三　株式会社デジナーレ

代表清算人　山中　保

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

埼玉県草加市金明町二六八番地　株式会社信用建設

代表清算人　田澤　信夫

解散公告

当社は、令和八年一月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

千葉県船橋市薬円台五丁目一〇番三六号　三朋住宅設備株式会社

代表清算人　畑　雅也

解散公告

当社は、令和七年十月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

千葉県浦安市鉄鋼通り一丁目九番八号　丸八株式会社

代表清算人　野口　繁美

解散公告

当法人は、令和七年十二月二十二日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

千葉県君津市法木作一丁目五番二〇号シマ写真工房内　ＮＰＯ法人日本ミュージックセラピスト協会

清算人　谷本　直哉

解散公告

当社は、令和八年一月二十九日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

東京都港区南青山二丁目二番一五号

合同会社Ｓｔａｎｄ　ＵＰ　Ｐｌｕｓ

清算人　比企　厚介

解散公告

当組合は、解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

東京都千代田区大手町一丁目六番一号

Ｈｏｒｕｓ　ＩＥ有限責任事業組合

清算人　荻巣乃里子

解散公告

当社は、令和八年一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

東京都千代田区大手町二丁目二番一号

東京産業不動産株式会社

代表清算人　野口　玲

解散公告

当社は、令和七年十一月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

東京都港区南青山三丁目一番三六号青山丸竹ビル六Ｆ

合同会社ＯＴＳ

代表清算人　原口　将

解散公告

当社は、令和八年一月二十七日の株主総会の決議により、令和八年一月三十日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

東京都目黒区駒場一丁目一九番二一号

株式会社地域共創創発構想

代表清算人　細谷　功次

解散公告

当社は、令和八年二月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

東京都板橋区向原三丁目一〇番三七号

株式会社エルミタージュ

代表清算人　野上　秀人

解散公告

当社は、令和六年十二月十一日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

東京都新宿区西新宿六丁目二三番一号

株式会社ダイスキャスト

代表清算人　白石　和也

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

東京都中央区銀座一丁目一二番四号Ｎ＆Ｅ・ＢＬＤ．六Ｆ

株式会社ステレオタイプ

代表清算人　木塚　直也

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

東京都千代田区紀尾井町三―八第二紀尾井町ビル九〇一アクシス綜合会計事務所内

ＬＥＶＥＣＨＹファンド４号合同会社

清算人　一般社団法人ＬＥＶＥＣＨＹ４号

職務執行者　福田　武司

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

東京都千代田区紀尾井町三―八第二紀尾井町ビル九〇一アクシス綜合会計事務所内

ＬＥＶＥＣＨＹファンド３号合同会社

清算人　一般社団法人ＬＥＶＥＣＨＹ３号

職務執行者　福田　武司

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

東京都千代田区紀尾井町三―八第二紀尾井町ビル九〇一アクシス綜合会計事務所内

ＬＥＶＥＣＨＹファンド８号合同会社

清算人　一般社団法人ＬＥＶＥＣＨＹ８号

職務執行者　福田　武司

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

東京都千代田区紀尾井町三―八第二紀尾井町ビル九〇一アクシス綜合会計事務所内

ＬＥＶＥＣＨＹファンド９号合同会社

清算人　一般社団法人ＬＥＶＥＣＨＹ９号

職務執行者　福田　武司

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

東京都千代田区紀尾井町三―八第二紀尾井町ビル九〇一アクシス綜合会計事務所内

ＬＥＶＥＣＨＹファンド10号合同会社

清算人　一般社団法人ＬＥＶＥＣＨＹ10号

職務執行者　福田　武司

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

東京都千代田区紀尾井町三―八第二紀尾井町ビル九〇一アクシス綜合会計事務所内

ＬＥＶＥＣＨＹファンド11号合同会社

清算人　一般社団法人ＬＥＶＥＣＨＹ11号

職務執行者　福田　武司

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

東京都千代田区紀尾井町三―八第二紀尾井町ビル九〇一アクシス綜合会計事務所内

ＬＥＶＥＣＨＹファンド12号合同会社

清算人　一般社団法人ＬＥＶＥＣＨＹ12号

職務執行者　福田　武司

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

東京都目黒区目黒一丁目二四番九

株式会社オレンヂファーム

代表清算人　高橋　幸雅

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

東京都世田谷区太子堂四丁目七番三号アトラス三軒茶屋一三〇二

Ｍａｔｉｃ合同会社

清算人　森山みどり

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

東京都品川区豊町五丁目四番三号

株式会社ｆｏｓｔｅｒ

代表清算人　原田　康隆

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

東京都中央区勝どき三丁目一二番一二―一七〇六号

ＢＢ　Ｌｉｆｅ合同会社

清算人　ディン　タィン　トゥン

解散公告

当社は、令和八年一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

東京都千代田区麹町二丁目一番地ＰＭＯ半蔵門ビル二階

コンバインキッチン株式会社

代表清算人　原　将志

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

東京都港区北青山二丁目一二番五号ＫＲＴ青山三階

株式会社ＳＴＤＳ＆ＲＢ

代表清算人　町田　宏子

解散公告

当社は、令和八年二月三日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

東京都千代田区外神田二丁目一番八号一二〇号室

Ｒｅｄ　Ａｔｔａｃｋ合同会社

清算人　胡　錫濤

解散公告

当社は、令和八年一月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

東京都目黒区目黒本町五丁目二〇番七号ＫＯＫＩ武蔵小山ビル　和済薬林株式会社

代表清算人　穆　濱

解散公告

当社は、令和八年二月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

東京都港区赤坂四丁目七番六号

Ａｓｉａｎ　Ｂｒｉｄｇｅ株式会社

代表清算人　宋　濠誠

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

東京都北区田端新町一丁目一九番一一号

寺沢機械工業株式会社

代表清算人　寺沢富士子

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

東京都千代田区平河町一丁目六番一五号ＵＳビル八Ｆ　アクティブビジョン株式会社

代表清算人　川端阿佐美

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

東京都千代田区神田神保町三丁目二七番地七

株式会社トラッカーズマネージャー

代表清算人　朴　貴頌

解散公告

当社は、令和八年二月十九日開催の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング　ＲＷ４特定目的会社

代表清算人　田渕　安春

解散公告

当法人は、令和八年二月十九日開催の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング　ＲＷ藤井寺一般社団法人

代表清算人　三品　貴仙

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

黒岩レジデンシャル合同会社１

清算人　内山隆太郎

第１期決算公告　2025年12月５日

北海道札幌市中央区北五条西二丁目５番地

株式会社ＮＥＸＹＺ．北海道

貸借対照表の要旨（2025年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	94,010
	固定資産	6,243
	資産合計	100,253
負債及び純資産の部	流動負債	79,487
	株主資本	20,765
	資本金	12,500
	資本剰余金	12,500
	資本準備金	12,500
	利益剰余金	△4,234
	その他利益剰余金	△4,234
	（うち当期純損失）	(4,234)
	負債・純資産合計	100,253

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

黒岩レジデンシャル合同会社２

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

黒岩レジデンシャル合同会社４

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

黒岩レジデンシャル合同会社５

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

黒岩レジデンシャル合同会社６

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、令和七年十二月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

神奈川県横須賀市根岸町三丁目一〇番一〇号

株式会社デジタルテック

代表清算人　菱沼　隆一

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

山梨県甲府市元紺屋町四八番地

有限会社ミクランドレス

清算人　川手　正紀

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年十二月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

長野県北安曇郡白馬村大字北城字砂原八八四五番地一

有限会社白馬測地

清算人　花岡　秋好

解散公告

当法人は、令和七年六月二十九日社員総会の議決により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

長野県上田市真田町長四六四六

特定非営利活動法人ほこほコネクト

清算人　宮下　俊哉

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

愛知県半田市宮本町二丁目九五番地

株式会社Ｄ－Ｓｕｐｐｏｒｔ

代表清算人　榊原　貴世

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

愛知県一宮市今伊勢町馬寄字宮東一三―七

合同会社Ｓ．Ｉコーポレーション

清算人　鈴木　智

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

名古屋市瑞穂区瑞穂通三丁目二番地

有限会社いしきや

清算人　水野　祐次

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

名古屋市東区白壁三丁目二一番一四号

株式会社日輪アセットストラテジー

代表清算人　峠　貴斗

解散公告

当社は、令和七年十二月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

三重県四日市市西富田三丁目二番二六号

平尾運送有限会社

清算人　桐生　欣吾

解散公告

当社は、令和八年一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

三重県桑名市大字安永八六六番地

有限会社安達建築

清算人　安達　弘幸

解散公告

当社は、令和八年一月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

三重県四日市市高花平一丁目一番地一二三

合同会社ＩＫＴ

清算人　井出　良子

第46期決算公告

令和８年２月20日

栃木県佐野市町谷町2945番地

正田フーズ株式会社

代表取締役　渡邉　秀明

貸借対照表の要旨　（令和７年11月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,383,127	流動負債	2,210,422
固定資産	1,909,851	固定負債	564,900
		退職給与引当金	60,000
		株主資本	1,517,656
		資本金	35,000
		資本剰余金	10,000
		その他資本剰余金	10,000
		利益剰余金	1,472,656
		利益準備金	20,750
		その他利益剰余金	1,451,906
		（うち当期純利益）	(271,516)
資産合計	4,292,978	負債・純資産合計	4,292,978

解散公告

当社は、令和八年二月三日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

大阪市西成区萩之茶屋二丁目六番四号
ニューかめや二一二号室　七曜合同会社
清算人　井　菁

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

大阪府大阪市中央区南久宝寺町一丁目九―六エスエルビル七F
株式会社センターポーター
代表清算人　森畠　真実

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

大阪市阿倍野区昭和町五丁目一〇番二四号
西田辺駅前ビル（Ｒｅ：ＺＯＮＥ西田辺０１）三〇二号室
萬齢株式会社
代表清算人　曽　昱仁

解散公告

当社は、令和八年二月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

大阪市北区梅田二丁目二―二
株式会社ジーエムエー
代表清算人　福田　敏明

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

大阪市城東区鴫野西五丁目一二番五―五〇三号
株式会社エコ・リアル
代表清算人　小日向　浩

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

大阪市北区天神橋三丁目一〇番三〇号
有限会社ホワイトキューブ
清算人　中村　泰之

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

兵庫県尼崎市塚口本町七丁目一二番一五号
テクノラボ株式会社
代表清算人　川上　剛之

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

兵庫県西宮市奥畑六番一―三二五号
株式会社大洋コーポレーション
代表清算人　大原　英雄

解散公告

当社は、令和八年二月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

奈良市高畑町一〇六一番地
有限会社セカンドベストオオスミ保険サービス
清算人　大隅　**檜彦**

解散公告

当社は、令和八年二月三日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

大阪市西成区萩之茶屋二丁目六番四号
ニューかめや二一二号室　七曜合同会社
清算人　井　菁

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

大阪府大阪市中央区南久宝寺町一丁目九―六エスエルビル七F
株式会社センターポーター
代表清算人　森畠　真実

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

大阪市西成区南津守一丁目五番二八―二〇三号
珍珠鳥株式会社
代表清算人　張　志

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

大阪府東大阪市角田一丁目七番一八号
株式会社タケシン
代表清算人　森本　雄也

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

大阪市住吉区長居西一丁目五番八号
東辰商事株式会社
代表清算人　韓　亮

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

大阪市西成区玉出西二―八―九―三〇二号
宸澤国際株式会社
代表清算人　姚　穎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日です。

また、甲は令和八年二月二十四日をもって本店を移転します。（本店移転先住所　札幌市中央区北九条西二十四丁目三番一二号）

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月二十五日
掲載頁　七十八頁（号外第一四三号）

（乙）左記のとおりです。

令和八年二月二十日

札幌市中央区北十条西二十四丁目三番地
（甲）株式会社なの花北海道
代表取締役　大倉　康

札幌市豊平区月寒東一条七丁目五番一五号クロップビル二階K
（乙）株式会社クライマー
代表取締役　大倉　康

第30期決算公告　令和8年2月20日

札幌市豊平区月寒東一条七丁目5番15号クロップビル2階K
株式会社クライマー
代表取締役　大倉　康

貸借対照表の要旨（令和7年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	242,717
	固定資産	220,721
	資産合計	**463,438**
負債及び純資産の部	流動負債	204,522
	固定負債	110,270
	株主資本	148,646
	資本金	10,000
	利益剰余金	139,996
	（利益準備金）	(150)
	（その他利益剰余金）	(139,846)
	（うち当期純損失）	(165)
	自己株式	△1,350
	負債・純資産合計	**463,438**

解散公告

当社は、令和七年十一月二十八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

奈良県奈良市学園大和町三丁目三六番地の二

一般社団法人日本メートル協会

代表清算人　木内　成人

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

和歌山県田辺市南新万一三番二〇号

ＡＵ株式会社

代表清算人　西嶋　明美

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

広島県安芸郡熊野町新宮一丁目二三番四号

有限会社八洲サービス

清算人　貞永　光弘

解散公告

当社は、令和八年二月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

広島市安佐南区相田七丁目六〇番二〇号

株式会社大野電設

代表清算人　大野　瑠美

解散公告

当社は、令和八年一月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

山口県山陽小野田市大字西高泊一三五〇番地一一

株式会社せいみ

代表清算人　砂田惠美子

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

徳島市南昭和町一丁目九番地一三

株式会社エコテック・四国

代表清算人　白石　光生

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

北九州市若松区本町二丁目五番一八号

有限会社本町薬局

清算人　大石三樹雄

解散公告

当社は、令和八年一月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

福岡県糟屋郡篠栗町大字津波黒一一〇―二―八―九〇八　合同会社Ｐｅｌｍｅ

清算人　梅根千佳子

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

福岡市早良区脇山一丁目二〇番九―二号

有限会社福建電設工業

清算人　吉村　政幸

解散公告

当社は、令和八年一月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

福岡県北九州市小倉北区熊本三丁目一二番五四号

有限会社エミ屋

清算人　田中　誠一

解散公告

当社は、令和八年二月二日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

長崎市若葉町三番三号シャトー若葉二〇一号

有限会社フタワ装建

代表清算人　井手　一人

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

大分県別府市扇山四丁目一二番一二号

有限会社栗林建設

清算人　栗林　健治

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により青葉化成株式会社（乙、住所仙台市泉区大沢三丁目二番地の五）の不動産事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載官報掲載の日付　令和七年八月二十二日

掲載頁　八十七頁（号外第一九〇号）

（乙）令和八年二月二十日

仙台市泉区大沢三丁目二番地の五

アオバ・グループ・ホールディングス株式会社

代表取締役　石田　一

第69期決算公告

令和８年２月20日　仙台市泉区大沢三丁目２番地の５

青葉化成株式会社

代表取締役　石田　守

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,626,295	流動負債	4,707,641
固定資産	4,371,245	固定負債	1,928,132
		退職給与引当金	74,933
		役員退職慰労引当金	392,400
		株主資本	4,320,599
		資本金	40,000
		利益剰余金	4,280,599
		利益準備金	10,000
		その他利益剰余金	4,270,599
		（うち当期純利益）	（389,802）
		評価・換算差額等	41,167
		その他有価証券評価差額金	41,167
資産合計	10,997,540	負債・純資産合計	10,997,540

解散公告（第一回）

当組合は、解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

秋田県横手市平鹿町醍醐字中石ノ塔七番地

農事組合法人リッチライス

清算人　永須　忠雄

解散公告（第一回）

当法人は、福島地方裁判所郡山支部の解散命令の確定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

福島県郡山市本町七番地

宗教法人神習教心睦講社

（お申出先　福島県郡山市開成三丁目八番八号ＯＫＩＮＯビル一〇三号室吉田健祐法律事務所気付）

清算人　吉田　健祐

解散公告（第一回）

当法人は、定款で定める解散事由の発生により令和七年十一月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

横浜市保土ケ谷区新桜ケ丘二丁目四〇番五号野口ハイツ一階　医療法人社団恵真会

清算人　菅田　恵未

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

大阪府八尾市天王寺屋三丁目一一二番地

医療法人清征会

清算人　金子紳一郎

吸収分割公告

左記会社は、吸収分割して甲は乙の関東工場の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）

掲載の官報　令和七年六月三十日

掲載頁　二七三頁（号外第一四八号）

左記のとおりです。

令和八年二月二十日

東京都新宿区中落合二丁目七番一号

愛知県小牧市大字大草字檀ノ上五四四番地の六

代表取締役　松澤　茂雄

（乙）

東京都港区赤坂一丁目14番５号

三州食品株式会社

代表取締役　田中　良和

岩月顕司

乙の貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	7,860
	固定資産	6,850
	繰延資産	8
	資産合計	14,718
負債及び純資産の部	流動負債	4,296
	固定負債	3,735
	負債合計	8,031
	株主資本	6,687
	資本金	90
	資本剰余金	1,465
	その他資本剰余金	1,465
	利益剰余金	5,132
	利益準備金	22
	その他利益剰余金	5,109
	（うち当期純利益）	(1,142)
	純資産合計	6,687
	負債・純資産合計	14,718

第20期決算公告

令和７年12月24日　東京都港区赤坂一丁目14番５号

株式会社セコイア

代表取締役　田中　良和

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,915	流動負債	20,009
固定資産	85,607	固定負債	12,238
有形固定資産	18,914	負債合計	32,247
無形固定資産	0	株主資本	52,355
投資その他の資産	66,692	資本金	3
		資本剰余金	54,144
		資本準備金	54,144
		利益剰余金	△1,791
		その他利益剰余金	△1,791
		評価・換算差額等	3,920
		その他有価証券評価差額金	3,920
		純資産合計	56,275
資産合計	88,523	負債・純資産合計	88,523

損益計算書の要旨

（自　令和６年10月１日　至　令和７年９月30日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	1,392
売上原価	50
売上総利益	1,341
販売費及び一般管理費	936
営業利益	405
営業外収益	491
営業外費用	329
経常利益	567
特別損失	498
税引前当期純利益	68
法人税、住民税及び事業税	10
当期純利益	57

第123期決算公告

令和８年２月19日　大阪市中央区淡路町３丁目３番10号

株式会社チクマ

代表取締役　堀松　渉

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	12,740	流動負債	8,656
固定資産	5,094	固定負債	1,321
繰延資産	0	株主資本	8,255
		資本金	678
		資本剰余金	0
		資本準備金	0
		利益剰余金	7,576
		利益準備金	170
		その他利益剰余金	7,407
		評価・換算差額等	△ 398
		その他有価証券評価差額金	294
		土地再評価差額金	△ 692
資産合計	17,834	負債・純資産合計	17,834

損益計算書の要旨

（自　令和６年12月１日　至　令和７年11月30日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	17,301
売上原価	13,731
売上総利益	3,570
販売費及び一般管理費	3,154
営業利益	416
営業外収益	462
営業外費用	250
経常利益	628
税引前当期純利益	628
法人税等	158
法人税等調整額	24
当期純利益	446

第11期決算公告

令和８年２月20日

岩手県盛岡市北飯岡二丁目４番23号

セルスペクト株式会社

代表取締役　岩渕　拓也

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	271,022
	固定資産	73,858
	合計	344,880
負債及び純資産の部	流動負債	969,848
	固定負債	554,275
	株主資本	△1,179,243
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,286,176
	資本準備金	1,286,176
	利益剰余金	△2,565,419
	その他利益剰余金	△2,565,419
	（うち当期純損失）	(272,880)
	合計	344,880

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千四百九十五万二千三百円、資本準備金の額を四億百十二万八千五百円減少し、それぞれ一億円、九億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十日

岩手県盛岡市北飯岡二丁目四番二三号

セルスペクト株式会社

代表取締役　岩渕　拓也

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年八月二十三日開催の社員総会決議及び島根県知事の認可により、令和八年一月九日をもって解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年二月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

島根県安来市荒島町一七二八番地六

医療法人　森脇医院

清算人　森脇　順子

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年二月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

鹿児島市上福元町三九九七番地一

医療法人福冨歯科医院

清算人　福冨　博

解散公告（第三回）

当法人は、社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年二月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

千葉県八千代市大字村上一一一三番地一

（一街区五一棟）

医療法人社団勝見産婦人科

清算人　勝見　千明

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十二月二十六日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年二月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

福岡県北九州市八幡東区中央二丁目七番二三号

医療法人健歯会田中歯科医院

代表清算人　田中　正徳

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載官報　令和八年一月二十三日
掲載の日付
掲載頁　八十五頁（号外第十五号）

（乙）左記のとおりです。
令和八年二月二十日
仙台市若林区土樋一〇四番地
（甲）株式会社イー・エス・ティ
代表取締役　阿部　孝治
仙台市若林区土樋一〇四番地
（乙）株式会社Ｇ．Ｐ－エデュケーション
代表取締役　阿部　孝治

第15期決算公告

令和８年２月20日

仙台市若林区土樋104番地

株式会社Ｇ．Ｐ－エデュケーション

代表取締役　阿部　孝治

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	74,506
	固定資産	19,545
	合計	94,051
負債及び純資産の部	流動負債	38,800
	固定負債	19,956
	株主資本	35,294
	資本金	7,000
	利益剰余金	28,294
	その他利益剰余金	28,294
	（うち当期純利益）	(16,202)
	合計	94,051

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一二億七七万五六五三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十日

埼玉県狭山市大字下奥富八八三番地

幸福貿易株式会社

代表取締役　後藤　清

第41期決算公告

令和８年２月20日

埼玉県狭山市大字下奥富883番地

幸福貿易株式会社

代表取締役　後藤　清

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	508,950
	固定資産	1,326,985
	資産合計	1,835,935
負債及び純資産の部	流動負債	436,890
	固定負債	1,088,000
	株主資本	311,045
	資本金	10,000
	利益剰余金	301,045
	その他利益剰余金	301,045
	（うち当期純利益）	(42,381)
	負債・純資産合計	1,835,935

吸収分割公告

当社(甲)は吸収分割により株式会社ウィード（乙、住所千葉市美浜区中瀬二丁目六番地一）の日本国内における作業手袋等作業安全保護用品の販売事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和八年二月二十日

千葉市美浜区中瀬二丁目六番地一

ウィード分割準備株式会社

代表取締役　吉田　智哉

第20期決算公告　令和８年２月20日

千葉市美浜区中瀬二丁目６番地１

株式会社ウィード

代表取締役　渡邊　賢司

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,312,818
	固定資産	493,108
	合計	3,805,927
負債及び純資産の部	流動負債	179,310
	固定負債	12,056
	株主資本	3,614,560
	資本金	10,000
	資本剰余金	—
	利益剰余金	3,604,560
	その他利益剰余金	3,604,560
	（うち当期純利益）	(416,224)
	合計	3,805,927

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千九十八万三千六円減少し、減少した資本金の全てを資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十日

東京都港区元赤坂一丁目二番七号

Ｎ．Ａｖｅｎｕｅ株式会社

代表取締役　神本　侑季

第７期決算公告　令和８年２月20日

東京都港区元赤坂一丁目２番７号

Ｎ．Ａｖｅｎｕｅ株式会社

代表取締役　神本　侑季

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	112,395
	固定資産	7,083
	資産合計	119,478
負債及び純資産の部	流動負債	25,314
	固定負債	40,000
	株主資本	54,163
	資本金	75,992
	資本剰余金	340,920
	資本準備金	74,992
	その他資本剰余金	265,928
	利益剰余金	△362,748
	その他利益剰余金	△362,748
	（うち当期純損失）	(59,215)
	負債・純資産合計	119,478

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億二千四百九十九万二千四百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.backseat-exchange.com/

令和八年二月二十日

東京都千代田区一番町七番地一

ＢＡＣＫＳＥＡＴ暗号資産交換業株式会社

代表取締役　前田　慶次

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十一月二十五日

掲載頁　五頁

（乙）左記のとおりです。

令和八年二月二十日

東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

代表取締役　ハイモ株式会社　相曾　淳

東京都中央区日本橋二丁目一〇番八号

（乙）株式会社エス・エヌ・エフ

代表取締役　廣地　眞

第33期決算公告　令和８年２月20日

東京都中央区日本橋二丁目10番８号

株式会社エス・エヌ・エフ

代表取締役　廣地　眞

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	9,876,755
	固定資産	145,006
	繰延資産	152
	資産合計	10,021,915
負債及び純資産の部	流動負債	3,338,852
	株主資本	6,683,062
	資本金	20,000
	利益剰余金	6,663,062
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	6,658,062
	（うち当期純利益）	(1,194,970)
	負債・純資産合計	10,021,915

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一五億一四六九万二六二二円減少し、一億円とすることといたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年二月二十日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー三六階

株式会社ＣＡＲＴＡ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ

代表取締役　渡邉　英樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月十六日

掲載頁　一〇五頁（号外第一三二号）

（乙）左記のとおりです。

令和八年二月二十日

東京都北区田端六丁目一番一号

（甲）株式会社アイピーエス

代表取締役　小竹　裕之

千葉県浦安市北栄一丁目二番二五号

（乙）株式会社ＫＣＳ

代表取締役　千田　幸治

第37期決算公告

令和８年２月20日

千葉県浦安市北栄一丁目２番25号

株式会社ＫＣＳ

代表取締役　千田　幸治

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	243,304
	固定資産	26,463
	資産合計	269,768
負債及び純資産の部	流動負債	35,359
	株主資本	234,408
	資本金	10,000
	利益剰余金	224,408
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	221,908
	（うち当期純利益）	(1,704)
	負債・純資産合計	269,768

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十七日

掲載頁　一八三頁（号外第一四六号）

令和八年二月二十日

新潟県南魚沼市二日町六八四番地一

株式会社セイタン

代表取締役　桑原　英志

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年二月二十七日を効力発生日とする株式会社アオノとの株式交換（以下「本株式交換」という）の効力発生を条件として、本株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十日

静岡県富士市川成新町二六番地

株式会社テーラ・テール

代表取締役　土屋　智昭

第11期決算公告

令和８年２月20日

静岡県富士市川成新町26番地

株式会社テーラ・テール

代表取締役　土屋　智昭

貸借対照表の要旨

（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	10,328
	固定資産	1,032,384
	資産合計	1,042,712
負債及び純資産の部	流動負債	8,550
	固定負債	1,014,301
	株主資本	19,861
	資本金	1,000
	利益剰余金	18,861
	その他利益剰余金	18,861
	（うち当期純利益）	(933)
	負債・純資産合計	1,042,712

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月四日

掲載頁　五十頁（号外第一五四号）

令和八年二月二十日

愛知県新城市有海字飛塚六番地

中部鍛工株式会社

代表取締役　長澤　恒典

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月二十日

静岡市清水区山原八三一番地の七

（甲）株式会社エー・シー・ピー商事

代表取締役　小笠原英訓

静岡市清水区高橋三丁目一〇番四九号

（乙）有限会社岩本商店

取締役　小笠原英訓

第47期決算公告　令和８年２月20日

静岡市清水区山原831番地の７

株式会社エー・シー・ピー商事

代表取締役　小笠原英訓

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	81,129
	固定資産	35,130
	資産合計	116,259
負債及び純資産の部	流動負債	16,700
	固定負債	29,673
	株主資本	69,886
	資本金	10,000
	利益剰余金	59,886
	利益準備金	200
	別途積立金	23,500
	繰越利益剰余金	36,186
	（うち当期純損失）	(1,062)
	負債・純資産合計	116,259

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千二百四十九万九千五百円減少し三千二百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月三十一日です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.nankai.co.jp/group/nms/koukoku/lawn.html

令和八年二月二十日

大阪市中央区難波五丁目一番六〇号

株式会社ＬＡＷＮ

代表取締役　佐々木健人

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千二百七十万円減少し、〇円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月三十一日であり、この減少する資本金の額の全額を、欠損の填補及びその他資本剰余金に計上いたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十日

静岡県御前崎市塩原新田六番地の一

株式会社東海マルタ

代表取締役　本橋　克晴

第47期決算公告

令和８年２月20日

静岡県御前崎市塩原新田６番地の１

株式会社東海マルタ

代表取締役　本橋　克晴

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	53,464,155
	固定資産	57,338,443
	合計	110,802,598
負債及び純資産の部	流動負債	53,699,547
	固定負債	55,942,050
	株主資本	1,161,001
	資本金	12,700,000
	利益剰余金	△11,538,999
	その他利益剰余金	△11,538,999
	（うち当期純損失）	(8,330,413)
	合計	110,802,598

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、株主総会の決議は、令和八年二月十日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月二十日

徳島県阿南市中林町横手五〇番地五

横手海運有限会社

代表取締役　横手　昭明

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　左記のとおりです。

(乙)　計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月二十日

名古屋市中村区名駅五丁目二五番三号

(甲)　湯浅商事株式会社

代表取締役　湯浅　健右

(乙)　有限会社西日本産業

取締役　湯浅　崇史

第85期決算公告　令和８年２月20日

名古屋市中村区名駅五丁目25番３号

湯浅商事株式会社

代表取締役　湯浅　健右

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	12,898,397
	固定資産	2,255,854
	繰延資産	2,679
	合計	15,156,931
負債及び純資産の部	流動負債	6,148,915
	固定負債	3,796,269
	株主資本	5,211,746
	資本金	98,000
	利益剰余金	5,113,746
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	5,088,746
	（うち当期純利益）	(422,034)
	合計	15,156,931

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月二十日

福岡県八女市今福九八一番地一〇

有限会社園原運輸

代表取締役　相場　昌一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　左記のとおりです。

(乙)　計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月二十日

京都府舞鶴市字引土275番地の１

(甲)　弥栄電設工業株式会社

代表取締役　嵯峨根仁史

(乙)　有限会社済木電気

代表取締役　嵯峨根達也

第69期決算公告　令和８年２月20日

京都府舞鶴市字引土275番地の１

弥栄電設工業株式会社

代表取締役　嵯峨根仁史

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	893,106
	固定資産	650,493
	合計	1,543,599
負債及び純資産の部	流動負債	564,357
	固定負債	542,748
	株主資本	436,494
	資本金	30,600
	資本剰余金	3,150
	資本準備金	3,150
	利益剰余金	402,744
	利益準備金	5,064
	その他利益剰余金	397,680
	（うち当期純利益）	(753)
	合計	1,543,599

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は資本金の額を令和八年二月六日時点の一億七千六百三十万九百円から一億二千六百三十万九百円、資本準備金の額を令和八年二月六日時点の一億三千二百三十万九百円から全額減少し、それぞれ五千万円及び〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年二月二十日

東京都目黒区鷹番二丁目一六番一八号

テンアライド株式会社

代表取締役　飯田　健太

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を四億四千六百万円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年三月十七日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十日

大阪府八尾市北本町一丁目二番四一号

株式会社ジャネス

代表取締役　野澤　友秀

第24期決算公告

令和８年２月20日

大阪府八尾市北本町一丁目２番41号

株式会社ジャネス

代表取締役　野澤　友秀

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	214,385
	固定資産	0
	合計	214,385
負債及び純資産の部	流動負債	0
	固定負債	0
	株主資本	214,385
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△9,785,615
	その他利益剰余金	△9,785,615
	（うち当期純損失）	(55,108)
	合計	214,385

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金及び資本準備金の額がそれぞれ金二十一億円ずつ増加することを条件として、資本金の額を金二十一億円、資本準備金の額を金二十一億円減少し、それぞれ金一億円、金〇円とすることといたしました。

効力発生日は令和八年三月二十七日であり、株主総会の決議は令和八年二月二十日に予定しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年六月三十日
掲載頁　四頁

令和八年二月二十日

山口県山陽小野田市西沖五番地
西部石油株式会社
代表取締役　仁保　享

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月二十日

埼玉県行田市富士見町一丁目二一番地一
株式会社東京軽合金製作所
代表取締役　小川　幸宏

合併につき株券等提出公告

当社は、北関東輸送ホールディング株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年四月一日までに当社にご提出下さい。

令和八年二月二十日

群馬県前橋市宮地町四三番地
株式会社Ｊアシスト
代表取締役　小島　相秀

合併につき株券等提出公告

当社は、北関東輸送ホールディング株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年四月一日までに当社にご提出下さい。

令和八年二月二十日

群馬県前橋市宮地町四三番地
Ｋａｎｏｎ株式会社
代表取締役　後藤　伸之

第72期決算公告

令和８年２月20日
広島市南区仁保沖町１番33号
株式会社マルサン
代表取締役　鳴輪　英司

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	3,136,024,690
	固定資産	2,930,486,220
	資産合計	6,066,510,910
負債及び純資産の部	流動負債	1,799,626,680
	固定負債	545,680,000
	株主資本	3,721,204,230
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	3,701,204,230
	利益準備金	5,000,000
	その他利益剰余金	3,696,204,230
	（うち当期純利益）	(223,101,866)
	負債・純資産合計	6,066,510,910

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)確定した最終事業年度はありません。
(乙)左記のとおりです。

令和八年二月二十日
広島市南区仁保沖町一番三三号
(甲)マルサンホールディングス株式会社
代表取締役　鳴輪　英司
広島市南区仁保沖町一番三三号
(乙)株式会社マルサン
代表取締役　鳴輪　英司

第70期決算公告

令和８年２月20日
熊本市中央区水前寺六丁目１番38号
ヨネザワホールディングス株式会社
代表取締役　米澤　房朝

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	530,997
	固定資産	4,277,695
	合計	4,808,692
負債及び純資産の部	流動負債	538,850
	固定負債	3,299,604
	株主資本	970,237
	資本金	10,000
	利益剰余金	960,237
	利益準備金	800
	その他利益剰余金	959,437
	（うち当期純利益）	(166,215)
	合計	4,808,692

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)左記のとおりです。
(乙)計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月二十日
熊本市中央区水前寺六丁目一番三八号
(甲)ヨネザワホールディングス株式会社
代表取締役　米澤　房朝
熊本市中央区水前寺公園一二番二五号
(乙)有限会社羅生門
代表取締役　米澤　房朝

第23期決算公告

令和８年２月20日
鹿児島県西之表市西之表3703番地
有限会社西田農産
代表取締役　西田　博一

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	563,568
	固定資産	424,030
	繰延資産	600
	合計	988,199
負債及び純資産の部	流動負債	691,874
	固定負債	340,706
	株主資本	△44,382
	資本金	3,000
	利益剰余金	△47,382
	その他利益剰余金	△47,382
	（うち当期純利益）	(47,040)
	合計	988,199

合併公告

左記会社は甲が商号変更により株式会社となることを条件に合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)左記のとおりです。
(乙)計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月二十日
鹿児島県西之表市西之表三七〇三番地
(甲)有限会社西田農産
代表取締役　西田　博一
鹿児島県西之表市西之表三七〇三番地
(乙)有限会社西田
代表取締役　西田　博一

第２期決算公告　令和８年２月20日
鹿児島市下荒田四丁目46番１号
株式会社ビルドＣ
代表取締役　儀間　良昭

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	71,536
	固定資産	16,155
	合計	87,691
負債及び純資産の部	流動負債	50,287
	固定負債	73,317
	株主資本	△35,913
	資本金	1,000
	資本剰余金	1,100
	その他資本剰余金	1,100
	利益剰余金	△38,013
	その他利益剰余金	△38,013
	（うち当期純利益）	(20,901)
	合計	87,691

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)左記のとおりです。

令和八年二月二十日
鹿児島市下荒田四丁目四六番一号
(甲)株式会社ビルドＣ
代表取締役　儀間　良昭
鹿児島市玉里団地一丁目四七番一〇号
(乙)合同会社ＡＮＴ　ＨＯＰＥＲ
代表社員　有馬　利洋

合併につき株券等提出公告

当社は、北関東輸送ホールディング株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年四月一日までに当社にご提出下さい。

令和八年二月二十日

群馬県前橋市宮地町四三番地

北関東輸送株式会社

代表取締役　小島　相秀

第五十六期決算公告

令和七年十一月三十日現在

貸借対照表の要旨　（単位・百万円）

資産の部

流動資産	一〇三五
固定資産	三二五
資産合計	一三六一

負債及び純資産の部

流動負債	一〇七九
固定負債	一四三
株主資本	一三八
資本金	一〇
利益剰余金	一二八
（利益準備金）	（一）
（その他利益剰余金）	（一二五）
（当期純利益）	（一二）
負債及び純資産合計	一三六一

令和八年二月二十日

愛知県豊橋市白河町一〇〇番地

株式会社サーラビジネスソリューションズ

代表取締役社長　浅野　卓

第６期決算公告

令和８年２月20日　　東京都港区六本木七丁目７番７号

LLDCP Aquila特定目的会社

取締役　栗国　正樹

貸借対照表の要旨

（令和７年11月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	14,391,514	流動負債	3,298,608
その他の資産	28,468,507	固定負債	100,000
流動資産	28,463,980	**負債合計**	**3,398,608**
固定資産	3,267	社員資本	39,461,413
繰延資産	1,259	特定資本金	100
		優先資本金	12,361,050
		剰余金	27,100,263
		当期未処分利益	27,100,263
		純資産合計	**39,461,413**
資産合計	**42,860,021**	**負債・純資産合計**	**42,860,021**

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和７年11月30日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	33,297,567
営業費用	6,300,130
営業利益	26,997,437
経常利益	26,997,437
税引前当期純利益	26,997,437
法人税、住民税及び事業税	1,070
当期純利益	26,996,366
前期繰越利益	103,897
当期未処分利益	27,100,263

第13期決算公告

令和８年２月20日

千葉県柏市柏273番地１

パイクリスタル株式会社

代表取締役　田村　和広

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	588,029
	固定資産	386,330
	繰延資産	2,157
	合計	**976,516**
負債純資産の部	流動負債	45,043
	株主資本	931,473
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,757,399
	資本準備金	1,757,399
	利益剰余金	△925,926
	その他利益剰余金	△925,926
	（うち当期純損失）	（925,926）
	合計	**976,516**

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千四百九十七万円、資本準備金の額を八億九十五万六千百五十四円減少し、それぞれ五千万円、十億三千百四十一万三千六十五円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年二月十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十日

千葉県柏市柏二七三番地一

パイクリスタル株式会社

代表取締役　田村　和広

第57期決算公告

令和８年２月20日

東京都葛飾区西新小岩四丁目37番９号

日本動物薬品株式会社

代表取締役　吉田　隆一

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	792,584
	固定資産	351,511
	繰延資産	498
	資産合計	**1,144,594**
負債純資産の部	流動負債	578,728
	固定負債	540,215
	株主資本	25,650
	資本金	40,000
	利益剰余金	△13,949
	利益準備金	7,050
	その他利益剰余金	△20,999
	（うち当期純利益）	（1,549）
	自己株式	△400
	負債・純資産合計	**1,144,594**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十日

東京都葛飾区西新小岩四丁目三七番九号

日本動物薬品株式会社

代表取締役　吉田　隆一

第６期決算公告

令和８年２月20日

東京都港区浜松町二丁目２番15号

株式会社Ｐｏｌｙｕｓｅ

代表取締役　岩本　卓也

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	508,969
	固定資産	96,409
	資産合計	**605,379**
負債純資産の部	流動負債	179,306
	固定負債	240,896
	株主資本	185,176
	資本金	100,000
	資本剰余金	691,103
	資本準備金	392,507
	その他資本剰余金	298,595
	利益剰余金	△605,926
	その他利益剰余金	△605,926
	（うち当期純損失）	（290,680）
	負債・純資産合計	**605,379**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金十二億三千百八万千四百二十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十日

東京都港区浜松町二丁目二番一五号

株式会社Ｐｏｌｙｕｓｅ

代表取締役　岩本　卓也

第１期決算公告

令和８年２月20日
東京都千代田区丸の内一丁目11番１号
株式会社Kiranah＆Salt wellvest
代表取締役　韓　　裕

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	492,000
	資産合計	**492,000**
負債及び純資産の部	流動負債	2,053
	株主資本	489,946
	資本金	246,000
	資本剰余金	246,000
	資本準備金	246,000
	利益剰余金	△2,053
	その他利益剰余金	△2,053
	（うち当期純損失）	(2,053)
	負債・純資産合計	**492,000**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千六百万円減少し九千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十日
東京都千代田区丸の内一丁目一番一号
株式会社Kiranah&Salt wellvest
代表取締役　韓　　裕

第31期決算公告

令和８年２月20日
北海道札幌市北区新川五条一丁目３番10号
丸交道交株式会社
代表取締役　玉川真起子

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	573,853
	固定資産	92,361
	合計	**666,214**
負債及び純資産の部	流動負債	119,793
	固定負債	478
	株主資本	545,942
	資本金	48,000
	利益剰余金	497,942
	別途積立金	400,000
	繰越利益剰余金	97,942
	（うち当期純利益）	(26,973)
	合計	**666,214**

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を八億六百三万五千七百二十八円減少することにいたしました。なお、当社は三月三十一日付で、株式交換により八億六百三万五千七百二十八円を資本準備金に計上する予定です。

株主総会の決議は、令和八年三月二日を予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十日
北海道札幌市北区新川五条一丁目三番一〇号
丸交道交株式会社
代表取締役　玉川真起子

第４期決算公告

令和８年２月20日
東京都港区芝浦三丁目17番12号
株式会社ＳａｌｅＳｅｅｄ
代表取締役　大矢　剛大

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	201,708
	固定資産	251,893
	合計	**453,601**
負債及び純資産の部	流動負債	211,567
	固定負債	144,110
	株主資本	97,924
	資本金	29,920
	資本剰余金	24,920
	資本準備金	24,920
	利益剰余金	43,084
	その他利益剰余金	43,084
	（うち当期純利益）	(17,633)
	合計	**453,601**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千九百九十一万九千八百四十円減少することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月二十六日の予定であり、株主総会の決議は令和八年三月二十日を予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十日
東京都港区芝浦三丁目一七番一二号
株式会社ＳａｌｅＳｅｅｄ
代表取締役　大矢　剛大

第73期決算公告

令和８年２月20日
富山県下新川郡入善町古黒部3124番地
廣川建設工業株式会社
代表取締役　廣川　範樹

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,086,905
	固定資産	487,776
	合計	**1,574,681**
負債及び純資産の部	流動負債	384,375
	固定負債	7,200
	株主資本	1,183,106
	資本金	20,000
	利益剰余金	1,163,106
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	1,158,106
	（うち当期純利益）	(12,637)
	合計	**1,574,681**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年二月二十日
（甲）富山県下新川郡入善町古黒部三一二四番地
廣川建設工業株式会社
代表取締役　廣川　範樹
（乙）富山県下新川郡入善町古黒部三一二四番地
広栄開発有限会社
代表取締役　廣川　範樹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十日

長野県小諸市荒町二丁目四番四号

株式会社山崎長兵衛商店

代表取締役　山崎　文明

令和８年２月20日

長野県小諸市荒町２丁目４番４号

株式会社山崎長兵衛商店

代表取締役　山崎　文明

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	24,963
	固定資産	15,918
	合計	40,881
負債及び純資産の部	流動負債	6,043
	固定負債	25,579
	株主資本	9,259
	資本金	16,000
	利益剰余金	△6,740
	その他利益剰余金	△6,740
	（うち当期純利益）	(674)
	合計	40,881

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するジング株式会社（住所静岡県浜松市中央区天王町一一四七番地の一）に対して当社の住宅建築事業、リフォーム・メンテナンス事業及び不動産仲介・関連サービス事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。また、当社は新設分割の効力日においてＫＨＸ株式会社に商号変更する予定です。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十日

静岡県浜松市中央区天王町一一四七番地の一

幸和ハウジング株式会社

代表取締役　鈴木　一道

第52期決算公告　令和８年２月20日

静岡県浜松市中央区天王町1147番地の１

幸和ハウジング株式会社

代表取締役　鈴木　一道

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	968,737
	固定資産	1,156,164
	合計	2,124,902
負債及び純資産の部	流動負債	687,921
	賞与引当金	6,560
	固定負債	2,447,078
	株主資本	△1,010,098
	資本金	20,000
	利益剰余金	△1,021,512
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	△1,026,512
	（うち当期純損失）	(451,895)
	自己株式	△8,586
	合計	2,124,902

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月二十日

大阪市都島区東野田町三丁目四番二〇号

（甲）株式会社京一会館

代表取締役　陸橋　秀規

大阪市都島区東野田町三丁目四番二〇号

（乙）有限会社陸橋

代表取締役　陸橋　高之

第36期決算公告

令和８年２月20日

大阪市都島区東野田町三丁目４番20号

株式会社京一会館

代表取締役　陸橋　秀規

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	512,546
	固定資産	951,687
	合計	1,464,233
負債及び純資産の部	流動負債	43,741
	固定負債	43,000
	株主資本	1,377,491
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,367,491
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,364,991
	（うち当期純利益）	(33,011)
	合計	1,464,233

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十日

大阪市中央区南船場二丁目一一番一二号七Ｆ－Ｂ

株式会社ヤマトジュエリー商会

代表取締役　古川　真章

第55期決算公告

令和８年２月20日

大阪市中央区南船場二丁目11番12号７Ｆ－Ｂ

株式会社ヤマトジュエリー商会

代表取締役　古川　真章

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	37,775,218
	固定資産	5,261,600
	合計	43,036,818
負債及び純資産の部	流動負債	2,899,975
	固定負債	12,627,000
	株主資本	27,509,843
	資本金	25,000,000
	利益剰余金	2,509,843
	その他利益剰余金	2,509,843
	（うち当期純損失）	(4,434,215)
	合計	43,036,818

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千四百九十七万七千四百八十一円減少して五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目四一九番八号

株式会社ＯＮＤＯホールディングス

代表取締役　山﨑　寿樹

第２期決算公告

令和８年２月20日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目419番８号

株式会社ＯＮＤＯホールディングス

代表取締役　山﨑　寿樹

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	8,416
	固定資産	560,803
	合計	569,219
負債及び純資産の部	流動負債	31,656
	固定負債	489,100
	株主資本	48,463
	資本金	50,000
	利益剰余金	△1,536
	その他利益剰余金	△1,536
	（うち当期純利益）	(1,669)
	合計	569,219

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月二十日

愛媛県松山市畑寺三丁目一一番八号

（甲）株式会社アンセルティーネット

代表取締役　谷本　一郎

愛媛県松山市小坂三丁目二番一二号

（乙）有限会社ＦＰラボ

取締役　谷本　一郎

第23期決算公告

令和８年２月20日

愛媛県松山市畑寺三丁目11番８号

株式会社アンセルティーネット

代表取締役　谷本　一郎

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,987,546
	固定資産	14,942,951
	合計	18,930,497
負債及び純資産の部	流動負債	3,961,953
	固定負債	4,500,000
	株主資本	10,468,544
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	7,468,544
	その他利益剰余金	7,468,544
	（うち当期純損失）	(28,346)
	合計	18,930,497

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十日

沖縄県名護市字世冨慶五一五番地の五

株式会社豊政組

代表取締役　比嘉　良太

決算公告

令和８年２月20日

沖縄県名護市字世冨慶515番地の５

株式会社豊政組

代表取締役　比嘉　良太

貸借対照表の要旨

（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	117,453
	固定資産	13,028
	合計	130,482
負債及び純資産の部	流動負債	274,562
	固定負債	117,512
	株主資本	△ 261,591
	資本金	40,000
	利益剰余金	△ 301,591
	その他利益剰余金	△ 301,591
	（うち当期純損失）	(264,671)
	合計	130,482

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千六百十二万五千円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年四月三日であり、株主総会の決議は、令和八年二月五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十日

新潟県糸魚川市大字能生一〇八七番地七

株式会社大貫板金工業

代表取締役　大貫　真

第36期決算公告

令和８年２月20日

新潟県糸魚川市大字能生1087番地７

株式会社大貫板金工業

代表取締役　大貫　真

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	25,990,082
	固定資産	27,597,136
	繰延資産	32,957
	資産合計	53,620,175
負債及び純資産の部	流動負債	7,730,244
	固定負債	26,286,141
	株主資本	19,603,790
	資本金	26,125,000
	利益剰余金	△ 6,521,210
	その他利益剰余金	△ 6,521,210
	（うち当期純損失）	(7,734,396)
	負債・純資産合計	53,620,175

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十日

東京都板橋区志村一丁目一番二号
（甲）朝日企業株式会社
代表取締役　江﨑　鶴彦

東京都板橋区志村一丁目一番二号二階
（乙）株式会社万国社
代表取締役　江﨑　鶴彦

第64期決算公告

令和８年２月20日
東京都板橋区志村一丁目１番２号
朝日企業株式会社
代表取締役　江﨑　鶴彦

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	74,355
	固定資産	118,174
	資産合計	192,529
負債及び純資産の部	流動負債	95,302
	固定負債	0
	株主資本	97,227
	資本金	10,000
	利益剰余金	87,227
	その他利益剰余金	87,227
	（うち当期純損失）	(9,924)
	負債・純資産合計	192,529

第54期決算公告

令和８年２月20日
東京都板橋区志村一丁目１番２号２階
株式会社万国社
代表取締役　江﨑　鶴彦

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	59,905
	固定資産	109,708
	資産合計	169,613
負債及び純資産の部	流動負債	119,382
	固定負債	201,940
	株主資本	△151,709
	資本金	10,000
	利益剰余金	△161,709
	利益準備金	1,700
	その他利益剰余金	△163,409
	（うち当期純損失）	(39,557)
	負債・純資産合計	169,613

第 136 期 決 算 公 告

令和８年２月20日　東京都千代田区神田錦町三丁目１番地

株 式 会 社 オ ー ム 社

代表取締役社長　髙田　光明

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（令和７年11月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債・純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	5,177,498	流動負債	1,145,148
固定資産	597,440	固定負債	273,471
		株主資本	4,356,319
		資本金	98,000
		資本剰余金	239
		資本準備金	239
		利益剰余金	4,321,889
		利益準備金	24,500
		その他利益剰余金	4,297,389
		（うち当期純利益）	(230,925)
		自己株式	△63,810
合計	5,774,939	合計	5,774,939

第 98 期 決 算 公 告

令和８年２月20日　東京都千代田区鍛冶町１丁目10番４号

株 式 会 社 太 洋 商 会

代表取締役　髙木　康夫

貸借対照表の要旨　（令和７年11月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	456,832	流動負債	223,923
固定資産	2,856,048	固定負債	517,836
繰延資産	1,447	株主資本	2,572,568
		資本金	90,000
		資本剰余金	55,344
		資本準備金	55,344
		利益剰余金	2,552,246
		利益準備金	36,000
		その他利益剰余金	2,516,246
		（うち当期純利益）	(87,750)
		自己株式	△125,022
資産合計	3,314,327	負債・純資産合計	3,314,327

第５期決算公告

2025年12月５日

宮城県仙台市青葉区中央１丁目６番35号

株式会社ＮＥＸＹＺ．東北

貸借対照表の要旨（2025年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	184,486
	固定資産	17,113
	資産合計	201,600
負債及び純資産の部	流動負債	207,629
	株主資本	△6,029
	資本金	10,000
	利益剰余金	△16,029
	その他利益剰余金	△16,029
	（うち当期純損失）	(929)
	負債・純資産合計	201,600

第 49 期決算公告

令和８年２月20日

福岡県久留米市宮ノ陣四丁目30番５号

株式会社マルコ

代表取締役　古賀由紀子

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	470
	固定資産	1,952
	合計	2,422
負債及び純資産の部	流動負債	305
	固定負債	297
	株主資本	1,820
	資本金	10
	利益剰余金	1,810
	利益準備金	28
	その他利益剰余金	1,782
	（うち当期純利益）	(235)
	合計	2,422

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月二十日

福岡県久留米市宮ノ陣四丁目三〇番五号

（甲）株式会社マルコ

代表取締役　古賀由紀子

福岡県小郡市山限二四四番地五〇

（乙）有限会社メディアック

取締役　古賀　良子

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和８年２月20日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①みずほ信託銀行株式会社（旧：みずほアセット信託銀行株式会社）　②届出２号　③取締役社長　笹田賢一　④東京都千代田区丸の内１丁目３番３号　廃止した従たる事務所　群馬県前橋市本町２丁目１番14号　⑤500万円　⑥国土交通大臣　⑦東京都千代田区丸の内１丁目３番３号　みずほ信託銀行株式会社　取締役社長　笹田賢一

①合同会社A.P.12　②関整特事第155号　③代表社員　一般社団法人A.P.12　職務執行者　荒川和也　④東京都港区元赤坂一丁目１番７―1209号株式会社赤坂国際会計内　⑤1000万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区元赤坂一丁目１番７―1209号株式会社赤坂国際会計内　合同会社A.P.12　代表社員　一般社団法人A.P.12　職務執行者　荒川和也

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

公益社団法人不動産保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

令和８年２月20日　　東京都千代田区紀尾井町３番30号
公益社団法人不動産保証協会

記

年度番号	商号又は名称	免許証番号	(代表者の)氏名	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額
令７不保1224	株式会社ａｉＴＲＡＤＩＮＧ	国土交通大臣(1)9974	代表取締役 山本篤史	兵庫県神戸市中央区加納町４―８―17	2000万円
令７不保1225	株式会社フェザーホーム	北海道知事石狩(1)9099	代表取締役 千田侑也	北海道札幌市中央区南１条西27―１―29	1000万円
令７不保1226	不動産の藤	北海道知事石狩(1)9377	藤本勇樹	北海道恵庭市大町３―５―５	1000万円

令７不保1227	有限会社岩谷建設	青森県知事(6)2778	代表取締役 岩谷清美	青森県西津軽郡深浦町大字岩坂字長谷野17-7	1000万円
令７不保1228	トーナン	宮城県知事(4)5629	中野雄一	宮城県仙台市青葉区芋沢字釜前34―５	1000万円
令７不保1229	彩の国サービス株式会社	埼玉県知事(6)18150	代表取締役 関根修	埼玉県さいたま市浦和区高砂３―10―４	1000万円
令７不保1230	有限会社ルームリサーチ	埼玉県知事(5)19237	代表取締役 清水秀晴	埼玉県川越市菅原町７―25	1000万円
令７不保1231	株式会社キッツプラン建築設計事務所	埼玉県知事(4)20640	代表取締役 荻津久美	埼玉県さいたま市大宮区北袋町１―127―１	1000万円
令７不保1232	ＥＮリアルエステート	埼玉県知事(2)23218	山腰拓実	埼玉県新座市本多１―10―８	1000万円
令７不保1233	株式会社コノミハウス	埼玉県知事(2)23457	代表取締役 新田英樹	埼玉県入間市久保稲荷１―28―12	1000万円
令７不保1234	株式会社きんおう商事	埼玉県知事(1)25033	代表取締役 新沼真也	埼玉県川口市芝3920―９	1000万円
令７不保1235	ハマダ不動産開発株式会社	千葉県知事(1)17879	代表取締役 濱田智一	千葉県木更津市ほたる野４―10―８	1000万円
令７不保1236	株式会社向日葵ホーム	千葉県知事(1)18149	代表取締役 若菜一宏	千葉県市原市国分寺台中央７―１―６	1000万円
令７不保1237	結ｙｕｉいんくるほーむ	千葉県知事(1)18597	紅林絵美	千葉県柏市柏４―２―12	1000万円
令７不保1238	株式会社第一ウイング	東京都知事(9)53558	代表取締役 中山茂	東京都渋谷区神宮前２―９―11	1000万円
令７不保1239	株式会社ＧＭ不動産	東京都知事(5)79264	代表取締役 種田裕幸	東京都新宿区西新宿７―１―７	1000万円
令７不保1240	有限会社タカノ・リアルエステート	東京都知事(6)74131	取締役 髙野博	東京都文京区本駒込２―９―４	1000万円
令７不保1241	株式会社Ｒ．Ｉ．Ｃ．Ｃ	東京都知事(4)85230	代表取締役 大山孝夫	東京都大田区西糀谷４―27―９	1000万円
令７不保1242	有限会社水窪地所	東京都知事(4)86459	代表取締役 森田茂昭	東京都福生市大字福生534―１	1000万円
令７不保1243	株式会社ＣａＳａＤｏリアルティ	東京都知事(2)98573	代表取締役 大房圭	東京都中野区東中野１―54―６	1000万円
令７不保1244	株式会社ＷｈｏｌｅＶｉｓｉｏｎＣｏｍｐａｎｙ	東京都知事(2)101433	代表取締役 佐藤泉	東京都港区南青山２―４―15	1000万円
令７不保1245	株式会社ムサシノＢＡＳＥ	東京都知事(2)104509	代表取締役 鎌田亘	東京都小金井市本町３―８―９	1000万円
令７不保1246	株式会社Ｋ’ｓ	東京都知事(1)105044	代表取締役 朴映信	東京都港区麻布十番１―７―10	1000万円
令７不保1247	レックスホーム株式会社	東京都知事(1)105631	代表取締役 大木愉謙	東京都世田谷区代田５―30―13	1000万円
令７不保1248	合同会社アイ・カンパニョンズ	東京都知事(1)105665	代表社員 渡邉美雪	東京都豊島区池袋３―３―11	1000万円
令７不保1249	アップデートハウス株式会社	東京都知事(1)105692	代表取締役 木村進一	東京都世田谷区桜新町１―16―11	1000万円
令７不保1250	合同会社ＤＡＮＢＥＥ	東京都知事(1)108621	代表社員 金甲大	東京都八王子市南大沢２―216―11	1000万円
令７不保1251	株式会社ナオキコーポレーション	東京都知事(1)110348	代表取締役 廣瀬美智	東京都小平市学園西町１―２―28	1000万円
令７不保1252	株式会社千秋商事	東京都知事(1)112375	代表取締役 栾健	東京都豊島区南池袋３―13―７	1000万円
令７不保1253	有限会社豊和不動産	神奈川県知事(6)21835	代表取締役 井上正雄	神奈川県秦野市鶴巻南５―16―30	1000万円
令７不保1254	株式会社エスケーティー	神奈川県知事(3)27939	代表取締役 下川床剛	神奈川県川崎市高津区梶ケ谷６―７―25	1000万円
令７不保1255	創企株式会社	神奈川県知事(3)29074	代表取締役 芝崎俊寛	神奈川県横浜市中区翁町１―６―７	1000万円
令７不保1256	有限会社リゾート企画	山梨県知事(5)2120	代表取締役 栗本早苗	山梨県北杜市大泉町谷戸5754―８	1000万円
令７不保1257	株式会社ＥＬＵＲ	石川県知事(1)4382	代表取締役 駒井聖史	石川県白山市千代野西１―８―２	1000万円
令７不保1258	株式会社アスフリーク	福井県知事(1)1725	代表取締役 榊間俊午	福井県敦賀市和久野２―24―１	1000万円
令７不保1259	株式会社ＫＩＭ	愛知県知事(4)20359	代表取締役 山田成龍	愛知県名古屋市昭和区山中町２―23―１	1000万円
令７不保1260	新都工業株式会社	愛知県知事(2)23157	代表取締役 安本剛	愛知県海部郡大治町大字花常字フケ73	1000万円
令７不保1261	株式会社グラウクスリアルティ	愛知県知事(2)23903	代表取締役 藤田哲也	愛知県尾張旭市桜ケ丘町３―59	1000万円
令７不保1262	株式会社フィックスデザインラボ	滋賀県知事(3)3542	代表取締役 稲田信也	滋賀県栗東市下鈎1191―１	1000万円
令７不保1263	株式会社ヒューマンリビング	京都府知事(2)13602	代表取締役 上村雅彦	京都府京都市右京区嵯峨野開町15―57	1000万円
令７不保1264	エマーブル	京都府知事(1)14243	工藤隼人	京都府京田辺市大住ケ丘５―16―７	1000万円
令７不保1265	未来住宅株式会社	京都府知事(1)14776	代表取締役 安田尚矢	京都府京都市伏見区深草西浦町２―116―５	1000万円
令７不保1266	伊富株式会社	京都府知事(1)14925	代表取締役 黄建富	京都府京都市中京区末丸町283―２	1000万円
令７不保1267	すまいるホーム	大阪府知事(12)23089	島重治	大阪府大阪市淀川区西三国２―10―23	1000万円
令７不保1268	浪速企業株式会社	大阪府知事(12)22007	代表取締役 宮田洋子	大阪府枚方市星丘２―21―11	1000万円
令７不保1269	立泉ホーム	大阪府知事(8)34190	大谷保	大阪府和泉市尾井町1267―１	1000万円
令７不保1270	株式会社ハウスネット	大阪府知事(7)44338	代表取締役 芝田暢能	大阪府高槻市芥川町２―14―20	1000万円

令７不保1271	有限会社ハウスプランニング	大阪府知事(6)47675	取締役 菅裕司	大阪府高槻市城北町２―３―８	1000万円
令７不保1272	ヤマト	大阪府知事(5)49348	鎌田純博	大阪府三島郡島本町江川２―16―７	1000万円
令７不保1273	カイザ・システム株式会社	大阪府知事(4)52036	代表取締役 日向進	大阪府大阪市都島区中野町４―５―13	1000万円
令７不保1274	株式会社ＰＧＭ	大阪府知事(4)53994	代表取締役 平井宏明	大阪府門真市千石東町15―33	1000万円
令７不保1275	株式会社ミキシングイノベーション	大阪府知事(4)54345	代表取締役 宮本浩司	大阪府大阪市中央区淡路町２―１―10	1000万円
令７不保1276	株式会社サンエイコーポレーション	大阪府知事(2)60992	代表取締役 吉村雅由	大阪府大阪市東住吉区照ケ丘矢田１―22―25	1000万円
令７不保1277	株式会社ＧｒａｃｅＡＨｏｍｅ	大阪府知事(2)61425	代表取締役 千原雄太	大阪府高槻市北大樋町３―14	1000万円
令７不保1278	株式会社M’ｓ．Ｄｅｓｉｇｎ．	大阪府知事(2)61724	代表取締役 道上隆資	大阪府寝屋川市香里南之町36―34	1000万円
令７不保1279	株式会社Ｖａｌｖｅｒｄｅ	大阪府知事(1)62191	代表取締役 下村直弘	大阪府大阪市西区江戸堀１―９―15	1000万円
令７不保1280	株式会社すみれプランニング	大阪府知事(1)62158	代表取締役 福島正義	大阪府松原市三宅西３―266―８	1000万円
令７不保1281	ＱｕａｌｉｔｙＬｉｆｅ株式会社	大阪府知事(1)62848	代表取締役 柿花秀幸	大阪府大阪市福島区福島２―10―19	1000万円
令７不保1282	合同会社コトナハウジング	大阪府知事(1)63980	代表社員 濱中宣貴	大阪府守口市寺方元町１―２―３	1000万円
令７不保1283	株式会社ＴＳＵＢＡＳＡＪＡＰＡＮ	大阪府知事(1)64084	代表取締役 陳磊	大阪府大阪市中央区北久宝寺町２―１―３	1000万円
令７不保1284	新都市再生株式会社	奈良県知事(5)3709	代表取締役 井上博司	奈良県奈良市奈良阪町1085	1000万円
令７不保1285	有限会社Ｈステート七福	岡山県知事(5)4884	代表取締役 福島純一	岡山県倉敷市真備町辻田573―７	1000万円
令７不保1286	株式会社ＳＵＮ・サポートＨステート	広島県知事(1)11138	代表取締役 品川英治	広島県廿日市市佐方２―８―８	1000万円
令７不保1287	有限会社大栄ハウス建工	徳島県知事(9)1926	代表取締役 西島聖治	徳島県板野郡北島町北村字神屋敷７	1000万円
令７不保1288	徳島県不動産販売株式会社	徳島県知事(3)2898	代表取締役 財田治悦	徳島県徳島市北矢三町４―９―７―３	1000万円
令７不保1289	有限会社吉村住工	愛媛県知事(7)4053	代表取締役 吉村智臣	愛媛県東温市下林甲2749―２	1000万円
令７不保1290	たまのいし不動産	愛媛県知事(1)5648	安藤玄	愛媛県松山市御幸２―４―49―26	1000万円
令７不保1291	株式会社相互建設	福岡県知事(8)12022	代表取締役 井上邦男	福岡県宗像市曲1232―８	1000万円
令７不保1292	株式会社髙津建設	福岡県知事(1)19335	代表取締役 髙津秀人	福岡県飯塚市有安459―７	1000万円
令７不保1293	株式会社ファーストコーポレーション	福岡県知事(1)19426	代表取締役 松本憲二	福岡県福岡市東区多の津１―14―１	1000万円
令７不保1294	株式会社総合内装業ＴＡＮＡＫＡ	熊本県知事(1)5639	代表取締役 田中龍太	熊本県熊本市北区飛田２―10―95	1000万円
令７不保1295	有限会社鈴木商事	大分県知事(3)3083	代表取締役 大石弘恵	大分県大分市千代町４―３―24	1000万円
令７不保1296	株式会社加行建設	宮崎県知事(4)4527	代表取締役 加行諒平	宮崎県延岡市緑ケ丘３―15―33	1000万円
令７不保1297	ロイヤルカーサ株式会社	宮崎県知事(2)4832	代表取締役 橋口二郎	宮崎県都城市上長飯町54―４	1000万円
令７不保1298	株式会社ハウジング山口	鹿児島県知事(5)5042	代表取締役 山口博史	鹿児島県鹿児島市荒田２―48―７	1000万円
令７不保1299	株式会社ＴｒｕｓｔＧｒｏｕｐ	沖縄県知事(1)5109	代表取締役 比嘉尊	沖縄県沖縄市上地２―20―34	1000万円
令７不保1300	合同会社ＯＦＦＩＣＥＫ	沖縄県知事(1)5589	代表社員 久保田祐基	沖縄県うるま市石川曙１―２―25	1000万円

投資主総会開催公告

令和八年四月二十四日に投資主総会を開催いたします。

当該投資主総会において議決権を行使することができる投資主は、規約第十九条第一項の規定により、令和八年一月三十一日の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主といたします。

令和八年二月二十日

東京都中央区銀座一丁目一五番六号

戸田建設プライベートリート投資法人

執行役員　松原俊夫

（仮称）串間南部風力発電所の実施引継ぎに関する公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三十条第一項第三号の規定に基づき次のとおり公告いたします。

一、引継ぎ前の事業者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

有限会社ウィンディ

代表取締役　南　優奈

福岡県北九州市八幡東区中尾一丁目一三番二一号

二、対象事業の名称、種類及び規模

名称　（仮称）串間南部風力発電所

種類　陸上風力発電事業

規模　発電設備出力　二万一千キロワット

風力発電機の台数　六基設置予定

三、法第三十条第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号

当社は、対象事業の実施を串間崎田ウィンドファーム合同会社へ引き継ぎましたので、法第三十条第一項第三号に該当することとなりました。

四、引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

串間崎田ウィンドファーム合同会社

代表社員　三菱商事クリーンエナジー株式会社

職務執行者　藤井　天之

福岡県北九州市八幡東区中尾一丁目一三番二一号

令和八年二月二十日

福岡県北九州市八幡東区中尾一丁目一三番二一号

有限会社ウィンディ

代表取締役　南　優奈

合併公告、資本金の額の減少公告及び合併につき株券等提出公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

また、甲は資本金の額を七十一億五千六百七十二万三千二百四十円減少することにいたしました。

この合併及び資本金の額の減少に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

また、乙の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年三月三十一日までに乙にご提出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十月二十八日
掲載頁　九十五頁（号外第二三九号）

（乙）左記のとおりです。
令和八年二月二十日
茨城県高萩市上手綱三三三番地三
（甲）株式会社シンニッタン
代表取締役　平山　泰行
東京都港区港南一丁目二番七〇号
品川シーズンテラス
（乙）ＡＲＴＳ－３株式会社
代表取締役　水谷　光太

第１期決算公告

令和８年２月20日
東京都港区港南一丁目２番70号
品川シーズンテラス
ＡＲＴＳ－３株式会社
代表取締役　水谷　光太

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	100,000
	合計	100,000
負純資産の債及び部	流動負債	21,762
	株主資本	78,238
	資本金	100,000
	利益剰余金	△21,762
	その他利益剰余金	△21,762
	（うち当期純損失）	(21,762)
	合計	100,000

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。
令和八年二月二十日
東京都千代田区有楽町一丁目一番二号
代表取締役　鵜澤慎一郎
（甲）ＬＭ株式会社
東京都港区芝大門二丁目一二番一〇号
（乙）ラーニング・マスターズ株式会社
代表取締役　崎山　千春

第36期決算公告

令和８年２月20日　東京都港区芝大門二丁目12番10号
ラーニング・マスターズ株式会社
代表取締役　崎山　千春

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	132,552	流動負債	33,977
固定資産	62,456	賞与引当金	7,204
繰延資産	7,266	固定負債	70,125
		退職給与引当金	41,721
		株主資本	98,172
		資本金	30,000
		利益剰余金	72,572
		利益準備金	1,338
		その他利益剰余金	71,233
		（うち当期純利益）	(1,203)
		自己株式	△4,400
資産合計	202,275	負債・純資産合計	202,275

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千万二千五百円、資本準備金の額を一億六千二百十万二千八百九十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十日
東京都中央区京橋二丁目五番一号ＴＣＭビルディング二階
株式会社アーバンエックステクノロジーズ
代表取締役　前田　紘弥

第５期決算公告

令和８年２月20日　東京都中央区京橋二丁目５番１号
ＴＣＭビルディング２階
株式会社アーバンエックステクノロジーズ
代表取締役　前田　紘弥

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	198,456	流動負債	62,772
固定資産	28,771	固定負債	76,561
		株主資本	87,894
		資本金	100,000
		資本剰余金	376,920
		資本準備金	240,000
		その他資本剰余金	136,920
		利益剰余金	△389,025
		その他利益剰余金	△389,025
		（うち当期純損失）	(86,065)
資産合計	227,227	負債・純資産合計	227,227

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億八千九百九十九万四百十二円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十日
神奈川県横浜市西区浅間町一丁目四番三号
ウィザードビル四〇二
株式会社ＣＥＬＬＯＲＢ
代表取締役　鈴木　文雄

第５期決算公告

令和８年２月20日
神奈川県横浜市西区浅間町一丁目４番３号
ウィザードビル402
株式会社ＣＥＬＬＯＲＢ
代表取締役　鈴木　文雄

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	92,123,911	流動負債	330,453,734
固定資産	97,766,028	固定負債	475,014,000
繰延資産	1,916,667	株主資本	△613,663,003
		資本金	24,996,000
		資本剰余金	115,996,000
		資本準備金	115,996,000
		利益剰余金	△754,655,003
		その他利益剰余金	△754,655,003
		（うち当期純損失）	(398,926,099)
		新株予約権	1,875
資産合計	191,806,606	負債・純資産合計	191,806,606

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の携帯事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和八年二月二十日

山梨県富士吉田市上吉田東六丁目二番八号

（甲）ホンダビジネスソリューションズ株式会社

代表取締役　羽田　淳一

山梨県富士吉田市中曽根四丁目五番一五号

（乙）ホンダ自動車販売株式会社

代表取締役　藤本　博之

第42期決算公告

令和８年２月20日

山梨県富士吉田市中曽根四丁目５番15号

ホンダ自動車販売株式会社

代表取締役　藤本　博之

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,858,763
	固定資産	1,128,082
	資産合計	**2,986,845**
負債及び純資産の部	流動負債	1,656,538
	固定負債	168,462
	株主資本	1,161,845
	資本金	50,000
	利益剰余金	1,111,845
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	1,091,845
	（うち当期純利益）	(33,916)
	負債・純資産合計	**2,986,845**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月九日

掲載頁　六十八頁（号外第一五七号）

（乙）左記のとおりです。

令和八年二月二十日

静岡県浜松市中央区子安町三一一番地の三

（甲）三栄ハイテックス株式会社

代表取締役　大和田　誠

名古屋市中村区平池町四丁目六〇番一二グローバルゲート一〇階

（乙）ジェイ・エス・シー株式会社

代表取締役　大和田　誠

第33期決算公告

令和７年６月17日

名古屋市中村区平池町四丁目60番12グローバルゲート10階

ジェイ・エス・シー株式会社

代表取締役　大和田　誠

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	270,522
	固定資産	73,542
	合計	**344,064**
負債及び純資産の部	流動負債	46,791
	固定負債	33,138
	株主資本	251,498
	資本金	20,000
	利益剰余金	231,498
	利益準備金	158,918
	その他利益剰余金	72,580
	（うち当期純利益）	(10,249)
	評価・換算差額等	12,635
	合計	**344,064**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.wealth-mngt.com

（乙）左記のとおりです。

令和八年二月二十日

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号

（甲）ワールド・ブランズ・コレクションホテルズ&リゾーツ株式会社

代表取締役　河本　浩

京都府京都市下京区東塩小路町六一四番地

（乙）株式会社美松

代表取締役　河本　浩

第66期決算公告

令和８年２月20日

京都府京都市下京区東塩小路町614番地

株式会社美松

代表取締役　河本　浩

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	39,952	流動負債	1,220
固定資産	190,010	**負債合計**	**1,220**
		株主資本	228,742
		資本金	90,000
		資本剰余金	540,500
		資本準備金	540,500
		利益剰余金	△401,757
		その他利益剰余金	△401,757
		（うち当期純利益）	(2,408)
		純資産合計	**228,742**
資産合計	**229,962**	**負債・純資産合計**	**229,962**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億六千万円減少し四億九千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号

株式会社Kiranah Resort

代表取締役　森部　浩司

第３期決算公告

令和８年２月20日

東京都千代田区丸の内一丁目11番１号

株式会社Kiranah Resort

代表取締役　森部　浩司

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	937,097	流動負債	1,826,839
固定資産	5,033,598	賞与引当金	5,500
		固定負債	580,861
		株主資本	3,562,995
		資本金	150,000
		資本剰余金	3,299,970
		資本準備金	1,224,950
		その他資本剰余金	2,075,020
		利益剰余金	113,025
		その他利益剰余金	113,025
		（うち当期純利益）	(483,684)
資産合計	**5,970,696**	**負債・純資産合計**	**5,970,696**

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の建設事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十日

山梨県富士吉田市中曽根四丁目五番一五号

（甲）ＦＪ．建設株式会社

代表取締役　藤本　博之

山梨県富士吉田市中曽根四丁目五番一五号

（乙）ホンダ自動車販売株式会社

代表取締役　藤本　博之

第７期決算公告

令和８年２月20日

山梨県富士吉田市中曽根四丁目５番15号

ＦＪ．建設株式会社

代表取締役　藤本　博之

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	144,399
	固定資産	3,414
	資産合計	147,814
負債及び純資産の部	流動負債	104,039
	株主資本	43,774
	資本金	40,000
	利益剰余金	3,774
	その他利益剰余金	3,774
	（うち当期純利益）	(14,493)
	負債・純資産合計	147,814

第42期決算公告

令和８年２月20日

山梨県富士吉田市中曽根四丁目５番15号

ホンダ自動車販売株式会社

代表取締役　藤本　博之

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,858,763
	固定資産	1,128,082
	資産合計	2,986,845
負債及び純資産の部	流動負債	1,656,538
	固定負債	168,462
	株主資本	1,161,845
	資本金	50,000
	利益剰余金	1,111,845
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	1,091,845
	（うち当期純利益）	(33,916)
	負債・純資産合計	2,986,845

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十日

愛知県一宮市富士三丁目五番一五号

（甲）ＪＥＳファシリティーズ株式会社

代表取締役　岡本　久

名古屋市名東区豊が丘四一二番地の三

（乙）葵電気工業株式会社

代表取締役　間瀬　英貴

第64期決算公告

令和８年２月20日

愛知県一宮市富士三丁目５番15号

ＪＥＳファシリティーズ株式会社

代表取締役　岡本　久

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	596,346
	固定資産	10,361
	資産合計	606,708
負債及び純資産の部	流動負債	17,565
	賞与引当金	2,009
	固定負債	4,391
	退職給付引当金	4,391
	株主資本	584,750
	資本金	20,000
	利益剰余金	564,750
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	559,750
	（うち当期純損失）	(510)
	負債・純資産合計	606,708

第86期決算公告

令和８年２月20日

名古屋市名東区豊が丘412番地の３

葵電気工業株式会社

代表取締役　間瀬　英貴

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	421,376
	固定資産	125,524
	資産合計	546,900
負債及び純資産の部	流動負債	68,669
	賞与引当金	3,066
	固定負債	80,527
	退職給付引当金	22,260
	株主資本	397,703
	資本金	48,960
	利益剰余金	348,743
	利益準備金	12,240
	その他利益剰余金	336,503
	（うち当期純損失）	(15,025)
	負債・純資産合計	546,900

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産管理事業の一部に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

令和八年二月二十日

山口県宇部市小松原町二丁目七番二六号

（甲）関西砿油ホールディングス株式会社

代表取締役　岡部　憲治

山口県宇部市小松原町二丁目七番二六号

（乙）関西礦油株式会社

代表取締役　岡部　憲治

第１期決算公告

令和８年２月20日

山口県宇部市小松原町二丁目７番26号

関西砿油ホールディングス株式会社

代表取締役　岡部　憲治

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,557
	固定資産	321,425
	合計	322,983
負債及び純資産の部	流動負債	240
	固定負債	36,383
	株主資本	286,359
	資本金	3,000
	資本剰余金	283,985
	その他資本剰余金	283,985
	利益剰余金	△625
	その他利益剰余金	△625
	（うち当期純損失）	(625)
	合計	322,983

第79期決算公告

令和８年２月20日

山口県宇部市小松原町二丁目７番26号

関西礦油株式会社

代表取締役　岡部　憲治

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	388,967
	固定資産	947,905
	繰延資産	6,267
	合計	1,343,139
負債及び純資産の部	流動負債	327,138
	固定負債	703,972
	引当金	63,000
	株主資本	312,028
	資本金	10,000
	利益剰余金	302,028
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	299,528
	（うち当期純利益）	(5,816)
	合計	1,343,139

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年二月二十日

福岡市中央区天神二丁目八番三八号

（甲）株式会社デルタサービス

代表取締役　田上　和代

東京都新宿区新宿二丁目五番一〇号

（乙）株式会社ＤＥＬＴＡ関西

代表取締役　田上　敬史

第20期決算公告

令和８年２月20日

福岡市中央区天神二丁目８番38号

株式会社デルタサービス

代表取締役　田上　和代

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	464,209
	固定資産	3,898
	繰延資産	1,974
	資産合計	470,082
負債及び純資産の部	流動負債	189,152
	固定負債	226,869
	株主資本	54,060
	資本金	55,000
	利益剰余金	△939
	その他利益剰余金	△939
	（うち当期純利益）	(1,674)
	負債・純資産合計	470,082

第10期決算公告

令和８年２月20日

東京都新宿区新宿二丁目５番10号

株式会社ＤＥＬＴＡ関西

代表取締役　田上　敬史

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	28,728
	資産合計	28,728
負債及び純資産の部	株主資本	28,728
	資本金	35,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	△16,271
	その他利益剰余金	△16,271
	（うち当期純損失）	(232)
	負債・純資産合計	28,728

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

なお、この合併に伴い、甲は商号を株式会社ｎｏｋｅｎに変更いたします。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十日

福岡市中央区天神四丁目四番二六号

（甲）株式会社福岡農事研究所

代表取締役　松永　卓也

福岡市中央区天神四丁目四番二六号

（乙）株式会社レクティ

代表取締役　松永　卓也

第53期決算公告　令和８年２月20日

福岡市中央区天神四丁目４番26号

株式会社レクティ

代表取締役　松永　卓也

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	29,312
	固定資産	2,028
	繰延資産	1,278
	資産合計	**32,618**
負純資債及産のび部	流動負債	5,643
	固定負債	17,804
	負債合計	**23,447**
	株主資本	9,171
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 828
	その他利益剰余金	△ 828
	（うち当期純損失）	(1,938)
	純資産合計	**9,171**
	負債・純資産合計	**32,618**

第57期決算公告　令和８年２月20日

福岡市中央区天神四丁目４番26号

株式会社福岡農事研究所

代表取締役　松永　卓也

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	81,216
	固定資産	14,627
	資産合計	**95,843**
負純資債及産のび部	流動負債	4,940
	固定負債	84,679
	負債合計	**89,619**
	株主資本	6,224
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 3,775
	その他利益剰余金	△ 3,775
	（うち当期純損失）	(2,056)
	純資産合計	**6,224**
	負債・純資産合計	**95,843**

吸収分割公告

当社は吸収分割により株式会社ヨネザワ（住所熊本市中央区水前寺六丁目一番二八号）のヨネザワシステム事業に関する権利義務（ただし、債務を除く）を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十日

熊本市中央区水前寺六丁目三七番二八号

株式会社ヨネザワシステムセキュリティサービス

代表取締役　原　圭助

第51期決算公告　令和８年２月20日

熊本市中央区水前寺六丁目１番38号

株式会社ヨネザワ

代表取締役　米澤　房朝

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,094,266
	固定資産	9,154,303
	合計	**14,248,570**
負純資債及産のび部	流動負債	4,589,297
	固定負債	3,809,907
	株主資本	5,849,364
	資本金	90,640
	資本剰余金	14,150
	（資本準備金）	(12,000)
	利益剰余金	5,744,574
	利益準備金	17,500
	その他利益剰余金	5,727,074
	（うち当期純利益）	(540,569)
	合計	**14,248,570**

第29期決算公告

令和８年２月20日

熊本市中央区水前寺六丁目37番28号

株式会社
ヨネザワシステムセキュリティサービス

代表取締役　原　圭助

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	23,113
	固定資産	2,697
	合計	**25,811**
負純資債及産のび部	流動負債	2,315
	固定負債	25,000
	株主資本	△1,503
	資本金	10,000
	利益剰余金	△11,503
	その他利益剰余金	△11,503
	（うち当期純損失）	(18,420)
	合計	**25,811**

（旧商号　株式会社かぎのバトロールカー）

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十日

鹿児島県霧島市隼人町松永五二三五番地一

（甲）株式会社さくら農園

代表取締役　下田　勝

鹿児島県霧島市隼人町松永五二四二番地二

（乙）株式会社霧島さくら農園

代表取締役　下田　勝

第14期決算公告

令和８年２月20日

鹿児島県霧島市隼人町松永5242番地２

株式会社霧島さくら農園

代表取締役　下田　勝

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	108,050
	固定資産	621,267
	合計	**729,317**
負純資債及産のび部	流動負債	698,837
	固定負債	27,567
	株主資本	2,912
	資本金	400
	利益剰余金	2,512
	その他利益剰余金	2,512
	（うち当期純利益）	(1,197)
	合計	**729,317**

第21期決算公告

令和８年２月20日

鹿児島県霧島市隼人町松永5235番地１

株式会社さくら農園

代表取締役　下田　勝

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	885,153
	固定資産	843,551
	繰延資産	97
	合計	**1,728,802**
負純資債及産のび部	流動負債	1,646,516
	固定負債	56,532
	株主資本	25,753
	資本金	70,000
	利益剰余金	△44,246
	その他利益剰余金	△44,246
	（うち当期純損失）	(48,740)
	合計	**1,728,802**

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十日

高知県吾川郡いの町一八七九番地九

（甲）一般社団法人高知県肉用子牛価格安定基金協会

会長　青木　敏純

高知県高知市五台山五〇一五番地一

（乙）一般社団法人高知県畜産会

会長　島田　信行

第70期決算公告

令和８年２月20日

高知県高知市五台山5015番地１

一般社団法人高知県畜産会

会長　島田　信行

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	51,996,397
	固定資産	8,893,239
	合計	**60,889,636**
負味債財及産びの正部	流動負債	18,270,671
	固定負債	8,493,010
	負債合計	**26,763,681**
	一般正味財産	34,125,955
	正味財産合計	**34,125,955**
	合計	**60,889,636**

第55期決算公告

令和８年２月20日

高知県吾川郡いの町1879番地９

一般社団法人高知県肉用子牛価格安定基金協会

会長　青木　敏純

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	24,127,583
	固定資産	192,358,554
	合計	**216,486,137**
負味債財及産びの正部	流動負債	7,840,829
	固定負債	87,423,600
	負債合計	**95,264,429**
	指定正味財産	88,045,197
	一般正味財産	33,176,511
	正味財産合計	**121,221,708**
	合計	**216,486,137**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年二月二十日

札幌市豊平区月寒東五条十四丁目四番三号

（甲）株式会社ブルー

代表取締役　十河　馨

札幌市豊平区月寒東五条十四丁目四番三号

（乙）スリーテン株式会社

代表取締役　十河　馨

第６期決算公告　令和８年２月20日

札幌市豊平区月寒東五条十四丁目４番３号

株式会社ブルー

代表取締役　十河　馨

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,559
	固定資産	328,047
	資産合計	333,606
負純資債及産のび部	流動負債	2,008
	固定負債	319,673
	負債合計	321,681
	株主資本	11,924
	資本金	9,000
	利益剰余金	2,924
	その他利益剰余金	2,924
	（うち当期純損失）	(3,344)
	純資産合計	11,924
	負債・純資産合計	333,606

第６期決算公告　令和８年２月20日

札幌市豊平区月寒東五条十四丁目４番３号

スリーテン株式会社

代表取締役　十河　馨

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,344
	固定資産	21,477
	資産合計	25,822
負純資債及産のび部	流動負債	3,473
	負債合計	3,473
	株主資本	22,349
	資本金	9,000
	利益剰余金	13,349
	その他利益剰余金	13,349
	（うち当期純利益）	(8,645)
	純資産合計	22,349
	負債・純資産合計	25,822

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年二月二十日

東京都港区麻布台一―三―二

（甲）株式会社ＥＡＭ

代表取締役　東　美奈

東京都港区元麻布二丁目一一番二九号

（乙）株式会社フューチャープランニング

代表取締役　東　稔哉

第13期決算公告　令和８年２月20日

東京都港区麻布台１－３－２

株式会社ＥＡＭ

代表取締役　東　美奈

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	473
	固定資産	6,229
	合計	6,703
負純資債及産のび部	流動負債	2
	固定負債	1,778
	株主資本	4,922
	資本金	2
	利益剰余金	4,920
	その他利益剰余金	4,920
	（うち当期純損失）	(135)
	合計	6,703

第22期決算公告　令和８年２月20日

東京都港区元麻布二丁目11番29号

株式会社フューチャープランニング

代表取締役　東　稔哉

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	12,879
	固定資産	22,562
	繰延資産	2,000
	合計	37,442
負純資債及産のび部	流動負債	52,396
	株主資本	△14,954
	資本金	10,000
	利益剰余金	△24,954
	その他利益剰余金	△24,954
	（うち当期純損失）	(7,497)
	合計	37,442

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年二月二十日

静岡県浜松市中央区上石田町一〇〇

（甲）株式会社中部日本プラスチック

代表取締役　雪下真希子

静岡県浜松市中央区上石田町一〇〇

（乙）ＳＴＡＲＳ　Ｓｐａｃｅ　Ｓｅｒｖｉｃｅ株式会社

代表取締役　雪下真希子

第51期決算公告　令和８年２月20日

静岡県浜松市中央区上石田町100

株式会社中部日本プラスチック

代表取締役　雪下真希子

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	6,398
	固定資産	4,476
	合計	10,875
負純資債及産のび部	流動負債	5,612
	固定負債	2,452
	株主資本	2,810
	資本金	30
	利益剰余金	2,780
	利益準備金	7
	その他利益剰余金	2,773
	（うち当期純利益）	(163)
	合計	10,875

第６期決算公告　令和８年２月20日

静岡県浜松市中央区上石田町100

ＳＴＡＲＳ　Ｓｐａｃｅ　Ｓｅｒｖｉｃｅ

株式会社

代表取締役　雪下真希子

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	20,785
	固定資産	2,909
	合計	23,694
負純資債及産のび部	流動負債	172,490
	固定負債	5,000
	株主資本	△153,795
	資本金	1,000
	利益剰余金	△154,795
	その他利益剰余金	△154,795
	（うち当期純損失）	(2,316)
	合計	23,694

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十日

仙台市青葉区国分町三丁目三番地の五

（甲）エヌエス・ジャパン東北株式会社

代表取締役　松本　洋輔

仙台市青葉区中央四丁目七番一七号

ベルザ仙台九階九〇一号室

（乙）オネスト東日本株式会社

代表取締役　大泉　博幸

第14期決算公告

令和８年２月20日

仙台市青葉区中央四丁目７番17号

ベルザ仙台９階901号室

オネスト東日本株式会社

代表取締役　大泉　博幸

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	43,021
	固定資産	37,672
	合計	80,694
負純資債及産のび部	流動負債	41,253
	固定負債	29,728
	株主資本	9,713
	資本金	40,000
	利益剰余金	△ 30,286
	その他利益剰余金	△ 30,286
	（うち当期純損失）	(6,652)
	合計	80,694

第６期決算公告

令和８年２月20日

仙台市青葉区国分町三丁目３番地の５

エヌエス・ジャパン東北株式会社

代表取締役　松本　洋輔

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	32,847
	固定資産	49
	繰延資産	700
	合計	33,598
負純資債及産のび部	流動負債	4,023
	株主資本	29,574
	資本金	20,000
	利益剰余金	9,574
	その他利益剰余金	9,574
	（うち当期純利益）	(441)
	合計	33,598

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月三十日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年二月二十日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十日

群馬県みどり市大間々町大間々九六番地一
（甲）あすかセレモ株式会社
代表取締役　正田　智子

群馬県桐生市広沢町三丁目四一九一番地一
（乙）あすかセレモ株式会社
代表取締役　正田　智子

第35期決算公告

令和８年２月20日

群馬県桐生市広沢町三丁目4191番地１

あすかセレモ株式会社

代表取締役　正田　智子

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	71,036,590
	固定資産	203,372,046
	合計	274,408,636
負純資産債及びの部	流動負債	34,856,909
	固定負債	91,637,946
	株主資本	147,913,781
	資本金	30,000,000
	利益剰余金	117,913,781
	その他利益剰余金	117,913,781
	（うち当期純利益）	(20,000,753)
	合計	274,408,636

第21期決算公告

令和８年２月20日

群馬県みどり市大間々町大間々96番地１

あすかセレモ株式会社

代表取締役　正田　智子

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	224,127,121
	固定資産	532,431,242
	繰延資産	2,326,172
	合計	758,884,535
負純資産債及びの部	流動負債	76,208,420
	固定負債	372,390,204
	株主資本	310,285,911
	資本金	3,500,000
	利益剰余金	306,785,911
	その他利益剰余金	306,785,911
	（うち当期純利益）	(58,909,846)
	合計	758,884,535

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十日

東京都墨田区東向島四丁目四三番八号
（甲）ホッティーポリマー株式会社
代表取締役　堀田　秀敏

東京都墨田区東向島四丁目四三番八号
（乙）ホッティー株式会社
代表取締役　堀田　秀敏

第49期決算公告

令和８年２月20日

東京都墨田区東向島四丁目43番８号

ホッティー株式会社

代表取締役　堀田　秀敏

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	10,889
	固定資産	14,022
	合計	24,911
負純資産債及びの部	流動負債	701
	株主資本	24,209
	資本金	14,500
	資本剰余金	4,500
	資本準備金	4,500
	利益剰余金	5,209
	利益準備金	200
	その他利益剰余金	5,009
	（うち当期純損失）	(1,541)
	合計	24,911

第75期決算公告

令和８年２月20日

東京都墨田区東向島四丁目43番８号

ホッティーポリマー株式会社

代表取締役　堀田　秀敏

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,209,413
	固定資産	1,389,602
	合計	2,599,015
負純資産債及びの部	流動負債	978,273
	固定負債	762,385
	株主資本	858,356
	資本金	20,000
	利益剰余金	838,356
	利益準備金	5,150
	その他利益剰余金	833,206
	（うち当期純利益）	(19,085)
	合計	2,599,015

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十日

東京都港区六本木一丁目六番三号
（甲）株式会社デルパラ
代表取締役　石川　卓司

鹿児島市祇園之洲町五六番一号
（乙）株式会社モリナガ
代表取締役　石川　卓司

第17期決算公告

令和８年２月20日

鹿児島市祇園之洲町56番１号

株式会社モリナガ

代表取締役　石川　卓司

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,455
	固定資産	3,872
	合計	5,328
負純資産債及びの部	流動負債	436
	固定負債	1,728
	賞与引当金	43
	退職給与引当金	528
	株主資本	2,591
	資本金	10
	利益剰余金	2,581
	利益準備金	10
	その他利益剰余金	2,571
	（うち当期純損失）	(5)
	合計	5,328

第51期決算公告

令和８年２月20日

東京都港区六本木一丁目６番３号

株式会社デルパラ

代表取締役　石川　卓司

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	6,060
	固定資産	15,041
	繰延資産	6
	合計	21,108
負純資産債及びの部	流動負債	2,412
	固定負債	16,467
	株主資本	2,229
	資本金	8
	利益剰余金	2,221
	繰越利益剰余金	2,221
	（うち当期純利益）	(152)
	合計	21,108

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十日

東京都渋谷区南平台町一三番一〇号
ＡｒｒｏｍｉｃＢｌｄｇ．一Ｆ
（甲）株式会社ＮＡＫＡＭＵＲＡホールディングス
代表取締役　仲村　和明

東京都渋谷区南平台町一三番一〇号
ＡｒｒｏｍｉｃＢｌｄｇ．一Ｆ
（乙）株式会社ネクストバンク
代表取締役　海野　和也

第９期決算公告

令和８年２月20日

東京都渋谷区南平台町13番10号
ＡｒｒｏｍｉｃＢｌｄｇ．１Ｆ

株式会社ネクストバンク

代表取締役　海野　和也

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	54,309
	合計	54,309
負純資産債及びの部	流動負債	70
	固定負債	55,121
	株主資本	△882
	資本金	1,000
	利益剰余金	△1,882
	その他利益剰余金	△1,882
	（うち当期純損失）	(638)
	合計	54,309

第７期決算公告

令和８年２月20日

東京都渋谷区南平台町13番10号
ＡｒｒｏｍｉｃＢｌｄｇ．１Ｆ

株式会社NAKAMURAホールディングス

代表取締役　仲村　和明

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,905,968
	固定資産	1,901,763
	合計	3,807,731
負純資産債及びの部	流動負債	286,649
	固定負債	3,215,391
	株主資本	305,690
	資本金	1,000
	利益剰余金	304,690
	その他利益剰余金	304,690
	（うち当期純利益）	(490,802)
	合計	3,807,731

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十日

富山市四方西岩瀬石瀬一七五番地

（甲）富山薬品株式会社

代表取締役　西野　惠三

富山市東田地方町二丁目四番一三号

（乙）ジャパンテクノフーズ株式会社

代表取締役　山城　篤志

第37期決算公告

令和８年２月20日

富山市東田地方町二丁目４番13号

ジャパンテクノフーズ株式会社

代表取締役　山城　篤志

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	139,880
	固定資産	316,342
	合計	456,222
負債及び純資産の部	流動負債	108,310
	固定負債	195,947
	株主資本	151,965
	資本金	50,000
	利益剰余金	101,965
	利益準備金	2,325
	その他利益剰余金	99,640
	（うち当期純損失）	(36)
	合計	456,222

第74期決算公告

令和８年２月20日

富山市四方西岩瀬石瀬175番地

富山薬品株式会社

代表取締役　西野　惠三

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	562,024
	固定資産	119,307
	合計	681,331
負債及び純資産の部	流動負債	144,407
	固定負債	96,378
	株主資本	440,546
	資本金	21,625
	利益剰余金	429,946
	その他利益剰余金	429,946
	（うち当期純利益）	(14,286)
	自己株式	△11,025
	合計	681,331

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十日

名古屋市守山区野萩町三番一三号

（甲）株式会社中部テクノ

代表取締役　山口　雅樹

名古屋市守山区野萩町三番一三号

（乙）ステリルエアージャパン株式会社

代表取締役　山口　雅樹

第８期決算公告

令和８年２月20日

名古屋市守山区野萩町３番13号

ステリルエアージャパン株式会社

代表取締役　山口　雅樹

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	134,006,969
	固定資産	192,000
	合計	134,198,969
負債及び純資産の部	流動負債	43,713,226
	固定負債	107,591,000
	株主資本	△17,105,257
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	△37,105,257
	その他利益剰余金	△37,105,257
	（うち当期純損失）	(27,174,544)
	合計	134,198,969

第25期決算公告

令和８年２月20日

名古屋市守山区野萩町３番13号

株式会社中部テクノ

代表取締役　山口　雅樹

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	759,438,774
	固定資産	394,045,589
	合計	1,153,484,363
負債及び純資産の部	流動負債	183,106,558
	固定負債	108,300,000
	株主資本	862,077,805
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	842,077,805
	利益準備金	750,000
	その他利益剰余金	841,327,805
	（うち当期純利益）	(155,668,927)
	合計	1,153,484,363

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十日

大阪市東淀川区瑞光二丁目五番三七号

（甲）株式会社コーワ

代表取締役　入江　雅彦

大阪市東淀川区瑞光二丁目五番三七号

（乙）テクノパーツ株式会社

代表取締役　入江　雅彦

決算公告

令和８年２月20日

大阪市東淀川区瑞光二丁目５番37号

テクノパーツ株式会社

代表取締役　入江　雅彦

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,810
	固定資産	13,468
	合計	16,278
負債及び純資産の部	流動負債	1,874
	株主資本	14,404
	資本金	10,000
	利益剰余金	4,404
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,904
	（うち当期純損失）	(255)
	合計	16,278

決算公告

令和８年２月20日

大阪市東淀川区瑞光二丁目５番37号

株式会社コーワ

代表取締役　入江　雅彦

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	2,605
	固定資産	874
	合計	3,480
負債及び純資産の部	流動負債	1,198
	固定負債	220
	株主資本	2,061
	資本金	30
	利益剰余金	2,031
	利益準備金	7
	その他利益剰余金	2,023
	（うち当期純利益）	(120)
	合計	3,480

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十日

神戸市灘区下河原通一丁目一番三号

（甲）株式会社Ｃｏｂｏ

代表取締役　飯島　資之

神戸市灘区下河原通一丁目一番三号

（乙）株式会社コラボレ

代表取締役　飯島　資之

第17期決算公告

令和８年２月20日

神戸市灘区下河原通一丁目１番３号

株式会社コラボレ

代表取締役　飯島　資之

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	557
	固定資産	45
	合計	602
負債及び純資産の部	流動負債	233
	固定負債	1
	株主資本	368
	資本金	10
	利益剰余金	358
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	356
	（うち当期純利益）	(228)
	合計	602

第23期決算公告

令和８年２月20日

神戸市灘区下河原通一丁目１番３号

株式会社Ｃｏｂｏ

代表取締役　飯島　資之

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	151
	固定資産	224
	合計	375
負債及び純資産の部	流動負債	0
	株主資本	375
	資本金	10
	利益剰余金	365
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	363
	（うち当期純利益）	(350)
	合計	375

第79期決算公告　令和８年２月20日
群馬県桐生市相生町二丁目499番地４
眞木産業株式会社
代表取締役　赤木　　馨
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	374,908,661
	固定資産	292,047,739
	合計	666,956,400
負債及び純資産の部	流動負債	160,515,232
	固定負債	260,411,050
	株主資本	246,030,118
	資本金	10,560,000
	利益剰余金	237,062,118
	利益準備金	2,640,000
	その他利益剰余金	234,422,118
	（うち当期純損失）	(3,380,309)
	自己株式	△1,592,000
	合計	666,956,400

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五十六万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月三十一日であり、株主総会の決議は、令和八年三月一日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十日
群馬県桐生市相生町二丁目四九九番地
四　眞木産業株式会社
代表取締役　赤木　　馨

第79期決算公告　令和８年２月20日
埼玉県熊谷市妻沼372番地の１
きんまる星醤油株式会社
代表取締役　我妻　健治
貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	310,739
	固定資産	72,251
	資産合計	382,990
負債及び純資産の部	流動負債	324,732
	固定負債	173,877
	株主資本	△115,618
	資本金	24,000
	資本剰余金	217
	資本準備金	217
	利益剰余金	△139,835
	利益準備金	6,000
	その他利益剰余金	△145,835
	（うち当期純損失）	(17,854)
	負債・純資産合計	382,990

第39期決算公告　令和８年２月20日
東京都中央区東日本橋一丁目５番６号
株式会社ＳＣＨＯＬＡ
代表取締役　川路　洋子
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,106,004
	固定資産	18,312
	資産合計	1,124,316
負債及び純資産の部	流動負債	12,447
	固定負債	1,032,091
	株主資本	79,778
	資本金	100,000
	資本剰余金	23,443
	資本準備金	16,500
	その他資本剰余金	6,943
	利益剰余金	△43,665
	その他利益剰余金	△43,665
	（うち当期純利益）	(23,633)
	負債・純資産合計	1,124,316

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千二百万円減少し八千八百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月二十二日であり、株主総会の決議は、令和八年二月十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年二月二十日
東京都中央区東日本橋一丁目五番六号
株式会社ＳＣＨＯＬＡ
代表取締役　川路　洋子

第11期決算公告
令和８年２月20日
東京都港区三田１丁目２番18号
株式会社ドアーズ
代表取締役　輿石　雅志
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	676,310
	固定資産	43,367
	資産合計	719,677
負債及び純資産の部	流動負債	205,653
	賞与引当金	2,997
	固定負債	7,141
	株主資本	506,882
	資本金	100,000
	利益剰余金	406,882
	その他利益剰余金	406,882
	（うち当期純利益）	(95,000)
	負債・純資産合計	719,677

2025年度決算公告

2026年２月12日　　東京都北区浮間五丁目５番１号

中外製薬工業株式会社

代表取締役社長　鎌田　謙次

貸借対照表の要旨
（2025年12月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	130,192	流動負債	231,484
固定資産	158,985	（賞与引当金）	(3,836)
有形固定資産	151,496	（役員賞与引当金）	(7)
投資その他の資産	7,489	固定負債	954
		（退職給付引当金）	(592)
		負債合計	232,439
		株主資本	56,739
		資本金	80
		資本剰余金	53,273
		資本準備金	53,273
		利益剰余金	3,386
		利益準備金	20
		その他利益剰余金	3,366
		純資産合計	56,739
資産合計	289,177	負債・純資産合計	289,177

損益計算書の要旨
（自　2025年１月１日　至　2025年12月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	123,672	経常利益	882
売上原価	121,541	税引前当期純利益	882
売上総利益	2,131	法人税、住民税及び事業税	1,206
販売費及び一般管理費	1,289	法人税等調整額	△1,076
営業利益	842	当期純利益	752
営業外収益	46		
営業外費用	6		

第７期決算公告
令和８年２月20日
東京都千代田区大手町一丁目５番１号
大手町ファーストスクエアイーストタワー15Ｆ
株式会社ボードアドバイザーズ
代表取締役　佃　　秀昭
貸借対照表の要旨　（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,404,512	流動負債	247,460
固定資産	102,928	株主資本	1,259,980
		資本金	30,000
		資本剰余金	103,323
		資本準備金	31,257
		その他資本剰余金	72,065
		利益剰余金	1,163,106
		その他利益剰余金	1,163,106
		（うち当期純利益）	(226,582)
		自己株式	△36,448
資産合計	1,507,441	負債・純資産合計	1,507,441

第17期決算公告
令和８年２月20日　　東京都港区西新橋一丁目１番１号
スターサージカル株式会社
代表取締役　中田　博之
貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,742	流動負債	1,159
固定資産	358	賞与引当金	82
		返品調整引当金	59
		固定負債	165
		退職給付引当金	60
		有給休暇引当金	16
		株主資本	1,777
		資本金	385
		利益剰余金	1,392
		利益準備金	22
		その他利益剰余金	1,369
		（うち当期純利益）	(147)
資産合計	3,101	負債・純資産合計	3,101

第２期決算公告

令和７年12月24日
東京都港区赤坂一丁目14番５号
株式会社ＹＯ01
代表取締役　田中　良和

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,000
	資産合計	1,000
負純資産及び部	流動負債	1,350
	負債合計	1,350
	株主資本	△350
	資本金	500
	資本剰余金	500
	資本準備金	500
	利益剰余金	△1,350
	その他利益剰余金	△1,350
	（うち当期純損失）	(862)
	純資産合計	△350
	負債・純資産合計	1,000

第９期決算公告

令和７年12月24日
東京都港区赤坂一丁目14番５号
モグナ株式会社
代表取締役　田中　良和

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	7,267
	資産合計	7,267
負純資産及び部	流動負債	1,234,318
	負債合計	1,234,318
	株主資本	△1,227,050
	資本金	3,000
	利益剰余金	△1,230,050
	その他利益剰余金	△1,230,050
	（うち当期純損失）	(741)
	純資産合計	△1,227,050
	負債・純資産合計	7,267

第１期決算公告

令和８年２月20日
東京都港区虎ノ門１丁目21番19号
株式会社ＣＩＮＣ　Ｃａｐｉｔａｌ
代表取締役　石松　友典

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	49,792
	資産合計	49,792
負純資産及び部	流動負債	213,830
	固定負債	50,000
	株主資本	△214,037
	資本金	10,000
	資本剰余金	3,608
	その他資本剰余金	3,608
	利益剰余金	△227,646
	その他利益剰余金	△227,646
	（うち当期純損失）	(227,646)
	負債・純資産合計	49,792

第11期決算公告

令和８年２月20日
東京都渋谷区代々木一丁目36番１号
株式会社サイキンソー
代表取締役　沢井　悠

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	219,208
	固定資産	143,935
	資産合計	363,143
負純資産及び部	流動負債	384,790
	固定負債	129,602
	株主資本	△ 151,249
	資本金	37,499
	資本剰余金	1,285,108
	資本準備金	661,304
	その他資本剰余金	623,804
	利益剰余金	△ 1,473,857
	その他利益剰余金	△ 1,473,857
	（うち当期純損失）	(287,633)
	負債・純資産合計	363,143

第69期決算公告

令和８年２月20日
山梨県南都留郡道志村11250番地
株式会社加藤電器製作所

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	9,664,088
	固定資産	13,125,953
	繰延資産	1,147
	資産合計	22,791,189
負純資産及び部	流動負債	9,204,750
	固定負債	797,750
	株主資本	12,788,688
	資本金	88,000
	資本剰余金	1,183,280
	その他資本剰余金	1,183,280
	利益剰余金	11,517,408
	利益準備金	22,000
	その他利益剰余金	11,495,408
	（うち当期純利益）	(764,745)
	負債・純資産合計	22,791,189

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務を全部承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和８年２月二十日
山梨県南都留郡道志村一一二五〇番地
（甲）株式会社加藤電器製作所
代表取締役　加藤九丁目一〇番地
山梨県富士吉田市上吉田東
一二号
（乙）大蔵電気株式会社
代表取締役　加藤六丁目一〇番地
宮城県宮城郡利府町しらかし台
一番地の一
（丙）東北大蔵電気株式会社
代表取締役　加藤修央

第34期決算公告

令和８年２月20日
宮城県宮城郡利府町しらかし台
六丁目11番地の１
東北大蔵電気株式会社

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	982,976
	固定資産	143,110
	資産合計	1,126,087
負純資産及び部	流動負債	443,418
	株主資本	682,669
	資本金	80,000
	利益剰余金	602,669
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	582,669
	（うち当期純利益）	(118,405)
	負債・純資産合計	1,126,087

第46期決算公告

令和８年２月20日
山梨県富士吉田市上吉田東
九丁目10番12号
大蔵電気株式会社

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,646,024
	固定資産	541,117
	資産合計	2,187,141
負純資産及び部	流動負債	815,849
	株主資本	1,371,292
	資本金	80,000
	利益剰余金	1,291,292
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	1,271,292
	（うち当期純損失）	(111,602)
	負債・純資産合計	2,187,141

第35期決算公告

令和８年２月20日
愛知県岡崎市小呂町字ミタライ10番地４
株式会社ワンピーインダストリー
代表取締役　田中　康徳

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	160,519
	固定資産	148,948
	合計	309,467
負純資産及び部	流動負債	66,196
	固定負債	113,015
	株主資本	130,256
	資本金	10,000
	利益剰余金	120,256
	利益準備金	150
	その他利益剰余金	120,106
	（うち当期純損失）	(29,117)
	合計	309,467

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務を全部承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和８年２月二十日
愛知県岡崎市小呂町字ミタライ一〇番地四
（甲）株式会社ワンピーインダストリー
代表取締役　田中　康徳
愛知県岡崎市小呂町字ミタライ一三番地一
（乙）株式会社ワンシーインダストリー
代表取締役　田中　康徳
愛知県岡崎市小呂町字ミタライ一〇四番地
五　株式会社ワンデーインダストリー
代表取締役　田中　康徳

第16期決算公告

令和８年２月20日
愛知県岡崎市小呂町字ミタライ104番地５
株式会社ワンデーインダストリー
代表取締役　田中　康徳

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	24,084
	固定資産	9,811
	合計	33,896
負純資産及び部	流動負債	19,364
	固定負債	7,464
	株主資本	7,067
	資本金	5,000
	利益剰余金	2,067
	その他利益剰余金	2,067
	（うち当期純損失）	(6,644)
	合計	33,896

第５期決算公告

令和８年２月20日
愛知県岡崎市小呂町字ミタライ13番地１
株式会社ワンシーインダストリー
代表取締役　田中　康徳

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	50,997
	固定資産	6,813
	合計	57,811
負純資産及び部	流動負債	13,524
	固定負債	354
	株主資本	43,932
	資本金	5,000
	利益剰余金	38,932
	その他利益剰余金	38,932
	（うち当期純利益）	(8,402)
	合計	57,811

第 69 期 決 算 公 告

令和８年２月20日

京都市南区西九条東島町63番地の１

エムケイ石油株式会社

代表取締役　中島　勇輔

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,470,490
	固定資産	4,192,416
	繰延資産	853
	資産合計	**6,663,759**
負債及び純資産の部	流動負債	1,675,827
	固定負債	2,348,747
	株主資本	2,639,185
	資本金	40,000
	資本剰余金	40,000
	資本準備金	40,000
	利益剰余金	2,559,185
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	2,539,185
	（うち当期純利益）	(31,398)
	負債・純資産合計	**6,663,759**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年四月一日を予定しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年二月二十日

京都市南区西九条東島町六三番地の一

（甲）エムケイ石油株式会社

代表取締役　中島　勇輔

京都市南区西九条東島町六三番地の一

（乙）ベストバリューエネルギー株式会社

代表取締役　中島　勇輔

第 18 期 決 算 公 告

令和８年２月20日

京都市南区西九条東島町63番地の１

ベストバリューエネルギー株式会社

代表取締役　中島　勇輔

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	262,985
	固定資産	956,912
	繰延資産	2,683
	資産合計	**1,222,580**
負債及び純資産の部	流動負債	384,349
	固定負債	1,012,270
	株主資本	△174,039
	資本金	8,000
	利益剰余金	△182,039
	その他利益剰余金	△182,039
	（うち当期純損失）	(110,819)
	負債・純資産合計	**1,222,580**

第 4 期 決 算 公 告

令和８年１月28日

東京都港区虎ノ門三丁目４番10号
虎ノ門35森ビル

株式会社ＣＧＢＯ

代表取締役　佐藤　彰紀

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	741,087
	固定資産	503,807
	合計	**1,244,894**
負債及び純資産の部	流動負債	196,265
	固定負債	654,640
	株主資本	393,989
	資本金	3,000
	利益剰余金	390,989
	利益準備金	75
	その他利益剰余金	390,914
	（うち当期純利益）	(135,500)
	合計	**1,244,894**

第 57 期決算公告

令和７年12月16日

福井市石新保町28号67番地２

福井太陽株式会社

代表取締役　河嶋　康宏

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	2,276,172
	固定資産	296,918
	合計	**2,573,090**
負債及び純資産の部	流動負債	1,314,874
	固定負債	34,698
	株主資本	1,223,518
	資本金	27,850
	資本剰余金	6,701
	資本準備金	6,701
	利益剰余金	1,188,967
	利益準備金	6,962
	その他利益剰余金	1,182,004
	（うち当期純利益）	(88,293)
	合計	**2,573,090**

第 3 期 決 算 公 告

令和８年２月20日

徳島県海部郡美波町山河内字外ノ牟井一番地六

かきの株式会社

代表取締役　中村　智治

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	9,391
	固定資産	549
	繰延資産	2,113
	資産合計	**12,054**
負債及び純資産の部	流動負債	1,519
	固定負債	24,747
	負債の部合計	**26,267**
	株主資本	△14,212
	資本金	3,000
	資本剰余金	3,000
	資本準備金	3,000
	利益剰余金	△20,212
	その他利益剰余金	△20,212
	（うち当期純損失）	(13,064)
	純資産の部合計	**△14,212**
	負債・純資産合計	**12,054**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）下記のとおりです。

（乙）左記のとおりです。

令和八年二月二十日

徳島県海部郡美波町山河内字外ノ牟井一番地六

（甲）うみの株式会社

代表取締役　中村　智治

徳島県海部郡美波町山河内字外ノ牟井一番地六

（乙）かきの株式会社

代表取締役　中村　智治

第 7 期決算公告

令和８年２月20日

徳島県海部郡美波町山河内字外ノ牟井一番地六

うみの株式会社

代表取締役　中村　智治

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	88,126
	固定資産	167,680
	合計	**255,806**
負債及び純資産の部	流動負債	37,400
	固定負債	13,723
	株主資本	204,682
	資本金	50,000
	資本剰余金	78,751
	資本準備金	78,751
	利益剰余金	75,931
	その他利益剰余金	75,931
	（うち当期純利益）	(20,136)
	合計	**255,806**

第 50 期決算公告

令和８年１月15日

静岡市清水区長崎69番地の１

イハラ代弁株式会社

代表取締役　篠原　卓朗

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	766,962
	固定資産	631,098
	資産合計	**1,398,060**
負債及び純資産の部	流動負債	240,956
	固定負債	390,373
	株主資本	719,448
	資本金	12,500
	利益剰余金	706,948
	利益準備金	3,125
	その他利益剰余金	703,823
	（うち当期純利益）	(48,209)
	評価・換算差額等	47,283
	有価証券評価差額金	47,283
	負債・純資産合計	**1,398,060**

第 19 期決算公告

令和８年２月20日

広島県東広島市八本松町原7073番地１

株式会社テクナサービス

代表取締役　岡田　一龍

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	314,719
	固定資産	185,581
	繰延資産	31,246
	合計	**531,547**
負債及び純資産の部	流動負債	199,821
	固定負債	386,267
	株主資本	△ 54,540
	資本金	9,000
	資本剰余金	3,000
	その他資本剰余金	3,000
	利益剰余金	△ 66,540
	その他利益剰余金	△ 66,540
	（うち当期純損失）	(9,347)
	合計	**531,547**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し、乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

（丙）下記のとおりです。

（丁）下記のとおりです。

令和八年二月二十日

群馬県前橋市宮地町四三番地
（甲）北関東輸送ホールディング株式会社
代表取締役　後藤　伸之

群馬県前橋市宮地町四三番地
（乙）Ｋａｏｎ株式会社
代表取締役　後藤　伸之

群馬県前橋市宮地町四三番地
（丙）北関東輸送株式会社
代表取締役　小島　相秀

群馬県前橋市宮地町四三番地
（丁）株式会社Ｊアシスト
代表取締役　小島　相秀

第３期決算公告

令和８年２月20日
北九州市八幡西区北筑一丁目11番16号
株式会社Ｆ－ｗｅａｖｅ
代表取締役　石松　彩乃

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	9,767,737
	固定資産	228,445
	繰延資産	208,410
	資産合計	10,204,592
負純資産の債及び部	流動負債	1,757,329
	固定負債	7,999,780
	株主資本	447,483
	資本金	10,500,000
	利益剰余金	△10,052,517
	その他利益剰余金	△10,052,517
	（うち当期純損失）	(10,052,517)
	負債・純資産合計	10,204,592

第４期決算公告

令和８年２月20日
福岡県糟屋郡志免町片峰３丁目６－５
Ａｍｂｉｈｏｎｅ株式会社
代表取締役　中嶋　大祐

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	318,757
	固定資産	341,624
	資産合計	660,381
負純資産の債及び部	流動負債	224,183
	（うち賞与引当金）	(28,075)
	固定負債	160,953
	株主資本	275,243
	資本金	25,000
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	225,243
	その他利益剰余金	225,243
	（うち当期純利益）	(172,236)
	負債・純資産合計	660,381

第３期決算公告

令和８年２月20日
群馬県前橋市宮地町43番地
株式会社Ｊアシスト
代表取締役　小島　相秀

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	48,761,655
	資産合計	48,761,655
負純資産の債及び部	流動負債	18,635,391
	株主資本	30,126,264
	資本金	8,000,000
	利益剰余金	22,126,264
	その他利益剰余金	22,126,264
	（うち当期純利益）	(12,041,070)
	負債・純資産合計	48,761,655

第55期決算公告

令和８年２月20日
群馬県前橋市宮地町43番地
北関東輸送株式会社
代表取締役　小島　相秀

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	3,856,344,838
	固定資産	1,710,536,924
	繰延資産	338,174
	資産合計	5,567,219,936
負純資産の債及び部	流動負債	686,352,253
	固定負債	183,680,000
	株主資本	4,697,187,683
	資本金	30,000,000
	利益剰余金	4,667,187,683
	利益準備金	12,500,000
	その他利益剰余金	4,654,687,683
	（うち当期純利益）	(488,205,716)
	負債・純資産合計	5,567,219,936

第16期決算公告

令和８年１月29日
大分県宇佐市大字四日市917番地の１
宇佐オーガニックファーム株式会社
代表取締役　佐藤　清志

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	49,186
	固定資産	14,864
	合計	64,050
負純資産の債及び部	流動負債	17,818
	（うち賞与引当金）	(190)
	固定負債	235,408
	（うち退職給付引当金）	(408)
	株主資本	△ 189,176
	資本金	1,000
	利益剰余金	△ 190,176
	その他利益剰余金	△ 190,176
	（うち当期純損失）	(29,836)
	合計	64,050

第109期決算公告

令和８年２月20日
東京都千代田区二番町６番地３
三協商事株式会社
代表取締役社長　竹村　和之

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,077,247
	固定資産	900,747
	合計	3,977,995
負純資産の債及び部	流動負債	1,890,089
	固定負債	678,282
	株主資本	1,409,623
	資本金	55,000
	利益剰余金	1,354,623
	利益準備金	14,000
	その他利益剰余金	1,340,623
	（うち当期純利益）	(60,888)
	合計	3,977,995

第19期決算公告

令和８年２月20日

東京都港区赤坂五丁目５番18号
株式会社ＣＯＰＵＳ　ＪＡＰＡＮ
代表取締役　呉　栄燮

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,090,267
	固定資産	3,559,797
	合計	5,650,064
負債及び純資産の部	流動負債	3,178,178
	賞与引当金	278
	法定福利費引当金	41
	固定負債	84,394
	退職給付引当金	12,219
	役員退職慰労引当金	47,198
	株主資本	2,387,491
	資本金	355,000
	資本剰余金	356,282
	資本準備金	344,966
	その他資本剰余金	11,316
	利益剰余金	1,676,209
	その他利益剰余金	1,676,209
	（うち当期純利益）	(80,264)
	合計	5,650,064

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年二月二十日

東京都港区赤坂五丁目五番一八号
（甲）株式会社ＣＯＰＵＳ　ＪＡＰＡＮ
代表取締役　呉　栄燮

東京都港区赤坂五丁目五番一八号
（乙）株式会社ＣＯＰＵＳ　ＣＯＮＴＥＮＴＳ　ＬＡＢ
代表取締役　韓　知伶

第３期決算公告

令和８年２月20日
東京都港区赤坂五丁目５番18号
株式会社ＣＯＰＵＳ　ＣＯＮＴＥＮＴＳ　ＬＡＢ
代表取締役　韓　知伶

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	49,864
	合計	49,864
負純資産の債及び部	流動負債	2,079
	株主資本	47,785
	資本金	26,250
	資本剰余金	26,250
	資本準備金	26,250
	利益剰余金	△4,714
	その他利益剰余金	△4,714
	（うち当期純損失）	(4,040)
	合計	49,864

決　算　公　告

令和８年２月20日
東京都台東区東上野四丁目８番１号
株式会社サンライズワークス
代表取締役　中野　穣二

貸借対照表の要旨
（令和７年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	318,813
	固定資産	79,476
	合計	398,289
負債及び純資産の部	流動負債	107,175
	固定負債	185,544
	株主資本	105,570
	資本金	40,000
	利益剰余金	65,570
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	65,570
	（うち当期純利益）	(1,599)
	合計	398,289

合併公告

左記会社は合併して甲は乙と丙の権利義務全部を承継して存続し乙と丙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年二月二十日
東京都台東区東上野四丁目八番一号
（甲）株式会社サンライズワークス
代表取締役　中野　穣二
大阪市北区大深町四番二〇号
（乙）株式会社アローズコーポレーション
代表取締役　中野　穣二
東京都台東区東上野四丁目八番一号
（丙）株式会社くらしナビ
代表取締役　中野　穣二

決　算　公　告

令和８年２月20日
東京都台東区東上野四丁目８番１号
株式会社くらしナビ
代表取締役　中野　穣二

貸借対照表の要旨
（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	90,870
	固定資産	8,624
	合計	99,494
負債及び純資産の部	流動負債	18,916
	固定負債	57,287
	株主資本	23,291
	資本金	10,000
	利益剰余金	13,291
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	13,291
	（うち当期純利益）	(1,582)
	合計	99,494

決　算　公　告

令和８年２月20日
大阪市北区大深町４番20号
株式会社アローズコーポレーション
代表取締役　中野　穣二

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	336,804
	固定資産	90,462
	合計	427,266
負債及び純資産の部	流動負債	366,017
	固定負債	56,150
	株主資本	5,099
	資本金	1,000
	利益剰余金	4,099
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	4,099
	（うち当期純利益）	(5,679)
	合計	427,266

第47期決算公告

令和８年２月20日

岡山市東区松新町678番地の11

ヒカリ産業株式会社

代表取締役　長田　義光

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,313
	固定資産	1,205
	合計	3,518
負債及び純資産の部	流動負債	1,492
	賞与引当金	68
	固定負債	1,270
	株主資本	756
	資本金	60
	資本剰余金	98
	その他資本剰余金	98
	利益剰余金	597
	利益準備金	15
	その他利益剰余金	582
	（うち当期純利益）	(121)
	合計	3,518

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年二月二十日
岡山市東区松新町六七八番地の一
（甲）ヒカリ産業株式会社
代表取締役　長田　義光
広島県三原市南方一丁目三番三七号
（乙）株式会社フレッシュ物流
代表取締役　長田　義光

第36期決算公告

令和８年２月20日
広島県三原市南方一丁目３番37号
株式会社フレッシュ物流
代表取締役　長田　義光

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	241
	固定資産	36
	合計	278
負債及び純資産の部	流動負債	252
	賞与引当金	6
	固定負債	70
	株主資本	△44
	資本金	20
	利益剰余金	△64
	その他利益剰余金	△64
	（うち当期純損失）	(51)
	合計	278

第11期決算公告

令和８年２月20日
東京都文京区向丘二丁目３番10号
ＭｙＳｋｉｎ株式会社
代表取締役　西　　康宏

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	244,536
	固定資産	24,461
	資産合計	268,998
負債及び純資産の部	流動負債	10,100
	固定負債	102,849
	株主資本	156,048
	資本金	100,000
	資本剰余金	336,677
	資本準備金	258,750
	その他資本剰余金	77,927
	利益剰余金	△280,629
	その他利益剰余金	△280,629
	（うち当期純利益）	(75,480)
	負債・純資産合計	268,998

第７期決算公告

令和８年２月20日
東京都港区海岸一丁目２番20号
汐留ビルディング３階
マジセミ株式会社
代表取締役　寺田　雄一

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	316,720,630
	固定資産	10,540,768
	資産合計	327,261,398
負債及び純資産の部	流動負債	79,920,334
	固定負債	20,815,033
	株主資本	226,526,031
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	216,526,031
	その他利益剰余金	216,526,031
	（うち当期純利益）	(79,418,702)
	負債・純資産合計	327,261,398

第12期決算公告

令和８年２月20日
東京都江東区有明三丁目７番11号
有明パークビル20階
株式会社オープンソース活用研究所
代表取締役　寺田　雄一

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	113,574,991
	固定資産	8,000,000
	資産合計	121,574,991
負債及び純資産の部	流動負債	13,507,324
	固定負債	332,497
	株主資本	107,735,170
	資本金	2,000,000
	利益剰余金	105,735,170
	その他利益剰余金	105,735,170
	（うち当期純利益）	(29,921,034)
	負債・純資産合計	121,574,991

第１期決算公告

令和８年２月20日
東京都渋谷区渋谷一丁目23番21号
ハイブリッドメディカル株式会社
代表取締役社長　四元　　誠

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	266,140
	固定資産	3,095
	合計	269,236
負債及び純資産の部	流動負債	39,823
	株主資本	229,412
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	29,412
	その他利益剰余金	29,412
	（うち当期純利益）	(29,412)
	合計	269,236

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億七千九百万円減少し百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号
株式会社マルハンユナイテッドパートナーズ
代表取締役　韓　裕

第４期決算公告

令和８年２月20日　東京都千代田区丸の内一丁目11番１号
株式会社マルハンユナイテッドパートナーズ
代表取締役　韓　裕

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	863,603	流動負債	243,394
固定資産	7,511,753	固定負債	6,717,928
		株主資本	1,414,014
		資本金	90,000
		資本剰余金	1,719,950
		資本準備金	904,950
		その他資本剰余金	815,000
		利益剰余金	△395,935
		その他利益剰余金	△395,935
		（うち当期純損失）	（30,951）
		評価・換算差額等	19
		その他有価証券評価差額金	19
資産合計	8,375,356	負債・純資産合計	8,375,356

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.mitsuroko-vessel.com/

（乙）左記のとおりです。

令和八年二月二十日

宮城県仙台市青葉区二日町二番二七号
（甲）株式会社ミツウロコヴェッセル東北
代表取締役　石井　大輔
山形県山形市飯沢五二三番地一
（乙）株式会社丹野商店
代表取締役　湯田　守

第76期決算公告

令和８年２月20日　山形県山形市飯沢523番地１
株式会社丹野商店
代表取締役　湯田　守

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	92,696	流動負債	44,731
固定資産	14,621	（うち役員退職金引当金）	（25,000）
		固定負債	1,660
		株主資本	60,925
		資本金	12,000
		資本剰余金	7,044
		その他資本剰余金	7,044
		利益剰余金	41,881
		利益準備金	2,921
		その他利益剰余金	38,960
		（うち当期純損失）	（18,923）
資産合計	107,317	負債・純資産合計	107,317

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により茨城トヨペット株式会社（乙、茨城県水戸市千波町二〇二八番地の一）の不動産管理事業及び総務、経理等の一般管理部門に関する権利義務を承継することにいたしました。

また、当社（甲）は、吸収分割によりネッツトヨタつくば株式会社（丙、茨城県古河市旭町二丁目一九番三五号）の不動産管理事業及び総務、経理等の一般管理部門に関する権利義務を承継することにいたしました。

これらの会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年二月二十日

茨城県水戸市千波町二〇二八番地一
株式会社ハタヤホールディングス
代表取締役　幡谷俊一郎

第69期決算公告　令和８年２月20日

茨城県水戸市千波町2028番地１
株式会社ハタヤホールディングス

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	30,273
	固定資産	1,354,313
	有形固定資産	1,198,994
	無形固定資産	585
	投資その他の資産	154,733
	資産合計	1,384,587
負債及び純資産の部	流動負債	20,170
	固定負債	1,157,800
	株主資本	206,617
	資本金	48,000
	利益剰余金	158,617
	利益準備金	6,600
	その他利益剰余金	152,017
	（うち当期純利益）	（60,860）
	負債・純資産合計	1,384,587

第45期決算公告　令和８年２月20日

茨城県古河市旭町二丁目19番35号
ネッツトヨタつくば株式会社

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	4,092
	固定資産	4,473
	資産合計	8,565
負債及び純資産の部	流動負債	2,986
	賞与引当金	85
	固定負債	461
	退職給付引当金	92
	株主資本	5,117
	資本金	50
	利益剰余金	5,142
	利益準備金	12
	その他利益剰余金	5,129
	（うち当期純損失）	（261）
	自己株式	△75
	負債・純資産合計	8,565

乙の貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	18,765	流動負債	13,913
固定資産	14,035	賞与引当金	60
繰延資産	1	固定負債	3,084
		退職給付引当金	676
		株主資本	14,325
		資本金	50
		資本剰余金	38
		資本準備金	38
		利益剰余金	14,255
		利益準備金	22
		その他利益剰余金	14,233
		（うち当期純利益）	（1,124）
		自己株式	△17
		評価・換算差額等	1,478
		評価差額金	1,478
資産合計	32,802	負債・純資産合計	32,802

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十日

東京都港区南青山五丁目六番二四号
（甲）株式会社タグボート
代表取締役　川口　清勝

東京都港区南青山五丁目六番二四号
（乙）株式会社マガボン
代表取締役　川口　清勝

第18期決算公告

令和８年２月20日
東京都港区南青山五丁目６番24号
株式会社マガボン
代表取締役　川口　清勝

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	25,570
	固定資産	2,676
	合計	28,246
負債及び純資産の部	流動負債	4,827
	株主資本	23,419
	資本金	57,415
	資本剰余金	17,414
	資本準備金	17,414
	利益剰余金	△51,410
	その他利益剰余金	△51,410
	（うち当期純利益）	(10,911)
	合計	28,246

第26期決算公告

令和８年２月20日
東京都港区南青山五丁目６番24号
株式会社タグボート
代表取締役　川口　清勝

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	713,239
	固定資産	738,987
	合計	1,452,227
負債及び純資産の部	流動負債	427,913
	固定負債	40,995
	株主資本	983,317
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,225,104
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,222,604
	（うち当期純利益）	(111,191)
	自己株式	△251,787
	合計	1,452,227

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月二十日

東京都渋谷区円山町二〇番一号
（甲）株式会社大宗フュージョン
代表取締役　八木　浩史

東京都渋谷区円山町二〇番一号
（乙）株式会社ティーエムオー
代表取締役　八木　浩史

第27期決算公告

令和８年２月20日
東京都渋谷区円山町20番１号
株式会社ティーエムオー
代表取締役　八木　浩史

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	141,944
	固定資産	23,267,000
	資産合計	23,408,944
負債及び純資産の部	流動負債	10,000,000
	固定負債	45,000,000
	株主資本	△31,591,056
	資本金	10,350,000
	利益剰余金	△41,941,056
	その他利益剰余金	△41,941,056
	（うち当期純利益）	(7)
	負債・純資産合計	23,408,944

第30期決算公告

令和８年２月20日
東京都渋谷区円山町20番１号
株式会社大宗フュージョン
代表取締役　八木　浩史

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	89,308
	固定資産	67,741
	資産合計	157,050
負債及び純資産の部	流動負債	70
	固定負債	112,687
	株主資本	44,292
	資本金	10,000
	利益剰余金	34,292
	その他利益剰余金	34,292
	（うち当期純利益）	(42)
	負債・純資産合計	157,050

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年二月二十日

兵庫県尼崎市塚口町一丁目一五番地の八
（甲）株式会社いかりスーパーマーケット
代表取締役　行光　恒夫

兵庫県宝塚市高松町二番一二号
（乙）有楽調理食品株式会社
代表取締役　行光　恒夫

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する有楽調理食品株式会社（本店兵庫県宝塚市高松町二番一二号）に対して、当社の有価証券投資事業に関する権利義務の一部を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年二月二十日

兵庫県宝塚市高松町二番一二号
有楽調理食品株式会社
代表取締役　行光　恒夫

第59期決算公告

令和８年２月20日　兵庫県尼崎市塚口町一丁目15番地の８
株式会社いかりスーパーマーケット
代表取締役　行光　恒夫

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,007,778	流動負債	4,094,691
固定資産	15,961,054	（賞与引当金）	(83,264)
		固定負債	8,623,917
		（退職給付引当金）	(1,088,168)
		株主資本	11,250,224
		資本金	98,000
		資本剰余金	41,150
		その他資本剰余金	41,150
		利益剰余金	11,189,840
		利益準備金	34,787
		その他利益剰余金	11,155,053
		（うち当期純利益）	(34,015)
		自己株式	△78,766
資産合計	23,968,832	負債・純資産合計	23,968,832

第42期決算公告

令和８年２月20日

兵庫県宝塚市高松町２番12号
有楽調理食品株式会社
代表取締役　行光　恒夫

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	256,171	流動負債	272,848
固定資産	1,582,090	固定負債	1,048,904
繰延資産	1,206	（退職給付引当金）	(62,658)
		株主資本	517,715
		資本金	20,000
		利益剰余金	517,715
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	512,715
		（うち当期純損失）	(97,729)
		自己株式	△20,000
資産合計	1,839,468	負債・純資産合計	1,839,468